

第百二回国会 法務委員会 議 録 第 十 九 号

昭和六十年五月十七日(金曜日)  
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君

理事 高村 正彦君

理事 天野 等君

理事 岡本 富夫君

理事 井出 太郎君

理事 奥田 敬和君

理事 栗原 祐幸君

理事 塩崎 潤君

理事 山崎武三郎君

理事 小澤 克介君

理事 中村 巖君

理事 伊藤 昌弘君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 嶋崎 均君

出席府政委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務大臣官房審議官 稻葉 威雄君

法務大臣官房司 菊池 信男君

法務省調査部長 寛 榮一君

法務省刑事局長 小林 俊二君

法務省入国管理局長 小田 修造君

郵政省放送行政局長 徳田 修造君

委員外の出席者

議 員 近藤 鉄雄君

警察庁警務局長 井野 忠彦君

与厚生課犯罪被害給付室長 中門 弘君

警察庁刑事局刑事企画課長 中門 弘君

警察庁刑事局捜査第一課長 藤原 享君  
警察庁警備局公安第一課長 吉野 準君  
警察庁警備局公安第三課長 鏡山 昭典君  
警察庁警備局外事課長 赤木 孝志君  
法務省入国管理局登録課長 黒木 忠正君  
最高裁判所事務総局刑事局長 小野 幹雄君  
法務委員会調査室長 末永 秀夫君

委員の異動

五月十七日

補欠選任

衛藤征士郎君

玉置 和郎君

同日

補欠選任

奥田 敬和君

笹山 登生君

同日

補欠選任

奥田 敬和君

笹山 登生君

五月十七日

スパイ防止法制定に関する請願(有馬元治君紹介(第四五一四号))

同(加藤六月君紹介(第四五一五号))

同(佐藤信二君紹介(第四五一六号))

同(三木武夫君紹介(第四五一七号))

同(山本幸雄君紹介(第四五一八号))

同(高村正彦君紹介(第四五二四号))

同(田中龍夫君紹介(第四五三七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)  
工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄君外七名提出、衆議院第七号)

○片岡委員長 これより会議を開きます。

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

○片岡委員長 内閣提出、参議院送付、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 質疑に先立って、五月十四日、本委員会が稲葉委員の質問に答えて法務大臣から御説明がございました指紋の問題について、緊急に政府の意見をたざしたいと思っております。

私が後で調査したところによりますと、前夜十三日、法務省は新聞記者を集めて、そして通達を見せて、十四日の夕刊ということに口どめをして、詳細な対外発表をされたようでありまして、しかも、当委員会において稲葉質問の中で、先手を打って法務大臣から五月十四日付法務省の通達の説明をされたのでありますが、私も聞いておりました分には、言うならば法務省に都合のいいといひますか問題点を隠して当たりさわりのない

い答弁をされたのであります。大臣はそういうつもりではないかもしれませんが、私も受ける人間としては、そういうものが、回転式で、黒でなくて白で押すということぐらいいかなという印象を与える答弁でございました。

本日、理事会を開きまして、私もから、委員長は一体、通達を知らんになっておられるのかと言いますと、委員長は見ておられたのか、全然知らない、野党の私どもは、その後入手はして事の重大さに大変衝撃を受けている。また、マスコミ各紙は一斉に社説なり紙面の中で、あるいはまた関係団体は一斉に反響をして、通達の重大性について反対運動をいたしました。理事会が三十分おくれましましたのは、まさに法務省が、国会、当委員会、委員長、各党理事、今日まで指紋問題を何回も何回も質問して、いわば政治問題化している問題を、あろうことかあるまいことか先手を打ってさらさらと答弁をして、それで能事終われりとしておる法務省の国会軽視について、理事会は紛糾をしたわけでありまして、この時点では、委員長が、それでは昼の休憩の際に法務省等の見解を聞いて、そして委員長としての措置について理事会で報告をする、こういうことになっておるわけでありまして、言語道断の、今日までの法務委員会の慣例なり、信頼関係なり、与野党関係をまことにじゅうりんとした措置であると言わざるを得ません。法務大臣は何かがお考えですか。

○嶋崎國務大臣 ただいま横山委員から御指摘の問題につきまして、御答弁を申し上げたいと思ふ次第でございます。

実は、この問題につきまして、従来から、改正問題というのは我々制度的にあるいは運用上の問題につきまして十二分の検討を続けなければならぬ、関係各省庁ともよく連絡をとって対処をしな



○嶋崎國務大臣　その点につきましては、もう既に御承知のとおり、今年の二月六日にこの問題について私が最初に予算委員会を答弁をしたわけでございませうけれども、この指紋問題を含める外国人の地位及び待遇の問題については、いろいろどういふうぐあいにするかということは十分検討していかねければならぬわけでございますけれども、そういうときには国内的な事情あるいは国際的な事情というようなことを十分研究してやらなければいかぬ、しかし、御承知のように、五十七年に法改正をしたところであるので、この制度の改正をするのはどうだろうかというふうには思いますが、けれども、いろいろな議論がありますことに加えて、かつ、昨年の九月における日韓の共同声明の

○横山委員　私の聞きたいのは、この通達の前文というものは、こういう方針で窓口で対処してくれという意味で書かれたと思うのです。こういう物の考え方で窓口で説明してくれという意味だと思ふのですよ。その説明の中に「制度上」、つまり法改正も今検討しておるよということを言っておるのです。言っているのですよ、ここで、文章で。ただ、今国会には「提出する方針を決定した事実はない。」と。何ですか。今国会には提出しないということと言うならいいけれども、「事実はない。」と言う。「事実はない。」という文章の言い方なんです。『制度上』、つまり今法律改正は検討していますよということを言おうとしている。そうなんです。次の国会に提出するつもりなんです。そういうことを説明をしていく、これという意味でしょう。

それからもう一つは、「最近一部報道機関によ

なければ何で……。検討しておると書いてあるのです」と呼ぶ。しておりますけれども、したがって、終わりの方でやらないということを書いたのだと思います。

○横山委員 どこに書いてあるんだ。この国会には出さないと書いてあるけれども、法律改正を今検討しているところであると書いてあるので、ごらんないよ。ここに、制度上、運用上の

○小林(俊)政府委員　御指摘の点につきましてお答え申し上げます。

また「決定した事実はない。」という言い方の点につきましては、そういう事実があったというように印象を与える報道がなされておりましたので、そのような事実はないという説明をしたわけでございます。これは、各般の報道によって生じた窓口の混乱をこの際明確に是正するということを目的とした文章でございます。

重ねて申し上げますが、制度上、運用上生じてきておる、生ずることのある問題点について検討をするということでありまして、このことが直ちに制度上の改正を行う方針であるというふうにと受けて取りなれるとすれば、これは私どもの真意をその

まあおとりいただいたことにはならないということになるわけでございます。

○横山委員 そんなことは、あなた、勝手な解釈で、自分で通達を出しておいておかしいじゃないの。「制度上、運用上の各般の問題点について関係省庁間の協議を通じ検討を重ねている」ということが、法律改正は含みませんと白々しく言えますか、あなた。法律改正を含まない場合もあるが含む場合もあると言ふならまだわかる。けれども、「制度上」とわざわざ書いておいて、これは法律改正は含みません、そんなことは日本語として通りますか。しかも、この国会では政府案、改正案を提出はしない。この前文と後文との普通の認識からいうならば、この国会では改正はせぬけれども、次の国会なり将来は制度上の検討を今しておるのですよということ、素人の初歩的な解釈で当たり前じゃないか。あなたがこの中に法律改正は含みませんと言ふなら、こゝへ法律改正は含みませんとわざわざ書かなかつたのです。窓口がこれを読んでみて、そして外国人の皆さんに「制度上、運用上の各般の問題点について」今検討しておりますというところは、近い将来法律改正も含んで検討しております、どうぞさしあたりは判こを押してちょうだいという説明に引用するのは当然の帰結じゃないか。そういう説明はいかぬと言ふのかね。

○小林(俊)政府委員 私が申し上げましたのは、制度上の、運用上を除きまして制度上について申し上げますが、制度上の問題点について検討をしているということは制度改正、法改正を行う可能性を示唆するものであるというふうに直接的にとりたてたのでは、読み方の問題かと申し上げたのでございます。法改正にかかわる問題について検討をするということは私は否定したつもりはございません。法改正の問題について検討はいたしておりました。また、これからいいたすでありましょう。しかし、それによつて法改正が行われるということを期待させるとすれば、それはこの文書の正しい読み方ではないということを申し上げ

たのであります。法改正の問題について検討をするということとを排除する、そういうことを私は否定したつもりはございません。

○横山委員 そういう勝手な解釈をして、検討はするけれども法改正案をつくるという気持ちはない。全くインテリじゃないか。法改正を、制度上の問題点について「関係省庁間」まで具体的に書いてあるのだぞ。「協議を通じ検討を重ねているところであるが、」そこまで言つておいて、そして、だから今回は出さないと判こを押して、指紋を押してくれという意味でしょう。前段で将来に希望を持たした文章でなくて。何だねこれは。あなたの言うところによれば、検討はするけれども法改正にはならぬよ、そう言いたいのかね。法改正の検討はするけれども法改正案を提案する気持ちはないよ、そう言いたいのかね。そうだとしたら、全く人を愚弄した文章じゃないか。あなたは自分で書いたからなかなか言えぬだろうが、法務大臣、あなた、どう思いますか。この文章で、私、議論をして、けしからぬと言つてゐるのだけれども、同時に、将来の具体的な政治的な問題として、今回はだめだ、将来は考えますから、ひとつしばらく検討するまで待つてくれということと、まだこの文章としての説得力はあるけれども、そういうことは考えない、飾りに書いてあるだけであつてそんなことは考えないというのは、愚弄するもはなはだしい文章じゃありませんか。

○嶋崎国務大臣 先ほど来、少し長目の説明だから簡単にやれと言われましてけれども、実は、過去そういう経緯がありまして、私自身もこれは困つたことだなというふうなことで随分中で話をしておつたことがあるいはそういう文章になつたのだらうというふうな思つておるわけでござい

ます。また、世の中がどんどん変わつていつておられますし、また現に、過去におきまして、この種の問題だけとつても、やはり時代に対応していろいろな改正、検討が行われてきた事実はあるわけでござい

ただ、御承知のように、この国会では、さきにもこの委員会でもお話し申し上げたようにとても改正できない。この回転指紋にするのは制度上の問題なのかあるいは運用上の問題なのか、実はその辺のところは、私自身の頭の中では随分行つた来たりしておつたのですが、運用上の問題というやうなことで整理をして説明を申し上げてゐるのですが、ともかくそういうやうなことで、まあともかく工夫をして今日に至つた、大ざつぱにそういう実情にあるわけです。

ただ、御承知のように、どうも法案の検討をしておるから、だからこれはもうやらぬでもないんじやないかと云われたんじや、それだけはたまらぬぞという話だけは私は中で随分やかましく言つておるので、それとは話は別ですよ、こゝでも一遍御答弁したと思ひますけれども、そういう感覚を中で非常に強く言つてゐるのがそういう文章になつてゐるんだらうというふうな思つてござい

私も、在留外国人の地位なりあるいは待遇問題について一般的にそういうことを検討するということ問題は、日韓の共同声明の文章が残つておるわけでございますから、当然そういうことは考えていかなければならぬことだというふうな思つております。

○横山委員 同じ問題ですが、そういうことを言つておいて、検討はする、制度上検討する、政府はこの国会には提案しない、そして「ついでに、」この際、ということなんです。「この際、」というのはどの際ですか。制度上は検討する、そしてこの国会には提出しない、「ついでに、」この際、この際というのには暫定的という意味ですよ。あなたの言われる運用上の——この際は運用上の問題にすると云う。だから、私の言いたいことは、こ

の通達の前文は非常に政治的だ。そして窓口がこれを読んで、制度上の問題、この国会へ提出しない、そしてこの際、運用上というふうな説明しろという示唆を与えている文章です。ですから、それを仮に善意を持って、説得力がある文章だとしてみたら、窓口で、将来、法務省としては制度上、つまり法改正を検討しておりますからしばらく我慢してくださいということになるのではないか。この文章は、そういう示唆を、書いた人の意思いかんを問はず与える、そういうことになるのではないか。それを、違つておる、おまえの認識は間違つておるといふことがどうして言えるのか、そういうことなんです、私のこの前文についての結論は。そう期待をさせてもいいんです。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、この七月から大量切りかえが行われるわけですね。したがうして、いろいろな経緯があつたかも知れませんが、この際、きちつとした整理をやらなければならぬ。特にそういうやうな要望も強いわけですから、この通達によつてその処理の確に行わなければならぬというふうな思つておる次第でござい

○横山委員 内容的にちよつと一、二伺いますけれども、登録済証明書が交付されないときは、私が計算したら十一の問題が生ずる。一番目、運転免許がもらえない。二番目、営業の許可がもらえない。三番目、健康保険の加入ができない。四番目、社会保険の加入ができない。五番目、不動産の売買ができない、登記ができない。六番目、学校の入学ができない、試験が受けられない。七番目、身元保証ができない。八番目、各種資格が取得できない。九番目、融資を受けることができない。十番目、就職することができない。十一番目、交通取り締まりなどにひつかつた場合警察官の検問、登録証の常時携帯違反など、登録済証明書が交付されないときには社会生活上の打撃が如実に起こつてくる。これは承知の上でどういふことをお考えでしょうね、登録済証明書は発行できないとなれば。法務省はそういうことは承知の上で、

それでもなおかつやれ、登録済証明書を書き渡すな、  
こういうことでございます。

○小林(後)政府委員 その御質問にお答えする前  
に一言申し上げたいと思いますが、この通達の文  
章の問題は事務当局の責任でございます。したが  
って、文章の表現において欠けることがあると  
すればこれは事務当局の責任でございますので、  
その点においておわび申し上げたいと思います。

○横山委員 ちよつと待つて下さい。あなた、  
小林俊二名義だから事務当局の責任だと言われ  
ども、それじゃ済まされないですよ。全国の都道  
府県知事にこの書面が行つて、それから市町村へ  
行つて、市町村の窓口はこれを拳々服膺して国の  
意思としてやるのですよ。それが、語句が間違つ  
ているのは私の責任では済まされせんよ。そ  
んなことを言つてはだめだ。

○小林(後)政府委員 それでは、その点について  
さらにお答え申し上げます。  
今週から、各地方、全国におきましてこの問題  
に関する県当局者のブロックによる研修会が開か  
れております。私もその一環として、これらの機会を  
通じてこの通達が正確に理解されるように、係官  
から直接口頭でも説明をいたしております。これ  
らの手段を通じて、私もそして窓口の職員の方  
々に私の意向あるいは通達の意味が正確に理  
解されるようにさらに補足の措置を講じつつあ  
るところでございます。こうしたことによつて、  
私もそして誤解がないように今後とも努力を  
いたしたいと思っております。

次いで、先生の御質問についてお答え申し上げ  
ます。  
登録済証明書の問題につきましては、先生御指  
摘のとおりでございます。ただ、先生の御発言の  
中には登録済証明書と登録証明書とを混同してい  
らつた点が若干あるやに思われます。

また、さらに申し上げれば、学校等の問題につ  
きましては、指紋が問題になりましては十六歳以  
上でございますから、したがつて小中高等学校へ  
の入学については指紋押捺拒否の問題は起こりま

せん。したがつて、登録済証明書が発給されない  
という問題も生じ得ないわけでございます。この  
問題は指紋押捺について起こつた問題だから、そ  
うなるわけでございます。それ以外の登録済証明  
書の持つ問題点につきましては、私もそして十分  
承知した上でとつた措置でございます。

さらに御説明申し上げますれば、しかしながら  
指紋を押捺しなかつた人につきましても、三カ月  
あるいはそれを若干上回る説得期間を過ぎてど  
うしても押捺をしないという場合には、指紋押捺  
というのを明記した登録済証明書を交付すること  
にいたしております。そうした登録済証明書が交付  
された場合には、登録済証明書も申請に応じてま  
た発給されることになるわけでございます。

したがつて、問題は登録済証明書の給付されてい  
ない説得期間中の問題であらうと思つていま  
す。説得期間中であつても既に登録を行つておる  
既登録者につきましては、既登録事項につきまし  
てその限度において登録済証明書を発給するとい  
う措置を講じておるわけでございます。

○横山委員 あなたはそう言うけれども、いづれ  
にしても私が十一項目挙げた中であなたが説明し  
たことは二点しかない。学校入学は十六歳以上の  
学生への問題であつてそれ以下は関係ない、そん  
なことは当たり前のことじゃないですか。それか  
ら、指紋押捺しない人は三カ月過ぎて同一人だと  
なれば登録済証明書を提出し、登録済証明書を  
登録済証明書は出せるということなんでしょ  
うけれども、原則的に十一項目は覚悟の上でやつ  
たという意味だ。指紋を押さないとか、運転免許は  
とれなくてもしょうがないじゃないか、営業の認  
可ができなくてもしょうがないじゃないか、健康  
保険に加入できなくてもしょうがないじゃない  
か、社会保険に加入できなくてもしょうがない  
やないか、不動産売買はあきらめよ、登記はあき  
らめよ、学校入学はあきらめよ、身元保証はあき  
らめよ、各種資格の取得もあきらめよ、融資もあ  
きらめよ、就職もあきらめよ、お巡りさんにとつ  
捕まつたらあきらめよ、こういうことです。

それだけの犠牲を負わせるだけの必要性がどこ  
まであるのでしょうか。法務省はそれは関係ない  
かもしれないけれども、これらの私が整理しただけ  
の十一項目で関係各省は、法務省のやり方でそれ  
はもう往生するよ。本人は、これら十一項目で営  
業生活、社会生活でできませんよ。それだけの犠  
牲をどうして負わせる必要がある。

それから、登録済証明書というものは機関委任  
事務ですか、どうですか。登録済証明書を出して  
いかぬというのは政府に権限があるのですか。

○小林(後)政府委員 登録済証明書は登録原票に  
そのような事項が確認されておることを証明する  
住民サービスのための行為でございます。(横山  
委員「機関委任事務じゃないだろう」と呼ぶ)し  
たがしまして、これは登録事務の一つの反映であ  
るというふうに私も理解いたしております。

○横山委員 私の質問に答えなさい。これは機関  
委任事務か。これは政府の仕事か、地方行政独  
自の仕事じゃないか。

○小林(後)政府委員 この点につきましては、従  
来の慣行上確立してきた慣行でございます。法  
律に明確な規定があるわけございません。した  
がいまして、これは外国人登録から付随して生じ  
たサービスであるというふうに理解いたしてお  
ります。

○横山委員 だから、あなたはごまかしてはいか  
ぬよ。これはサービス行政です。登録済証明書を  
発行するのは地方自治体のサービス行政の一環で  
す。確かに登録済証明書の発行は機関委任事務か  
もしれぬが、登録済証明書の発行はサービス行政で  
あつて機関委任事務じゃないです。そんなことは  
わからぬはずがないだろう。

○小林(後)政府委員 私も登録業務の主管官  
庁といたしまして、登録原票に基づいて証明し得  
る限度を明記したのであります。その点につい  
ての窓口の疑問を解くために通達を出したわけ  
でございます。

例えば、告発についても私も指導いたして  
おります。しかし、告発が機関委任事務であるか

どうかという問題は一つ別の問題でございます  
て、この点については明確な統一の意見がいま  
だはつきりいたしておりません。しかしながら、  
これは外国人登録業務に密接に結びついた問題で  
ございまして、地方窓口においては中央の考え方  
について指導を求めてくる要請が当然あるわけ  
でございますから、主管官庁といたしましては、こ  
の要請にこたえる義務があるということで私も  
の考え方を示したということでございます。

○横山委員 考え方はいいです。考え方なら、  
私もそれはそう思うと書けばいい。それが、あなた  
は登録済証明書を発行していかぬと法務省の通  
達の中に書いてあるじゃないですか。そんな命令  
権がどこにあるのですか。「外国人登録事務取扱  
要領」二十五ページ、それには機関委任事務じゃ  
ないといふことあるじゃないか。独自の行政権にま  
で——私もそして発行する方ない方がい  
いと思つては御協力願ひますと言ふならいい。しか  
し、発行してはいかぬという命令権をどうしてあ  
なたのところが持つてゐるの。越権ですよ。

○小林(後)政府委員 私どもの現場に対する通達  
は、すべて命令という言葉をもちて適當するとは  
必ずしも限りません。例えば告発をしるというこ  
とは、告発をしるという命令であるというふう  
に法律的に解釈することは困難でございます。

したがしまして、それと同じ意味でございま  
し、この登録済証明書の発給につきましても、登  
録原票によつて証明し得るには確認が済むまでは  
限度がある。したがつて証明し得る限度を明記し  
たというところでございます。

○横山委員 ちよつと大臣、このやりとりを聞い  
ておつて、あなた、どう思ひますか。この通達は  
行き過ぎが甚だしいですよ。山ほど地方自治体  
に仕事を押しつけているのです。あなたの部下で  
ない地方自治体。山ほど仕事を押しつけて、告  
発しろ、登録済証明書を発行しては相ならぬ、山  
ほど指示しておる。これについて地方自治体は何  
と思ひますか。そんなことはおれの仕事じゃな  
い、おれの仕事に命令権がどこにあると言ひます

昭和六十年五月十七日

六

よ。それについてあなたの方は何の根拠を持って命令するのですか。あの外国人登録事務取扱要領には、機関委任事務でなく市町村固有の事務である、サービス行政の一環としてと書いてある。そういうものをやれと命令する。聞かなければいけませんと言わなければならないのはおかしいじゃないですか。大臣、どう思いますか。

○嶋崎國務大臣　御承知のように、外国人の身分關係あるいは居住關係を明確にするという意味で、外国人登録法はできておるわけでございますし、それに關係をして指紋制度というものが運用されておるといふようなことから考えまして、それを維持するといふ考え方から従来引き続いてそういう處理の仕方をとつてきておるのだからと私は思つております。

○横山委員　あなたのおっしゃっていることもわからないですよ。局長が言ったものだから、しょうがないので合わせているにすぎないのでですよ。こういう点は明白にしてもらわなければいかぬ。そういうものについては命令権はございません、ございませんけれども、切にひとつ希望いたしますというなら話はわかる。命令権がないものを何で命令ができるかね。

それから、局長が刑訴法二百三十九条を引用しました。この文章もまたおかしな文章だな。告発は公務員の告発の事務的手続と解釈する、告発がなければ処罰されないというものではなく、告発があれば必ず処罰されるというものでもない、だから告発してくれ、こういうことすな。もう一遍言いますよ。この文章ですよ。告発がなければ処罰されないというものではない。つまり、地方自治体が告発せぬでもお巡りやだれかが告発するものだ。告発があれば必ず処罰されるというものではない、地方自治体が告発したからといったつてお巡りや検察陣が必ずしも処分するものではない、だからどうぞ安心して告発してくれ、こういうことです。告発というと重いように思うけれども大したことないから告発を頼む、こう言っているわけです。こんなばかな文章、どこにあります

か

あなた方は格好だけ地方自治体が告発してくれ  
と言っているけれども、地方自治体として告発す  
る以上は、どうしてもこれだけは処分してもらわ  
なければいかぬというときに限定さるべきです  
よ。そうでしょうが。県知事や市町村長が何ほ言  
つても指紋を押さぬ、何ほ言つてもだめだから、  
法務省もやかましいので仕方がないから告発す  
る、しかし告発した以上は処分してもらわなけれ  
ば困る、そんなものをいいかげんにされては困る  
というのが本当のこつちやないですか。地方自治  
体が告発するということは処分を求める場合に限  
定されるというふうに解釈すべきですよ。何でも  
ええでひとつ告発してくれ、おまえのとこが告  
発せぬでもよそで告発できるんだ、おまえのとこ  
ろが告発したからといって必ずお巡りや檢察陣が  
やるわけではないから気楽に安心して告発してち  
ようだい、これはこういう文章だ。

そんなばかな文章がどこにありますかね。私の解釈、違いますか。あなたが市町村長の立場になったときに、やむを得ぬ、この人を告発するか、しかし、した以上は処分してもらわなければ困るという立場になるのが当たり前じゃないですか。それを、格好だけでもいいから告発してくれ、そんなばかな解釈をよう麗々しくも出したものだと思はれます。どう思いますか。

○小林俊政府委員　先生が処分と言われるのは、起訴ないし有罪判決のことであらうかと思ひます。しかしながら、起訴につきましては捜査当局、特に検察官がこれを判断するわけでございまして、有罪、無罪は裁判所の判断に属する問題でございいます。したがつて、告発をする当局あるいは告発する公務員がそこまで判断をする必要もなければ、また判断をすべきものでもないというふうに私どもは考えます。したがいまして、ここに書いてありますことは法律に書いてあることをそのまま説明しているにすぎないということでございます。

しからば、なぜこういう書き方をしたかと申し

ますと川崎の事例をとりましても見られますように、この告発という行為が地域の住民を犯罪人として警察にあたかも密告するかのごとき印象を持つ向きがあるというふうに感じられましたので、そういった考え方、そういった印象を払拭するために説明をしたのでありまして、説明の内容は全く法律に即した客観的な事実を示したにすぎません。(犯罪があつて告発するのは公務員の義務だよ。そう書いてあるじゃないか)と呼ぶ者あ

○横山委員　今、自民党の席から、公務員は犯罪を発見したときには告発しなければならない義務がある、そう書いてあると。私も認めるが、それは一般的、拘束の義務だと解しますか。だれが答えるかな——刑事局長、一般的、拘束の義務だと思えますか。そして、拘束の義務だとあれば、それに対してやらなかった公務員は処分されますか。

○**寛政府委員** 刑事訴訟法上は義務規定であるといふに解しております。義務規定でございしますから、したがいましてその要件を満たす場合には告発をしなければならないということでございます。ただ、これにつきまして、罰則とかその他の強制手段は定められていない。そういう意味では訓示規定か義務規定かという言葉の解釈もいろいろございますが、やはり一般的な義務規定である、ただし、これを強制する罰則等の手段はないということだと思っております。

○横山委員 私もそうだと思つておる。もしそういう解釈をするとするならば、公務員が自分の所管の問題で告発した事例というのはどのくらいあるのでしょうか。今回の通達には、三月分待つてもいい。六月分待つてもだめだったから絶対にやれということだ。この文章はそれを強制している。そんなことを言うのなら、刑事局長、公務員の汚職があったとか何だとかいうようなときに、所管の關係はみんな告発をしておるかね。地方自治体のいろいろな關係の問題で、警察を待たずに地方自治体が、首長が告発した事例というのはあるのか

ね、この種の問題に関連して。何も例がないじゃないか。今回は徹底的にやれ、格好だけでもいい、どうなるかわからぬでもいい、とにかくこの条件に合ったものは全部やってくれ、告発をしなればならぬ義務がある、こう言うんだ。書いてあることを文字どおり解釈すると思うだと思ふ。しかし、汚職だとかほかのことはやりもせぬでおいで、これだけやれやれと言うとは何事だ、私の言っているのはこういうことです。

○小林(俊)政府委員　私ども、外国人登録業務の主管当局でございますので、その立場から申し上げますと、外国人登録法が制定されて今日まで三十数年にわたりました、外国人登録法違反につきましては地方公共団体、市区町村長からの告発が極めて忠実に行われてきたのでございます。告発は行われないうちになりましたのは、昨年の末からあら特に指紋捺捺拒否問題に關しまして若干の混乱を是正するものが生じたためでございます。その混乱を是正するものがこの通達の大きな目的の一つだったわけでございます。

○横山委員　大臣、私の言ひ分と見解はわかるでしょう。これだけやれやれと言つて、やらなんだだらどうするの。市町村長でも処分するのかね。違ふ反したときには、刑事局長はそんなものはどうしようもないと言つてゐる。それをやれやれと言つて、だれもやらなんだら、あなたはどうするの。法務大臣のメンツは何にもあれへんじやないか。

それから、こういうことを、一体どうやつてやるんだらうと私は思うのですが、窓口で指紋の同一人性を確保するについて、ほかの方法で同一人と確認できた、つまり、信頼するに足りる保証人二名が証明してくれば、指紋を押さんでも登録証明書を出す、こういうわけだ。それを認めたから何でこれをオースドックスな道にせぬのか。さうさん指紋を押せ押せと言つておいて、押さぬと言つたら、そんならおまえさん、二人ばかり連れてこい、有名な人なら森さんと高村さんがええもので、横山さんはあれは間違ひない、本人だと言つてくれれば堪忍したる、そういう処置をやるん

だ。それを認めるなら、指紋を押さぬ人は森と高村を連れてこい、何で初めからそういうふうにしぬのか、そういうことなんです。

○嶋崎國務大臣 御承知のようにその手続につきましては、この指紋問題を解決するために——最近この指紋押捺をしてない人というのが出てくるわけでございますけれども、数字的に見る限りにおいては千人中の四人前後の方々が指紋を押さえないわけでございます。私は、この問題を解決するときに、九百九十何人かの人が少なくともこの問題について積極的に御協力をできる意思を持ち、またそういう背景の中でこの問題をせうまく解決していただきたい、そんな気持ちでこの改正問題について取り組んでまいったわけでございます。したがって、この改正の趣旨というものをよく御理解願いたいと思う。

もう一つは、今お申し出のように、それを先にしてと言われましたけれども、やはりこれは個人的な問題でしようから、できるだけ勸奨措置というものを講じまして、それでもなおどうにもならない——もとは登録証明書を出すときには指紋が条件だったので、それを改正しまして、それを条件でなくしているわけです。そうなつてきますとやはりきちつと整理をしなければならぬ。そのときには、我々もお願いしにくいことだけれども、きちつとした人を立てて、これは間違いないんだというぎりぎりの判断までさせていただかなければしょうがないやないかということである。この案はできているのだらうというふうに思っています。

○横山委員 初めから、わしは指紋を押しません、森代議士と高村代議士の証明書を持ってきたでお願ひしますと言つてはいかぬのかね。

○小林(俊)政府委員 登録を要求されておる外国人の数は現在少なくとも六十万人に上るわけでございます。これらの六十万人につきましては行政の大変煩瑣な状況を招来するわけでございまして、行政合理化にも反するわけでございます。より多くの公務員を必要とするということもありまして、より長時間を要するというにもなるわけでありまして、私もとしましては、そういう手続を省いて、最も簡便にかつ確実に同一人性を確認する手段として指紋押捺制度を導入していただくにございまして、指紋押捺制度とただいま先生の御指摘になられたような制度との違い、その間に要するいろいろな手数あるいは時間の違いをお考えいただければ、指紋押捺制度の合理性はさうによく御理解いただけるものと思ひます。

○横山委員 何を言つておるかわからぬがね。初めからわしは指紋は押しません、何通も名前言つて済みませんが、ここに森代議士と高村代議士、その二人の証明書、横山利秋は間違ひありませんという証明書を持つてくればオーケーと言ふのか言わぬのか言つておるのだ。あなたは面倒くさいので嫌だ、そんな面倒くさいことを——何が面倒くさい。それなら、指紋というものは目の前で押すのではないのです。ずらつと並んでいるから押して持つて来た、この指紋が横山利秋の指紋であるか、同一人と確認するか、窓口でそういう設備があるわけじゃないよ。それよりも、森、高村の証明書の方がわかりやすいがね。

○小林(俊)政府委員 ここに書いてございます補足的な要件は、保証人二名が現場に出頭して証言をするというのを求めているのでありまして、保証人から証明書を持つて来いということとは申しとおらないわけでございます。もし証明書というやうな手段を講ずるならば、しからばその証明書の真正、バリディティを立証する手続がさらにまた必要になるわけでございまして、したがひまして、そういう保証人二名を六十万人について一々窓口に出頭させるというやうなことは言うべくして不可能であるということをおし上げたのであります。

○横山委員 けれども、できればいいのでしょう。その証明書を本人が持つて来いとこの通達のこと書いてあるのですか。

○小林(俊)政府委員 信頼すべき保証人二名の出頭を求めてその陳述を得るというふうに書いてございまして。

○横山委員 この何ページに、どこにそういうことが書いてある。出頭を求めて陳述をと、どこに、何項ですか。

○小林(俊)政府委員 六ページの(3)にございまして。一市区町村長は、不押なつ意向表明者が三回目の交付予定期間指定書により指定した期日に出頭した際にもなお指紋を押さず、指紋による同一人性の確認ができない場合には、写真の照合、原票の記載内容の点検及びその他の確認手段によつて同一人性の確認ができるかどうかを判断し、同一人性の確認ができた場合には、「云々とございまして。」この場合において、その他の手段による同一人性の確認は、同一市区町村内に居住する信頼するに足る保証人二名から同一人物である旨の陳述を得て行ふものとし、保証人には登録証明書の提示又は住民票の写しの提出を求めることとされたい」とございまして。

○横山委員 「陳述を得て」ということは、本人が窓口に来なければいかぬとは書いてないのです。いいかね。そういうことは、この通達のまた細目通達を出して、この第三項の「陳述を得て」ということは本人が窓口へ来なければいかぬと書くつもりかね。とにかく、そういうふうになつてくると通達のまた通達が必要だ。それから、プロジェクト会議をやつて説明をされるうちにこの解釈にまたいろいろの問題が出てくる。だから、私は全面的に反対だけれども、信頼するに足る二人の保証人という制度が、この際オースドックスに窓口を広くして本心に信頼する人が証明するならばこれはよろしいというふうには、あなたみないにきめ細かい縮小解釈をしないで拡大解釈をして、これによつてあなたの方の指紋押捺のメンツを保ちながら少しでもこの運用を活用することを僕は勧めたい。どうだね、法務大臣。

○嶋崎國務大臣 先ほど入管局長から説明があつた問題もありますが、この問題の性格から考えまして事前にぜひ押捺をしていただきたいという手続を踏みまして、その上でそういう整理をする方が筋合ひとして合つておるのではないかと私自身は思つておる次第でございます。

○横山委員 先ほど、理事会で言つた、当職に照会し、指示を求めよという文書、ここに四つあるのです。北海道のある村で村長が困つたときには当職に指示を求めよ。当職というのは入管局長。何の指示を求めよというかということで、第一に肉眼による指紋照合が困難で、同一人と判断するのが困難だ。肉眼によつてこの指紋が同一人であるかどうかからぬ。技術的にどういう施設でどうやつて——天眼鏡で見ると何か知らぬけれども、そんな施設なんか窓口の北海道の村にありはせぬわ。九州の鹿児島島の奥の村にはありはせぬわ。どこにもそんな施設はありはせぬ。厳密に肉眼によつて同一人と判定困難——「肉眼によつて」と書いてある。困難なときには当職に指示を求めよ。おれに聞いてこいと言ふ。おまえさんに聞いたらわかるのか、そんなことが。

二番目、六カ月経過して同一人であることの確認が困難なときにはおれに聞いてこい。おれは偉いものだ。

三番目、同一人性に疑問のある場合あるいは出てこない場合、おれに聞いてこい。指紋照会について関係機関がいろいろ照会してきた場合に判断に困つたときにはおれに聞いてこい、みんなおれに聞いてこい。当職に照会し、指示を求めよ。そんなに当職は偉いのかね。神様かね、おまえさん。そうして、全国から当職に照会してきたときに処理する能力を持つておるのかね、当職は。果知事を経由して当職に指示を求めよ。そんな大げさなことを言つて、これはどういふことだ。行政簡素化に逆行すること甚だしい。あなたを信頼しますからひとしつかりやつてくださいと言ふならいけれども、ちよつとでも疑問があつたら当職に指示を求めよ。逆行も甚だしい。当職だつてそんな神様でもあるまい、仏様でもない。今のところ鬼だ。鬼がそんなこと、できるはずがないではないか。そうして、いたずらに当職は迷つて部

下に「これはどうだ、あれはどうだ」「今検討しております」「そうか、早くやれよ」。明くる日「どうだ」「まだ検討しています」「一カ月かかる、二カ月かかる、三カ月かかる。行政の滞滞を招くこと甚だしいことになる。当職の指示は実現不可能だ。

○嶋崎國務大臣 御承知のように、指紋の問題については、何というか、肉眼で見分けができないのだという前提で事柄を処理されるということが非常に多いのでございますけれども、現実には法務省の中にもいろいろな整理をやっておるのですが、肉眼でその区別ができるという場合が非常に多いわけでございます。そういう努力を第一線でもぜひやっていただきたいと私たちは思っております。

それからもう一つは、そういうような問題について途中でいろいろな疑問があったことについてはできるだけ早く連絡をして処理して対処していくという方がいいのではないかと思っております。別、別に胸に手を当ててこうやっているつもりでは全然ありませんで、いかにその事態、事態に際して的確に対応するか、問題があったらそれは連絡をしてくださいよ、こういうことが書いてあるわけでございます。

○横山委員 私は、この委員会、一番人間を増加させなければいかぬのが登記所だ、その次が入管だと、応援軍のつもりでござい。これは人が足らぬからそう言っておった。登記所は皆さんが割合に好意を持って人をふやしてきただけでも、入管には皆さん認識が足らぬで、応援軍のつもりでござい。当職に指示を求めよ。その指示を次から次へとさばいていく人間がおるのですか。私の認識違いだったかな。当職の手助けをする人間がわんさとおつて電光石火のごとく処理できるようなことになっておるのかね。それなら定員増加運動をやめるわ。そんなにうまいこと手さばきがでるのかね、当職に指示を求めたら。

○小林俊政府委員 私どももいたしまして、通達に書いてございます法務省当局に指示を求め

る事例がおびただしい数に上るとは考えておらないわけでございますが、指紋の照合のみについて申し上げますと、指紋の照合そのものは、これは裁判所にも指紋のひな型を提示して、裁判官にこれが肉眼で照合できるものかどうかということとを判断していただくこともあったくらいでございます。第一義的に肉眼による判断ができないものではございません。そこで、非常に似通った指紋が出てきた場合、あるいは似ているけれども若干違ふといったような疑問が生じた場合には法務省の方に照会してほしいということでございます。その場合には、その件数がそんなに多くないということとを前提といたしまして、法務省においてこれをさらに綿密に審査するということは可能でございます。入国警備官の中には指紋の鑑識の専門的な教育を受けた者も現に存在するわけでございます。

○横山委員 かねがね当委員会が私が法務大臣に言っているように、あなたの方の部下が現場においてこの通達を全部やるならそれは言わぬ。けれども、指紋問題については、一にかかつて全部地方自治体がやらなければならぬ。あなたの気持ちと実現性の担保の間に、命令権、それを受任して、通達を受任してやるという人間との間に見解なり服従度なりいろいろなことの違いがある。だから、そのところをよう心得て法務省はやらなければいけません。気持ちをはわかるけれども、実行が困難なことを言っているのかね、恥をかかばかりだという意味のことをしばしば申し上げておる。今回の通達で地方自治体がどんなに仕事があるか。ただでさえ三十数万の切りかえで大変なときに、新たに同一指紋の確認について厳密な手続をせよという。それから、告発義務を厳重にやれという。登録証明書の取り扱いについてこうしなさい。不押捺者に対する措置については説得行為をやれという。サービス行政というのは——説得行為というけれども、これは脅迫行為ですよ。あなた、判を押さぬで、そして交付予定期間指定書を渡すからそのときに来ないといかぬよ

とか告発されるよ。説得行為というけれども、これはある意味では脅迫行為ですわ。照会、回答の取り扱いとか、今度はどういう運動があった、押しかけた、どういう処置をしたというこの報告をしなさい。実に、地方自治体に対してたくさん新たな任務を課しているわけですよ。これは法務省がどう考えても地方自治体が迷惑千万だと言っているわけですよ。窓口としてはまあこまごまがつておるのです。窓口としてはまあこまごま来たたらやらなければならぬかもしれぬけれども、これは我々の苦衷なり我々の意見なり、我々が今まで何言ってきたかわからぬ。指紋押捺について反対した議会は八百、それから告発はしないという方針をほぼ決めたのが二十の地方自治体の首長。そして窓口からは、何回も何回も皆さんにいろいろな陳情なり今度の改善についてはこうしてもらいたいといったことが一顧だにされなかつたという批判は実に横溢しておるのですよ。(少数派)と呼ぶ者あり。冗談じゃないよ。聞いてもらえん、おまえさんの選挙区に。市長は、おまえさん、法務委員だったらもっと頑張ってもらわなければ困ると言いますよ。

そういう天の声、地の声、人の声を全く無視してやられては、これはあなたの部下がやるならそれは言わぬけれども、地方自治体がやるについては大変なことだ。ブロック会議でどうこうたる不満の声が出ますよ。そして、そこへ行つた人はこの通達を説明しながら、先ほどから私が言つたような悪文章をまた入管局長が言つたように適当に解釈してそして説明をする。この文章と口頭の説明と違いますがという問題が出てくる。私はこの通達はまことに間違つておると思ひます。

委員長に御相談ですが、冒頭申し上げたように、きょう理事会でも大目にもめて、結局は一応質疑に入るということだったですね。自民党の皆さんが理事会で通達を見たこともない、重大性がわからぬということですから、私はあえて事の問題点を自民党の諸君にもよく聞いてもらおうと言つたわけですよ。一人帰つてしまつたけれども、

けしからぬ。——おるか。ちよつと森さん、聞いておいてくれよ。何のために二時間私がしゃべつたか、わけがわからぬ。

この問題提起を含めて、委員長にこれから休憩のときにどうすべきであるかということとを判断してもらふ。問題は二つですよ。一つは法務省の取り扱ひの不手際、国会軽視、一つは内容的な問題点ということなんです。その話をお伺ひすることになるのですが、私は、かかることがなければ法案審査に入るべきだ、ところが、かかることが起きたために法案審査に全然入れないのです。私は国選弁護人について二時間要求しておる。今の二時間は法務省の不手際から起こつたことですから、私は法案審査に対する二時間の質問権を留保いたします。

ですから、その点をお含みの上今後の議事運営を御検討されるよう希望して、一応休憩をお願いいたします。

○片岡委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時三十一分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小澤克介君。

○小澤(克)委員 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案について若干お尋ねしたいと思うのですが、その前に、きょう午前中の横山委員の質疑を聞いておりました、いろいろの問題点があるかと思ひますので、これについて若干重ねてお尋ねしたいと思ひます。

外国人登録事務の運用についての五月十四日付通達、これが当委員会午前中に議論になったわけでございますが、この前文の中で「政府が今国会に外国人登録法改正案を提出する方針を決定した事実はない。」という記載があるわけですが、しからば今国会以降についてはどうなのか、これをまず明確にお答えいただきたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 この問題につきましては、かねて検討をまいりましたわけでございまして、さきの委員会等におきましても今国会中提出することは困難だということを申し上げたわけでございします。これ以後どういふことになるかということでございますけれども、御承知のように今大量切りかえというものを前にして、何らかの検討を進めなければいけないというようなことで、さきの政令の改正及び指紋押捺の方法等につきまして工夫を加えたわけでございます。また、多くの自治体の皆さん方にも御協力を得てこの仕事をやっていただかなければならぬということを前提にして、ざりざりこの十四日というような日程の中にこれを整理してきたというのが経緯であるわけでございまして、そういう意味で、今後この問題は今の条件の中で何とか消化をしていきたいし、またそういうことを前提にする以上新たな改正というものを行わないというような気持ちでおるわけでございします。

○小澤(克)委員 今の点に関して午前中の答弁で、制度上、運用上の各般の問題点について協議を重ねている、しかしこれは問題点についての協議を重ねているということであるから、法律改正ということには直ちに繋がらない、こういう答弁があったのですが、これはこのとおりなんですか。確認させていただきます。

○嶋崎国務大臣 実は、その通達を書くときに随分苦労して書いてきたのだと思ひますし、午前中御答弁申し上げましたように、そういう考え方で特に日韓の共同声明で外国人の地位及び待遇については一般的に引き続き検討するという事実が書かれており、そのこと自体が残っており、そういうことでその問題点について整理をするという作業を進めてきた、そしてここで先ほど申しましたような事態を前提にしまして一つの答えを出して対処することになったわけでございします。そして、今後としましてはそれで対処をしたいというふうな思つておるわけでございします。その後どういふぐあひになるかということにつきまします。

ては、やはりそういう事実の中で具体的に問題の運用を取り切つてやっていき、行政制度の問題でございしますから、いろいろな意味で経験なり実績なり、我々が努力した経過がどういふぐあひになるかということと十分見きわめて判断をすべき性格のものであつて、今ここで将来どうするかということと御確約申し上げるということには少なうとも指紋制度に関する限りはないと思つておるわけでございします。

○小澤(克)委員 この通達の前文なんです、先ほど嶋崎委員も指摘しておられたところですけれども、「制度上、運用上の各般の問題点について」「検討を重ねているところであるが、」「今国会に改正案を提出する方針を決定した事実はない。」と書いてあるわけですが、先ほどの入管局長の御答弁では、問題点について検討を重ねているということだから、法律の改正ということにはつながらないのだ、こういうことだったのです。

それではお尋ねするのですが、この文章で「重ねているところであるが、」とした上で法改正について言及しているのはなぜなんです。別のことを書いてあるのであれば、文章として、こうであるがこうこうではないというの論理的につながらないでしょう。その点どうなんです。

○小林(俊)政府委員 特に「今国会に外国人登録法改正案を提出する方針を決定した事実はない。」というところを書きましたのは、そういう印象を与える報道が本年二月の末以来行われていたことと関連するわけでございまして、それを念頭に置いて疑念を払拭するために書いたものでございします。制度上、運用上の各般の問題点について「検討を重ねている」というのが現在までのざりざりの言ひ得る事実即ち表現でございまして、後段の点は今のような考慮からつけ加えられたものでございします。

○小澤(克)委員 それじゃおかしいのですよ。AであるがBでないという場合には、AとBの間に密接な関連があるわけでしょう。問題点について

検討を重ねているということと、法令について改正云々を検討しているということは全然別の事柄だということであれば、AであるがBでないというふうな文章をつなげるわけがないでしょう。それが別のことだと先ほど答弁したからおかしいと言ふのです。この文章に即してないではないか、こう指摘しているわけですが、いかがですか。

○小林(俊)政府委員 全く論理の問題として申し上げれば、制度上、運用上の問題点について検討するということは、改正案を考へるということと全く無縁のこととございしません。検討の結果、改正案になるといふことは観念的にはあり得ることとございします。したがつて、論理的に關係のないことを並べたということにはならないと存じます。

○小澤(克)委員 そうすると、午前中の答弁はおかしいのじゃないですか。これは問題点について検討を重ねているということであるから、法改正にはつながらない、別の問題だ、こういうふうに言つたのじゃないですか。

○小林(俊)政府委員 私、議事録をもう一遍見てみないと確信を持つては申し上げられませんが、けれども、改正の方針を決定したということの意味するものではない、あるいは改正の可能性があるとということの意味するものでもないということと、先生さつき問題点について検討を重ねているということとは改正案を提出するということと必ずしも直ちに結びつかないという意味なんです。これに對する御質問になりました。したがつて、これに對する大臣の御答弁はそのとおりであるということだと思ひます。

○小澤(克)委員 結論としてどうなんです。さつきから何度聞いてもわからないのですよ。問題点について検討を重ねている。今後重ねるのでしよう。それで今国会には改正案を提出する方針は決定していない、今国会にはこの限りをしていくわけですよ。それで次国会以降はどうなのか、だれだつて疑問に思ひますよ。その点について

はつきりさせてください。どうなんです。

○小林(俊)政府委員 一言でお答え申し上げます、次国会と申しますか、ことし的大量切りかえ以降、すなわち来年以降の問題については白紙であるということだと思ひます。

○小澤(克)委員 白紙であるということは、改正もあり得る、あらゆる可能性がある、だから白紙だ、こういうことですか。

次に、午前中にも問題になりましたが、この通達の5のところ、九ページ以下登録済証明書の取り扱いについて言及しているわけですが、これも登録済証明書の交付というものは機関委任事務なのか、そうでない独自の事務なのか、とうとう午前中答へなかつたのですが、どつちなんです。はつきりさせてください。

○小林(俊)政府委員 厳密に法的に申し上げればこれは機関委任事務の一部とは言えないと存じます。

○小澤(克)委員 そうすると、この通達の5の部分は、委任者が受任している機関に対して委任の事項について一定の指示をしたという意味合ひはない、こういうことになりますか。

○小林(俊)政府委員 この登録済証明書の交付という事実と申しますか、措置は、自然発生的にと申します。住民の方の必要に應ずるための住民サービスの一つとして経験的にまた慣行的に発生し行われるようになったわけでございします。しかし、この措置は外国人登録法に基づいて行われておる登録の結果作成される登録原票の記載事項を証明するものでございします。で、外国人登録業務に密接に結びついておることとございします。また、そういうふうな経験的に発展してきました制度が地方ばらばらでは、これはまたいろいろと矛盾あるいは困難を生ずるわけでございします。で、中央におきましてそのやり方を統一する必要があります。その利益の上からも存するわけでございします。そういう観点から、その外国人登録を主管しております当局といたしまして全国的に同じようなやり方が行われるように一つの方式を定めてこれを地

方に提示したということです。

そういう意味でございますから、指示するといふことの意味がまた非常に観念的に言えばあるいは問題になるのかも存じませんが、私どもとしてはこうあるべきであるという見解を示したというふうにお受け取りいただいても結構でございます。

○小澤(克)委員　確認しますが、そうすると、一定の基準を示したのである、委任者としてこうやれという受任者に対する指示、命令という意味合いはない、こういうことですね。これは自治体の労働者などから私、聞かれることがあり得ると思いますので、はつきりさせておいてください。今のような言い方でいいわけですね。要するに基準を示したのである、これに法的な拘束力はない、こういうことですね。

○黒木説明員 この登録済証明書と申しますのは、事実証明でございまして、先ほど入管局長がお答えしましたように、いわゆる私どもの委任事務には入っておりません。ただし、この事実証明とい

う行為を市町村が行う場合には私どもが機関委任事務をして作成された登録原票を利用して証明するというところでございますので、ちょっと言葉はラフになりますが私ども私どもの登録証明書を手に使われるということについては問題がございませんので、私どもが事務を委任しております範囲内ものを利用していただく場合に、こういった場合は利用してもらって結構だ、こういった場合は利用してもらっては困りますということは申し上げられる、こういうことで通達の中に入れていくわけでございます。

○小澤(克)委員　そうすると、固有の事務であるが、そのもとになるものが、その資料が機関委任事務によって作成されたものであるから、その利用に当たってはこうこういうふうにしていただきたい、要するに要望であり基準を示したものだ、こういうことですね。いかなる意味でも法的な拘束力は持たない、委任者として受任者に対する指示、命令としての効力は持たない、こういう

○黒木説明員 厳格に申せば固有事務でございまして、  
 ことでもよろしいのですか。イエスカノーではつき  
 りさせてください。

すので、市町村が勝手に使うという場合はあり得るだろうと思いますが、ただ私どもの委任しておる原票をそのようにみだりに使ってもらつては困るということとは国の立場からはつきり言っておるわけでございます。

○小澤(定)委員　そうすると、この原票に基づく登録済証明書の交付を行つてはいけない、そういうことを勝手に使つては困るよ、こういうことになるわけですか。もし勝手に使えばそれを一種の法違反になる、こういうことになりますか。

○黒木説明員 使つてもらつては困るということ  
を言っているわけでございます。ただ、これにつ  
きまして、仮にその違反と申しますか私どもの指  
示に反するような行為があつた場合、じゃどうい  
う手が打てるのかということについては、法律上  
これに対する手当てといひますか、規制措置とい  
うのはございませぬ。

○小澤克委員　そうじゃなくて、観念的にそもそもこの通達の5に従う義務があるのかどうかという事です。事実上それを強制する手段があるとかないとかいう問題じゃなくて、そういう指揮命令の關係に立つのかどうか、そこをはつきりさせてください。さつきから重ねて聞いているわけですがね。

○黒木説明員 勝手にお使いいただいては困るわけでございます。

○小澤(克)委員　そういう指揮命令なんです。どうなんでしょうか。困るというのは単に困惑するというだけじゃないでしょう。

○黒木説明員 私どもがお願いしております外国人登録事務ということとでつくられ管理されている書類が市町村の都合で勝手にほかに転用されるということについては、私どもとしてはこれを使ってもらつては困りますということを申し上げるわけでございます。

○小澤(克)委員　おかしなことを言いますね。ほ

かに勝手に転用すると言うけれども、目的外に転用するわけじゃないでしょう。何でほかに勝手に転用することになるのですか。

○小林修 政府委員 この登録済証明書を作成するためには、先生先ほど御指摘のように外国人登録法に基づく登録原票を使用するほかないわけでございますが、これを使用するに当たりましては、この業務の主管官庁である当局さらに広くは政府の指示を行う余地が十分あると存じます。したがって、これを使用することにつきまして、私は当局の指示に従う義務を市町村は負つてゐるともは考えます。また、逆に言えば、登録済証明書を市町村が発給しない場合に、これを発給しろという命令あるいは指示を出せるかどうかといふ

地位においてそれをなし得るといふことですね。交付を行う、行わないという行為に関して、その行為それ自体について言及し得る立場ではない、こういうふうに言つていいわけでしょうか。

○小林(後政府委員) 先ほど申しましたように、交付を行わないことについては政府としては恐らく何もできないと思います。(小澤(克)委員)「行うことについては」と呼ぶ、行うことにつきましては、これは原票を使用するわけでございすから、政府の指示に反して使用する場合に、その指示というものが市町村の負っている義務に違背する、指示に違反するといふことが義務に違背するといふことに解する余地は大いにあると思ひま

○小澤(克)委員　だから、それは、交付を行う、交付行為それ自体に対して言及し得るのか、それともその資料の使用法についてのみ言及し得るのか、どちらなんですか。

○小林(俊)政府委員 資料の使用についてであるというふうにお考えいただいて結構であると思います。

○小澤 克 委員　それから、この登録済証に関して、法務大臣が十六日に毎日新聞社の記者のインタビューに対して、切りかえ前の登録証に基づく登録済証明書の交付は可能だ、それはこの通達にも書いてある、こういうふうにおっしゃったという記事が出ておりますが、まずこれは事実でしうか。

○嶋崎国務大臣 毎日の記者さんがインタビューに來られたときに話をしておたわけでございますが、前の登録証を引き続いて持参しておるという状態になっておるでありましょうし、それからそういう申請が出てきたときには、このただし書きにありますように「新規登録以外の申請に係る不押なつ意向表明者で交付予定期間指定書を交付されているものから、指紋不押なつ意向表明前の登録事項について登録済証明書交付方申請があった場合には、備考欄に「こういうことを書いて、記載した登録済証明書を交付して差し支えない

い。こうなつておるわけでございまして、そこを  
そういう処理をして対応するというに相なり  
ましよう、こう申し上げたわけですが、そして、そ  
ういふことの運用の中で、具体的なケースの判断  
というのはそれぞれのそれを処理するところで御  
判断を願うということになりましよう、こういう  
ことでございまして。

○小澤(克)委員 さらに、同じ新聞記事によりま  
すと、川崎裁判所が「古い登録証による  
登録済証明書が有効か無効かは処理にあたる自  
治体が判断することだ」とし、さらにその使用を  
「拒否する自治体はないだろう」というふうに述  
べたとありますが、これも事実関係はこれとおり  
でしょうか。

○小林(俊)政府委員 指紋不押捺の意向を表明し  
たために登録済証明書の作成、交付について一定  
の限定が付けられるわけですが、しかし既に  
登録してあるものについては、既登録事項につ  
いてはその証明書を発給してもよろしいというこ  
とでございまして。したがって、その証明書その  
ものは明らかに有効な証明書でございまして。文  
書としては有効なものでございまして。ただ、その  
文書に証明されている内容に限定があるというこ  
とでございまして。したがって、その証明書が文書  
として無効だというふうに言われることはないか  
なる場合においてもあり得ないと思ひますけれど  
も、その証明している内容に限定があるわけでござ  
いますから、それが有効に作用するか否かとい  
うことは、その証明書が何の目的のために請求さ  
れ、提出されたかということによって差が出てく  
るということはあると思ひます。例えばこの  
証明書が結婚の場合の相手方に対する一つの資料  
として提出されることもあり得るでしうし、あ  
るいは商取引の場合に相手方の信用を得るために  
提出されるということもあると思ひます。そうい  
った場合にそれがどう受け取られるかということ  
は、提出を受けた方の対応によって変わってくる  
わけでございまして。また、行政の窓口でそれが提  
出された場合どうなるかという、行政の窓口によ

提出された目的によつて変わってくるのじやない  
かと思ひます。したがって、普遍的にこれが  
いつも通常の指紋押捺者の証明書と同じように扱  
われるだろうという保証は申し上げることはでき  
ませんけれども、しかし、そういった限定がある  
にせよ、証明書そのものが文書として有効である  
というところは間違いないと存じます。

○小澤(克)委員 私が尋ねたのは、事実関係  
がこのとおりですかと聞いたのですが。

○小林(俊)政府委員 川崎審判官が毎日新聞に答  
えた説明全般が出ておりませんし、またどうい  
う説明をしたのかということについて報告を受けて  
おりませんので、そこに引用されておる一部分だ  
けを取り上げますと、的確に何を言おうとしてい  
るのか必ずしも明確ではない。その市町村がそ  
れを無効として……(小澤(克)委員「要するに報  
告を受けていないのね、この事実関係について」  
と呼ぶ)説明の内容については報告を受けており  
ません。

○小澤(克)委員 この川崎発言については報告を  
受けてないということですが、今聞かないことに  
一生懸命に答えられましたけれども、今のお答え  
の内容で、文書としてはもちろん有効だ、それは  
それでしうね。そしてその効力についても、大  
抵の自治体はその文書の使用を断らないだろう、  
こういう判断についてはどうなんですか。正確な  
んでしうか。

○小林(俊)政府委員 これも、先ほど申し上げま  
したとおり、その証明書が提出される目的による  
と存じます。

○小澤(克)委員 では、一つ一つ聞きますが、先  
ほど横山委員が指摘されたことがありました  
ね、運転免許証の取得のための手続にこれを添付  
した場合は有効ですか。

○小林(俊)政府委員 それは、運転免許を主管し  
ている官庁ではございせんので、私としては何  
ともお答えの仕方がございせん。

○小澤(克)委員 ほかにについても全部そうです  
か。営業の許可とか健康保険の加入とか社会保険

の加入、不動産売買登記、学校の入学、身元保証、  
各種資格取得、各種融資、これらについても答え  
る立場にない、こういうことになりましようか。

○小林(俊)政府委員 端的に申し上げればそうい  
うことでございまして、私ももとしましては、同じ行  
政目的のためにこの限定的な証明書が使用された  
場合に、窓口によって取り扱いが違ふということ  
が起つては困ると思ひます。もしそういうことが  
起るようであれば、これは何らかの調整措置  
を講ずる必要があると思ひますが、しかし目的が  
違ふ場合に、取り扱いが変わつてくるということ  
はあり得ると思ひます。

○小澤(克)委員 不動産売買登記については、民  
事局の方いらつしやらないですか、これは広い意  
味で法務省だと思ひますが、どうでしうか。

○小林(俊)政府委員 これも責任を持つてお答え  
し得る立場にございせんので、法務省内で検討  
と申しますか、照会の上お答え申し上げたいと思  
ひます。できれば別途先生に直接お答え申し上げ  
たいと思ひます。

○小澤(克)委員 そんな効果についてわけのわか  
らぬものについて、この通達でこういうものをわ  
ざわざ何とか書いた上で、何日以降未確認と書い  
た上の登録済証を発行しないなどということを通  
達したのはなぜなんですか。

○小林(俊)政府委員 これは登録原票に基づいて  
私も証明し得る限度がそこに生じておるから  
でありまして、それ以上のことはその時点におい  
ては少なくとも証明できない、証明できるところ  
まで証明いたしますという趣旨に即するといふの  
がその理由でございまして。

○小澤(克)委員 何日以降確認未了と記載した登  
録済証を交付して差し支えない、わざわざ通達し  
ているのですよ。これは何を予想して、こういう  
ものなら交付していいということをやわざわざこ  
の通達に入れたのですか。

○小林(俊)政府委員 これは既に登録を何回も了  
しておる人物についてそこまで証明することが  
事のことわりの上からいっても当然でございまして

し、証明できるところまでは証明してあげるとい  
うのがとるべき措置であらうというふうな考え  
からでございまして。一概に、指紋の押捺拒否を表  
明している者については登録済証明書を発給しな  
いということをしてしまふのは度を過ぎた措置で  
はないかという反省があるいは考慮があつたから  
であります。

○小澤(克)委員 だから、何の目的を予想してこ  
んなものを発行して差し支えないとわざわざこの  
通達に書いたのかと聞いています。その  
な、何に使われるか、どういふ効果を持つかわか  
らぬものを、わざわざこんなものを発行していい  
と書けばかえつて混乱するでしう。だから、何  
らかの目的があつて書いたのじやないのですか。  
どうなんですか。

○小林(俊)政府委員 もしその規定があるいはそ  
の記述を設けなければ、市町村においては指紋押  
捺を拒否している人に対しては、新たな登録証が  
発給されるまで一切登録済証明書を発給しないとい  
うことになるおそれがございまして。また、その  
間に、そこに書いてあるようなことはよろしいの  
ではないかという気持ちを持つところも出てきま  
すでしう。そういう混乱あるいは不統一を生  
ずることを避けるために、できるところまではし  
ようというところで統一的な措置を定めたものでご  
ざいまして。

○小澤(克)委員 何に使う目的でこういうものを  
交付して差し支えないと書いたのかと先ほどから  
聞いています。私どもがこの規定を入れますとき  
に考えましたのは、現在でもあるわけでございま  
すが、過去の事実についての証明ということがご  
ざいまして。これも限定的になりますけれども、い  
ついつどこに任んでいたとか、そのときの世帯主  
がだれであつたかといったことの証明願もあるわ  
けでございまして、そういう場合に備えてで  
ございまして。

○小澤(克)委員 そうすると、切りかえ前の過去  
の事実についての証明としての効力はあるであら  
うと思ひます。

う、こういう予想のもとにこの通達にこの一文を入れた、こういうことになりまますね。  
では、もう一遍聞きます。

運転免許の取得の更新に当たってはどうかで  
すか。

○黒木説明員 その登録済証明書が現在の状況を証明するためのものであるとすれば未確認でございまして、私も私としてはその原票を利用されることは困るし、適当でないということで登録済証明書を提出しないように、こう言っているわけがございまして、仮に運転免許の場合、そういう例が当てはまるかどうかは存じませんが、過去の住所を証明するために必要であるというものであれば利用できるであろうというふうに思っています。

○小澤(克)委員 そうすると、過去の住所を証明して、それが何らかの役に立つ場合というのは何があるのですか。旧登録証でも登録済証明書を交付するから一定の救済措置になる、こういうふうにおっしゃっているのじゃないですか。どういう場面で救済措置になり得るのでしょうか。

○黒木説明員 具体的に申し上げますが、私も先ほど申しましたように、過去においてそういう過去の事実の証明、証明願というのが現にあるわけでございますので、過去の部分まで原票の利用を断ろうというつもりはなかったということでございます。お尋ねのように、具体的にどういう例だといいますと、ちよつと適切な例と申しますか、思い浮かばないというわけでございます。

○小澤(克)委員 過去の事実を証明したつて余り意味ないですよ。その後住所が変わつておればそれつきりですから、そうすると、何でこれが救済措置になるのですか。

○黒木説明員 ちよつとお尋ねの趣旨がよくわからないのでございますけれども、そういうものが現在には未確認であるということ、私も私が証明を、原票の利用をしないようにという指示をしたわけでございますけれども、例えば、では拒否する前の状態はどうであつたかということについて、もし証明することができるのであれば、それが限定的に活用されるのではないかとこのように思うわけですが。

て、もし証明することができるのであれば、それが限定的に活用されるのではないかとこのように思うわけですが。

○小澤(克)委員 これは毎日の生活の問題なんです。運転免許の更新をしたいとか、営業許可を申請したいとか、健康保険に加入したいとか——現在の住所を証明する効力はない。そのものを持つていったときに、その手続を受け付ける側ではどうしていいかわからぬでしょう。こんな通達を出すと混乱するばかりじゃないですか。どうなんですか。通達を出すなら、この証明書についてはどうこうこういうふうに使えない、そこまでやらないとかえつて混乱するのじゃないですか。そこを統一的な見解を出していただきたい、困りますよ。第一線で受付事務をやっている人はどうするのですか。

○黒木説明員 登録済証明書の点でお尋ねでございますけれども、理屈を若干申し上げますと、例えば確認申請などに出てまいりました外国人が指紋を押さないという意向を表明した場合におきましては、写真、指紋その他によつて人物の確認をするということが法律上の要請になっているわけでございます。ところが、指紋を押していただけないために人物の確認がまだ完全に終わっていない、こういう状態の登録原票の正確性はどうか、こういうことになりまますと、まだ完全な確認が終わつてない状態のままでその人物がこういう人物である、どこに住んでいるだれであるという証明は理屈としておかしいということ、本人を説明している期間、すなわち私どもの通達では三カ月でございますが、この三カ月に限つては、登録をしていないという証明を願ひ出しても原票を利用するというのは正確な内容を証明することになるからそれは差し控えるように、こういうのが通達の趣旨でございます。

ただ、それだけで申しますと、先ほど申しましたように、現在には不確実かもしれないけれども過去においてその町でこういう状態で登録していたというこの証明を願ひ出てくるケースがあるわけでございますから、その場合までも断わることはないだろう、だから、その部分は証明できるんだからそこは証明してあげよう、こういう趣旨で通達も書かれておるわけでございます。

○小澤(克)委員 それはわかつておるんですよ。だから、そこまで親切に、証明できる範囲で証明書を交付しない、そういう通達を出しているわけですよ。それによつて交付された証明書がいかにかに利用されるのか、いかなる効力を持つのか、それについては知りません、これじゃ困るでしょう。運転免許だつたら公安委員会ですか、公安委員会の方で判断してください、これじゃ混乱しますよ。こういう証明書を提出しない、通達を出した役所の責任はどうなるんですか。そんな効力のわけのわからぬものを発行させたら混乱しますよ。この通達、こんなものでいいんですか。

○小林(俊)政府委員 この通達によつて交付される限定的な登録済証明書の証明内容、その証明に伴う限界というものは一目瞭然だろうと思ひます。何月何日までではこういう状態にあつたということ証明しているんだということでありまます。したがつて、その証明書が提出された目的に従つて十分と認められるか否かというのは行政目的によつて変わらると思ひますし、また、その行政機関の行政目的に照らしての判断に係る点が多いと思ひます。しかし、私も私としてはそこまで一々規制する立場にはございませぬ。ただ、同じ行政目的で提出された場合に、窓口によつて取り扱いが違ふということがあつては困ると思ひます。いずれにせよ、もしこの問題について具体的に行政の窓口、これを受ける方から疑問あるいは混乱が生じた場合には恐らくその中央機関に対してその疑問が行くであらうし、その中央機関から私も私も協議があると思ひますので、その際には十分その性質に照らして協議に応じたいと思ひます。

○小澤(克)委員 どういう方向で協議するのですか、法務省として。通達を出すからには、そこまで計算の上でしよう。

○小林(俊)政府委員 この種の証明書が利用される行政目的は極めて多岐にわたつて、その多岐にわたる行政目的の二つについてこれが認められるべきである、これは認められないということ、私どもの方から一々関係各省に指示をするあるいは意見を申し述べるといふ必要は別にないと思ひます。何となれば、その証明内容がはっきりさえておれば、通常の場合には行政目的に従つて、照らして判断がなされるものと考えられるからであります。

○小澤(克)委員 今、統一に扱われるべきだとおっしゃつたのではないですか。

○小林(俊)政府委員 統一的に申し上げましたのは、同じ行政目的に関する限りその枠内においては統一でなくては困るということでございます。それは法務省がどう言う問題ではないでしよう。統一というものは、運転免許であれ営業許可であれ、それら全体について統一的に使われないと混乱を生ずる、こういうことになりませんか。

○小澤(俊)政府委員 再々申し上げましたように、この証明書の証明内容あるいはその限界は明確でありますので、その証明する限界内において十分だと判断される行政目的もありまますし、ようし、現在の状態が証明されない限り十分だと判断されなければならぬ行政目的もあると思ひますので、その点についてあらゆる場合に統一目的である必要は私にはないと思ひます。ただ、同じ目的に使用された場合に違つた受けとめ方がされようというの混乱を招きますので望ましくないと申ひますから、その場合には調整をするであろうというふうな考えをたつてあります。

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

○小林(俊)政府委員 再々申し上げましたように、この証明書の証明内容あるいはその限界は明確でありますので、その証明する限界内において十分だと判断される行政目的もありまますし、ようし、現在の状態が証明されない限り十分だと判断されなければならぬ行政目的もあると思ひますので、その点についてあらゆる場合に統一目的である必要は私にはないと思ひます。ただ、同じ目的に使用された場合に違つた受けとめ方がされようというの混乱を招きますので望ましくないと申ひますから、その場合には調整をするであろうというふうな考えをたつてあります。

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

○小澤(克)委員 抽象的な議論をしていても時間

のむだですから、運転免許の取得について公安委員会でしょうか警察庁になるのでしょうか、問い合わせがあったら法務省としてどう答えるのでしょうか。

○小林(俊)政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、静岡の公安委員会ではこれを受理するけれども東京では認めないということでは困るであらうということをごいまして、その間の統一は必要であらうと私も考えます。ただ、この点について警察庁の方から協議があった場合どうするかという御質問でございますが、その前に、まず警察庁がどう考えるかということが来ると思いますが、そこで、警察庁の方でさらに疑問があればその疑問に応じて私も協議に応じたいと思えます。

○小澤(克)委員 法務省の入管の通達に基づいて出した公文書ですよ。その効力についてどう扱おうかというふうに関心があるわけであらう、どう答えるか。そんなことぐらい検討の上でこの通達を出したのではないのですか、どうなんですか。その辺は全く白紙のままで出したのですか。

○小林(俊)政府委員 その証明書が証明している限度が明確でございますから、したがって行政官庁において判断し得ると私は考えます。その上で判断できないということであれば、判断できない理由を聴取して私どもの見解を述べたいと思えます。

○小澤(克)委員 だからどう述べるんですか、免許証について。抽象論はいいから、法務省の考え方を言ってくださいよ。そこまで検討してないままにこの通達を出したというならそれでも結構です。それから、もう一つ、正直に。

○小林(俊)政府委員 私は、この段階におきまして、この限定的な証明書について公安委員会がどう判断するかということについて承知いたしておりませんので、それをもとにして……(小澤(克)委員「公安委員会の判断なんか聞いてないよ、そんなこと聞いてもしようがないでしょう」と呼ぶ)しかし、行政官庁として公安委員会が……(小澤(克)委員「聞いてるのだ」と呼ぶ)という問い合わせがあるかと思えます。

○小澤(克)委員 運転免許の取得について、この過去の事実を証明する登録簿が書類に添付されていた場合に、どう扱おうか、公安委員会としてはこう考えるが法務省はどうだ、この公文書の発行を通達で指示した法務省はどう考えるのだという問い合わせがあったら、どう答えるのですか。

○小林(俊)政府委員 ただいま先生は、公安委員会がこう考えるがどう考えるのだとおっしゃいましたが、こう考えるがどう考えるのだとおっしゃりたいと思えます。

○小澤(克)委員 それで、どう考えたらどう答えるのですか、場合に分けて答えてください。

○小林(俊)政府委員 警察庁の方の統一的な見解で、この限定的な証明書では不十分だという見解が示された場合には、これに反対することはないと思えます。

○小澤(克)委員 そんないいかげんな証明書を交付して差し支えないなんて、何でもこんな通達に書いて新聞で宣伝して、まやかじやないですか。余りにでたらめですよ。どうなんですか。

○小林(俊)政府委員 この点は、先ほど登録課長から御説明申し上げましたとおり、過去の事実について証明を求める要請あるいは申請があるという事実を前提にして、私どもはその必要に応ずるためにこの措置を特に明記したのであります。

○小澤(克)委員 結局、今の答弁を聞いていてわかったことは、この過去の事実についての登録簿に証明書、こういうものが出たら、それがどう扱われるかはわからぬ、それによつて起こる混乱というものは全部あなたの責任ですよ、そういうことだけは今わかりました。救済措置だなんて、全然救済措置になっていないということもよくわかりました。この問題についてはもういいです。

この通達は告発に関するものでありまして、これが、告発事務について、これはそもそもどうなる

んですか、刑事訴訟法二百三十九条二項に言う「告発」、これについて入管局が有権的な解釈をなし得る立場にあるのですか。

○黒木(明)委員 告発の義務は公務員に課せられておりまして、刑事訴訟法に基づくものでございまして、したがって、告発という事務を行うことは自体は機関委任事務の範囲に入っているとは考えておりません。しかし、私どもの、国が機関委任いたしました事務を遂行する過程において法違反が発生したという場合に、その取り扱いについて、国が市町村に対して指導するということは許されているというふうに関心しております。

○小澤(克)委員 あなたの言う国というのは入管ですか。入管が刑事訴訟法の解釈について有権的な解釈をなし得る立場にあるのですか。

○小林(俊)政府委員 その点についてお答えする前に、先ほどの答弁を一つ補足したいと思えますが、もし公安委員会の見解に基づいて警察庁が統一に限定的な登録簿証明書でも有効であるという意見を出してきた場合に、これに反対する理由も私どもとしては持たないと思えます。(小澤(克)委員「要するにどっちでもいいということですか」と呼ぶ)したがって、それは統一的な判断である限りにおいては行政官庁の判断が先行するということではございません。

なお、ただいまの告発の件につきましては、これは刑事訴訟法に明確に記してあることとございまして、有権的な判断は法務省の刑事局において行われるわけでございますけれども、それとの協議の上において指導をするということに別段の問題はないと思えます。

なお、その点につきまして、先般来、機関委任事務に入るかどうかといったような難しい問題がございまして、告発をするようにという指導を行うということに別段の問題はないと思えます。

○小澤(克)委員 法務省の刑事局に有権的な解釈の権限があるということにも疑問があります。これは罰則がないわけですからね。罰則を適用しよ

うということであれば、法務省といえますか検察官としては、法の執行に当たってこれをどう解釈するかという問題に直面しますから、当然何らかの判断をしなければならぬわけですが、刑事訴訟法の規定そのものが、法務省として法の執行の段階で法解釈の問題に直面しない限りは有権的な解釈をなし得る立場にないでしょう。

それはともかくとして、少なくとも入管はこの告発義務に関して有権的な解釈をなし得る立場にないことは明らかだと思えますが、それはそれでいいですね。

○小林(俊)政府委員 刑事訴訟法について疑問が生じた際には刑事局と協議してその見解を求めるというのは、実際にも行われておりますし、また法の建前上、当然であると思えます。

○小澤(克)委員 だから入管はどうなのかと聞いているのですよ。

○小林(俊)政府委員 入国管理局が刑事訴訟法について有権的な解釈を行う立場にないということは事実でございます。

○小澤(克)委員 そうすると、この通達のページの刑事訴訟法云々というくだりは、入管としての、何でもかき、希望といいますが見解といいますが、それを単に述べたものにすぎない、こういうことになりませんか。機関委任者として委任された機関に対する指示、指揮命令という効力は一切ない、こう解釈していいですね。

○小林(俊)政府委員 先生の御質問はいろいろ問題にかかわるのでございまして、例えば機関委任事務であるかないかといったような問題にもかかわるのでありますけれども、そういう観点を含めまして、ここに書いてありますことは、指示ではあるけれども、いわゆる機関委任事務の一部としての命令の対象となり得ることではないというふうには言えると思えます。

○小澤(克)委員 命令ではないが指示である、指示というのは何ですか。指示される側はこれに拘束されるのですか。

ますと、拘束するかしないかは、結局何によつてそれが担保されているかというところに結びつくわけでございまして、機関委任事務の場合には、先ほども申し上げました地方自治法百四十六条の職務執行命令、さらに裁判所の一定の手続といったものによつて担保されるわけであります。

そういったものに担保されていない指示というのが拘束するかしないかという議論をする場合には、拘束するかしないかというものの意味が問題になるわけでございまして、多少概念的な話になつてしまふ。私ももとしましては、實際上これに従つてくれることを期待しているわけでござい

ますし、それが法的な拘束であるか否かということとを議論しなくてはならないのは、これに關する違反あるいは背反が生じた場合にどう処理するかというときにのみ生ずることであると存じます。

○小澤(克)委員 いや、わからぬのですよ。あなたが指示という言葉を使つたから、その指示という言葉の意味内容を聞いただけの話でして、どうなんですか、担保はなくても観念的にはその指示に従ふ義務があるということは理論的にはあり得るわけでしょう。だから、あなたのおっしゃる指示というのは、命令ではないが指示であるとおっしゃつたから、指示というのは一体だけの効力を持つのかと聞いています。議論をして

いるわけじゃなくて、その指示という言葉の意味内容を、どれだけの効力を持つのか、それを明らかにしてください。

○小林(俊)政府委員 拘束の基本的な法的な基盤は刑事訴訟法にございまして。刑事訴訟法に定められている義務を、入国管理局長として直接主管しておる外国人登録業務に直接、密接に關連しております関係上、これに關連してその義務をリマインドしたというふうに申し上げてもよろしいかと思ひます。(小澤(克)委員)日本語で言つてくれませんか。(呼ぶ)想起せしめたということであり

ます。○小澤(克)委員 想起せしめたということですね。では、自治体の直接窓口の職員としては想起

すればいい、こういうことになりますな。

ほかのことについては聞く予定だったのですけれども、時間がなくなつてしまつたのですが、指紋押捺を行うというものは、新規登録あるいは切りかえ登録を含めまして、登録申請の適法要件なんではうか。つまり、指紋押捺がなければ申請としての適法な申請ではない、したがつてこれは受けつけられない、こういうことになるのでしょうか、いかがでしょうか。

○小林(俊)政府委員 外国人登録法の規定によれば、これは申請の要件ではございせん。ただ、その登録証明書を受領するときに押捺する義務を法律が明文で定めておるといふことでございま

す。○小澤(克)委員 そうですね。申請そのものは適法である、ただ押捺義務違反という法十四条違反の効果があるだけである、そうなりますね。だからこそ、この通達でも、最終的に拒否しても登録証は出すのだ、こうなつておりますね。そうなりますと、この指紋押捺の義務というものは、法十四条違反は別といたしまして、指紋押捺を拒否しても申請の手続自体を不適法ならしめるものではない、こういうことになりませんか。

○小林(俊)政府委員 御指摘のとおりであります。○小澤(克)委員 それでは、なぜ三カ月間登録証を交付してはならぬ、こういう通達を出したので

すか。違法じゃないですか。○小林(俊)政府委員 私が申し上げましたのは、申請の要件ではないといふことでございまして、それが行われなくても申請そのものは有効であるといふことであります。

しかしながら、その証明書を交付する際には指紋押捺義務を課しておるわけでございまして。指紋押捺義務を課している理由は、その同一人性を確

認することにございまして。したがつて、確認の手段が欠けるということはその証明書の交付といふことについて問題を生ずるわけでございまして。したがつて、その交付ができるようにするために指

紋押捺が必要なわけでございまして、指紋押捺をしてもらうために、あるいはまたさらに政策的に申し上げれば、指紋押捺拒否という案件が少しでも発生する度合いを制約するために説得という期間を設けてさらに指紋押捺が実現するように努めてほしいといふことでございまして。

○小澤(克)委員 適式に、適法に申請がなされていれば、そして何らかの手段で同一人であるといふことが確認できれば、これは逆に登録証を交付しなればいかにぬといふことになるのでしょうか。もしそれを怠れば、それは不作為の違法といふことになりませんか。しかも、その同一性の認定には必ずしも指紋を用いなくてもいいと通達みずから

が言つておられるわけですよ。おかしいじゃないですか。法違反に対して法違反をもつてこたえといふことをこの通達は指示していることになりませんか。

○小林(俊)政府委員 非常に簡単な言葉で申し上げれば、指紋の押捺は外国人登録の申請要件ではないけれども交付要件であるといふふうにするのができると思ひます。したがつて、その交付要件の設けられた理由にさかのぼつて同一人性確認のために慎重な手続をとるようには、そしてそれが満たされた上は登録証明書に指紋押捺という要件を欠いているといふことを明記した上で本人に手交するようにならうといふわけでありま

す。○小澤(克)委員 外登法の五条に指紋押捺が交付の要件だなど書いてあります。

○黒木(明)委員 外国人登録法第十四条の第五項に「第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書」

これこれの「受領と同時に押すものとし」といふふうになつておりました、一つの要件になつていふふうになつておりました。○小澤(克)委員 十四条第五項というのは、押捺の機会を決めたものじゃないですか。これによつて指紋押捺が交付の要件だといふことになるのですか。そうすると、これまで行われていた、拒否

者に対して交付していたことは法違反になるのですか。

○黒木(明)委員 外国人登録法は、登録の正確性を維持するために指紋制度を設けているわけでございまして、それによつて最終的な人物の同一人性も確認をした上で登録証明書を交付するというのが法の仕組みになつておるわけでございまして。したがつて、従来この通達を發出する前は、指紋押捺を拒否した人についても市町村でそれなりの確認をした上で、指紋にかわるべき方法で確認をして登録証明書を交付しているというのが現実でございまして、今度はさらにその運用を画的にすることといたしまして、まず一つは説得を続けるというのを要件とした上で、三カ月たつてなおかつ説得に応じない場合には指紋にかわる他の方法によつて人物を確認した上で登録証明書を

出すといふふうに通達で新たに指示したわけでございまして。これが法的にどうかということになりますと、法の要求しておるところは依然として指紋を押し

た上で登録証明書を交付するといふことが法の目的としておるところであるわけですが、これまで運用それから今度の取り扱ひにつきましては、押さなければいづまでも登録証明書

を交付しないといふ取り扱いになりますと外国人の側にもいろいろ不便が出てくるというところで、他の方法によつて、指紋にかわるべき方法によつて人物の同一人性を確認した上で交付をするとい

ふふうになつておる方が一歩緩和するといふふうにか、解釈をやや広げて交付する、こういうふうな規定になつておるわけでございまして。

○小澤(克)委員 だからどうなるのですか。指紋押捺するといふことは申請の要件でもなければ交付の要件でもないわけでしょう。交付の要件だと言つたけれども、これは明らかな間違いですよ。今までやつていたのはみんな違法だということになりますよ。現にこの通達だつて、最終的に指紋押捺しなくても、何らか二人の証人がいれば交付すると書いてあるじゃないですか。そうしたらこ

の通達は違法なんですか。この通達はおかしいのですよ。三カ月後に指紋押捺ないままに登録証を交付することが適法ならば、それ以前に交付しないことは不作為の違法になりますよ。逆に、指紋押捺がないままに交付することが違法ならば、三カ月後であろうと何だろうと違法になりますよ。

この通達は三カ月前と三カ月後が両立しないですよ。指紋押捺義務違反は十四条違反の問題を生ずるだけだということはおなた明言しているでしょう。これおかしいでしょう。十四条違反に対しては五法違反をもって国家が対応するということになるのですよ。こんなことがあっていいんですか。

○小林(後)政府委員 私先ほど端的に申し上げればと申し上げたのは、わかりやすく申し上げればというつもりで申し上げたわけでありまして、申請要件と交付要件というふうに申し上げたのは、申請のときの問題点及び交付のときの問題点、申請のときに行われるべきこと、交付のときに行われるべきことをわかりやすく御説明したつもりで申し上げたわけでありまして、もし要件という言葉が、それがなければあることができないということとを意味するのであれば、これは交付要件ではありません。そこには、交付されるときに、交付に先立つて「指紋を押さなければならぬ。」と書いてあるだけであって、指紋を押さなければ交付してはならないと書いてあるわけではございません。

○小澤(元)委員 だから、三カ月間交付しないわけでしょう。これ、違法でしょう。同一性さえ確認できれば指紋押捺なくたって交付はできるわけですよ。同一性が確認できるにもかかわらず、指紋押捺がない、それを説得中だからという理由で

五法による交付をサポートすれば、これは不作為の違法になりますよ。おかしいでしょう。

○小林(後)政府委員 先生ただいま同一人性の確認ができれば交付すべきではないかとおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、指紋の押捺がない場合には同一人性の確認が十分である、あるいは確実ではないということから、これを確実ならしめる措置をとれということを通達したわけでありまして。

○小澤(元)委員 時間を過ぎて大変恐縮ですが、これで終わりますので……

そうなると思いが問題になるのですよ。自治体の窓口の職員が、第一線の職員が今まで指紋によって同一性を確認したことはない、そんなことはできっこないということはいろいろな裁判などでも証人として証言しております。できないのですよ。ましてや今回回式をやめて平式式ですか、それ自体悪いことだとは思いませんけれども、そうなることによって同一性を確認しろと言ったって無理なんです。今まではどうやっていたかという、写真で十分に確認しているわけですよ。なぜこの通達一本で突然それがいけなくなるのか。こんなことはないでしょう。もし指紋によって確認しなければならぬというこの通達をきちんと守るのであれば、全県法務省に問い合わせると思いますよ。それに対応する能力があるのですか。

○小林(後)政府委員 これは午前中にも御説明申し上げたことでありまして、同じような方式で押された二つの鮮明な指紋を肉眼で照合すること、その異同を判断することは別段の訓練がなくても可能であります。肉眼で行うことが可能であります。この点は裁判でも問題になっておりまして、実際に指紋を裁判官に提示して、その判断が困難であるかどうかについて裁判官の判断を求めたこともあるという経緯もございます。ことほどきょうに、指紋そのものが鮮明でありかつ押捺の仕方が同じであれば、別段の訓練がなくても肉眼でこれを行うことは可能なのであります。

ただ、それは疑問を生ずる場合もあるでありまして。例えばたまたま指紋が非常に似ておつた、あるいは同じだと思うけれどもどうも押し方の関係から若干疑問があるといった場合に照会しできないということなのであります。

○小澤(元)委員 指紋によって同一性の確認が可能であるとおっしゃいましたけれども、現実にはやっている自治体の職員が、そんなことはやったことでもないでできっこない、照合する器械もなければ拡大鏡のような装置も何もない、人の顔なら印象でわかりますけれども、指紋なんというものを重ね合わせて透かして見るような方法もないのに照合できないと言っているのですよ。そういう現実を無視して、ただ単にメンツを保つためにあくまで指紋で同一性の認識をしなさいというできないことを押しつけているわけですよ。この通達に直面した自治体の職員は大混乱を生ずると思いますよ。正直な人はこの通達どおり指紋によって同一性を確認しようとして、そんなことは素人にできないから全県法務省に問い合わせるでしょう。要領のいい人はこんな通達はどうせ役人が適当につくつたものだからというので従来どおり写真等によって同一性を確認すると思いますよ。

時間が来たので終わりますが、この通達については先ほどからいろいろの点を指摘しましたけれども、混乱を生ずるばかりで全く事態の本質的な解決にはなっていないということを指摘して、きょうほかにもいっぱい予定しておりました、警察庁の方にも来ていただいていたに恐縮なのですが、申しわけありませんがまた次の機会に質問させていただきます。

○片岡委員長 橋本文彦君。

○橋本文彦委員 本来の証人被害給付法につきまして質問いたします。

九十六国会におきまして、この国選弁護人に対する被害給付の問題を取り上げましたけれども、給付の額の問題あるいは証人と国選弁護人の地位の問題とかで日弁連の方にいろいろ異論があった、もう一度基本的に立ち返ってよく考えてみた

ということによって九十六国会の改正では国選弁護人は入ってこなかった、そういう経過がございます。その後三年たちまして今回の改正なんですけれども、全くその間に基本的な問題はなしに、従来論議されておつたような形でもって今回の改正になってきた。しかも、その一連の論議を聞いておきますと、ただ裁判に協力するという共通事項、そのために証人被害給付法の中に国選弁護人の被害の場合も含めるといふことなんですけれども、その辺のところをもう少し、財政的な問題もあるでしょうが、ただ単に裁判に協力するのが共通なんだということだけじゃなしに、もつと本質的な問題から入っていきなさいと思うのです。まずその点を局長からお伺いいたします。

○寛政府委員 橋本文彦十分御承知のとおり、本件については、昭和五十四年三月の法曹三者協議会で協議が概ね済みまして、その結果、日弁連が要望される国選弁護人の被害補償制度につきまして、法務省でその実現方を検討するという条項が定められたわけでございます。その後、主として日弁連と法務省との間でその立法について協議がなされたわけでございます。

相当長年月を要しましたのは、今先生御指摘のように日弁連側のいろいろな御要望がございまして、それは基本的な問題になるわけでございますが、立法形式の問題。それから、被害の範囲を人的に、例えば同居しておる弁護人あるいは弁護士会といふ事務所からの従業員等にまで及ぼすべきだというのが日弁連の御主張でございます。それから内容的には、物損、火をつけられたとかいう場合の財産上の損害、あるいは精神的な損害まで含めるべきであるという御意見。さらに

は弁護士、国選弁護人の地位、性質等から見て、一般の証人とは違った手厚い補償と申しますか金額的にも多い基準を立てるべきであるという御主張。これは立法形式にも絡まるわけでございます。もう一つは、審査の手続の過程で日弁連の意向を何らかの形で反映するような方法、審査の過程に参与するということであるかと思いま

昭和六十年五月十七日

す。そういうような御要望が当初からあつたわけ  
でございます。

それにつきまして、その後最近に至るまで、日弁連との間でいろいろ協議をしたわけでございまして、基本的な問題と申しますのは今申し上げたなような四点に尽きようかと思えます。協議の内容も、その点をめぐりましていろいろな意見の交換がなされて、最終的には日弁連側も今回御提案申し上げております内容でやむを得ないということで御了承を得て提案の運びになったわけでございます。

その過程でいろいろ出たわけでございますが、単に裁判に協力したのでその立場は同じであるということだけではございません。国選弁護人と証人、参考人との違いというものは十分考えられるわけでございます。同じく刑事司法、刑事訴訟に協力するといっても、その協力の度合い、内容において差があることは、これは何人も疑わないところであろうかと思ひます。しかし、それでは別に国選弁護人だけを取り上げて今申し上げたような要望を全部入れた手厚い補償をするべきであるか。損害の補償あるいは被害の補償は、ごく大ざっぱに一般論で申し上げれば、手厚いにしたこととはない。国家財政的な見地は別といたしまして、精神論としてはそういうことにならうかと思ひます。

しかし、同種といいますが、いろいろな関係で国家事務に協力し、あるいはそうでなくても何らかの被害を受けた者を国が補償するという制度はいろいろあるわけですが、それをどういうふうな位置づけるべきかということが問題であろうかと思ひます。その点で広く国家補償といひますか賠償といひますが、被害の補償ということの中にもいろいろな形ものが考えられるわけですが、御承知のように被疑者補償といひますが、刑事補償、これも国家の適法な行為により違法な結果が発生した場合に責任等を問わず国が補償するという制度でございます。あるいはまた、国家賠償法では、国家の違法な行為、これは故意、過失を要するその結果の損害発生に対して賠償を

するといふ制度。あるいは土地収用等によりまして財産上の被害を受けた人に対する国の補償といふようなもの。その他いろいろ程度がある。

それでは、国選弁護人の被害補償あるいは証人の被害補償というのはどういふふうにか考えるかというところでございますが、これは国家の違法な行為とかいふようなものの補償ということとは違つて、刑事司法の運用に際して国選弁護人あるいは証人が身内の者等が害を受けることを恐れて協力しにくいという状況があつては刑事司法の円滑適正な運用を欠く、現にそういう事象が予想されておるわけでございますから、そういうことを除くために、いわば国の刑事政策の一環として、一定の被害があつた場合にその補償を国が約束するという性質のものであらう。したがらしまして、刑事補償あるいは国家賠償などとはその性質も違ふのではないかと。そうすると、現行法上で刑事訴訟に協力したという立場も含めまして一番近いといひますか同性質のものは現在御提案申し上げておる証人被害給付法であらうということに落ちついたわけでございます。

それでは内容をどうするか、さらに手厚くするかということですが、先日申し上げましたように、会社の社長その他収入の多い人から収入のほとんどない人まで当然証人、参考人になり得る、その人たちの協力を得なければならないということ。その意味では、弁護人の報酬がどのくらい得られているか正確にはわかりませんが、とも、一般社会の水準としては高い水準であろうということは言えるかと思いますが、やはりその中にもいろいろ差があるであろうと思います。それを一律にといいますか、司法に協力するという同一性質の中で証人等と区別して特に高くする必要はないのではないかと。合理的な理由は認めたいのではないかと。しかも現行の証人被害給付法によりますれば、現在では基準が六千円から最高一万三百円と広い幅を持っていますので、現実には弁護人の方に被害が生じた場合には、現実の収入を考えますればその上限の方をいく場合がほと

んどであろうというふうに予想もされるわけでございます。

それやこれや数年に及ぶ両者の協議の結果、これで双方納得して早期の立法化を図ろうということになると意見が一致して今回の御提案に至った次第でございます。

○橋本正二委員　ちよつと話が変わるのですけれども、証人の被害に対して給付を行う、あるいは国選弁護人に対して被害が加えられた場合に被害補償をする、そして刑事司法の円滑化を図るんだということが基本となっておりますけれども、今回のような給付額でもって本当に安心して証人が裁判所に出る、あるいは国選弁護人が弁護活動が大いにできるかという、甚だ疑問に思うのです。こう言つてしまえば身もふたもありませんけれども、どうしたらこういう問題が起きないかということをむしろ先に考慮すべきなんでしょう。しかし、これはあくまでも現実には証人が法廷で証言をする、あるいは国選弁護人が職務行動をする、その結果危害に遭つて死亡する、あるいは重傷を負う、結果論についての補償であつて、甚だ心もとないと言へば心もとないのですけれども、その辺の問題はどう考えておられるのか。これは難しい問題かもしれませんけれども……。

○算政府委員 被害が発生してしまつた場合におきましては、仮に相当な手厚い補償をしても、確かにそれは損失として残るわけでございます。そういうことを発生させてはならないということは、大前提であらうかと思ひます。

証人被害給付法が制定されました昭和三十三年でございましたか、あのころはちょうど暴力団等のお礼参りとか証人あるいは参考人等に対する被害が相当数頻発しておりました。それに對して何とかしなくてはいかぬということで、そういうような対策の一つとして被害給付法ができますと同時に、刑法を改正いたしました、証人威迫罪が確かな新設されたと思います。それから刑事訴訟法の規定によつて、暴力団等がお礼参り等をしないよ

うに保釈関係の規定の整備等が行われ、実体法の面あるいは手続法の面を整備してその根絶を図るという措置を講じ、同時に、万一不幸にしてそういう事態が発生した場合の補償ということで考えられたものであろうかと思えます。最近ではその例が余りない。幸いなことであろうかと思えます。一時期には現にけがをされた人も数名おられるようでごいます。現実になった被害事例というものは余り承知いたしておりませんけれども、そこに至るおそれのある事案、支援者あるいは被告人が弁護士に、早くやめろとかおまえは何だとか脅迫的な言辞で取り巻いてなにするとか、家へ脅迫電話をかけるとかその他の方法をもっておどかさすというような被害を受けかねまじき情勢が顕著にあらわれたということが今回の改正案の契機となったわけでごいます。これにつきましても同様に、そういうことがあってはならないということで根絶を図るべきであることは申すまでもないところであらうかと思います。

それでは、ほかにどういう措置があるかということでございますけれども、法廷におきましては裁判長の法廷警察権といえますか訴訟指揮権の活発な運用が期待されますし、そのほか、検察庁あるいは警察等の捜査当局においても、国選弁護人がそういう害を受けないようにいろいろな機会にできるだけの配慮をするべきものと考えております。これは証人、参考人等が主になりますけれども、検察庁におきましても、そういう被害が生じたことにかんがみまして、待合室を区別すると、安全な取り調べを確保するために、そういう危険の多い者については庁舎内に呼び出してそこで調べないで、ほかの場所で調べるとかいうような措置を従来からとっているところでございます。

また、現に被害が発生した場合にこういう法律があるということとはかねがね一線の検察官にも十分周知徹底せしめておりまして、被害が発生すれば当然刑事事件として検察官はこれを聞知する立場にあるわけでございますから、その際にはこう

いう法律があつて補償を受けられるのだというところを関係者によく話をするというような措置も積極的に講ずるように、従来から通達等で措置しているところでございます。

○橋本(文)委員 ずっと昔、何かの本で、法律というものはキルビー鳥である——これはギリシャ神話に出てくるような話らしいのですが、前方に飛ばないで羽ばたきをするほど後方に下がってしまうという鳥がキルビー鳥と言われる。法律というのはそういうものなんだ、制定された瞬間から過去の遺物である、これが法律の宿命である、あとはその解釈によつて運用するんだというようなことをどこかで読んだ記憶があるのです。この法案を見ましても、本当に証人なり国選弁護人の給付について万全かと言へば、そうとは思えない。むしろ極めて低廉ではないかと思うのです。

それはともかくといたしまして、この法案の被害の範囲とか補償の状況、給付の範囲、金額、支給方法、これは警察官職務協力援助給付法、国家公務員災害補償法とほとんど同じような範囲を定めておられるわけなんです。ただ、国家公務員災害補償法につきましても過去三カ月分の報酬を基準として出す。ところが、警察官の職務協力援助者あるいは証人被害者、これに対しては金額が初めから決められてしまつておる。今度は六千円ですか、それから上限が一萬三百円まで上がったという。これによつて、先ほどもお話がありましたように、証人の中にも大社長がおられるし国選弁護人でも収入の高い人がおられるから、その上限を、規定を適用する、それで金額的にばらつきが生じないだろうということだったのですけれども、私はその計算ではとてもない、比較できないような金額の場合もあると思うのです。

それはともかくとしまして、国家公務員の災害補償の場合には三カ月間の平均、あとの二者の法律につきましても基準額を決めている、この辺の差異はどうしてできたのでしょうか。

○寛政府委員 確かに、国家公務員災害補償法の

場合は過去三カ月間の平均給与ということになっております。これは御承知のように、国家公務員の場合、八等級から上は指定職までいろいろございまして、したがって、当該災害を受けた本人が収入の低い人であればそのように低くなる、上の人が高くなるということになってございまして、ざっとでございますが、行政職一等級、普通の役人と言へば役人でございますけれども、その最低ですとたしか日額が二千八百円くらいにしかならないと思ひます。そういう意味で国家公務員と比べました場合には、この法律との間で基礎額の関係では高くなる場合もあるし安くなる場合もあるということ、この法律の場合には、六千円から一萬三百円までの相当な幅、これは現実には警察官等の俸給が一応の基礎になつておるわけでございますが、平均的な巡査の俸給の日額というのは六千円でございますし、相当幹部でございますが警視クラスの俸給の日額を計算しますと一萬三百円になつておるといふところから出てきておりまして、その意味では国家公務員の場合と比べてそう低廉に失するといふことはなからうといふふうな考えております。

それから、国家公務員あるいは警察官等の場合と違ひますのは、国家公務員等の場合は当該本人が害に遭つた場合の補償でございますし、本件の場合には近親者に対する害といふものもその中に加わつておる、そういう意味では若干範囲が違ひうのではないかといふふうにも考えております。

○橋本(文)委員 証人と国選弁護人というものは、先ほど何回も言ひましたけれども、裁判に協力するといふ点では共通の人であるといふことで今回の法案では含ませておる。目を転じて考えれば、同時に刑事裁判においては検察官もおるし裁判官もおる。そういうことを考えていきますと、補償の範囲、金額を国家公務員災害補償法と同じように考えていった方がむしろつきりするのではないか。つまり、国選弁護人と証人を同列に置いておるような考え方がこの法案にはある。いかがでしょうか。

○寛政府委員 弁護人あるいは検察官、裁判官というものが裁判の場であるという職務を持つて活動するといふことは御指摘のとおりでございます。今回、国選弁護人の場合のみ補償するわけでございます。これはいわば裁判所の命令といひますか。これは行方によつて、正当な事由がなければ受任しなればならぬわけでございますから、いわば一方的に選任されてその立場に立つという意味で補償の対象としたわけでございます。そういう意味で、弁護人も国選に選任されれば国選弁護人として協力しなければならぬ、あるいは証人、参考人等も、国民の司法に対する義務と言ふ言葉はどうかと思ひますが、一般的な協力をすべき立場にあるといふようなことから、従来はそういう被害の補償もなく、当然にといふと変ですけれども協力をしてもらふといふことで現在までに至つておるわけでございます。証人も国選弁護人も立場はある点では共通しているのではないかと。国選弁護人を検察官あるいは裁判官と全く同じように、今回の法案の中身にありますような被害補償の面で一緒にしなければならぬといふところまでは合理的な理由は認めがたいのではないかとはいふふうな考えております。

○橋本(文)委員 逐条的に言つていけばいろいろと問題点があるのですけれども、余り時間がありませぬので……

第九条で、時効ではなくていわゆる除斥期間二年となつております。この件につきましても、加害者がすぐわかるのだから時効にかかると、そういうことはないのであるといふことが参議院の質疑で取り交わされておつたようですけれども、そのように断言できるわけですか。例えば国選弁護人がその職務に関して危害を受けた、ところが加害者が判明しなかつた、その間に二年間過ぎてしまつたといふ場合も十分想定できるのですが、そういう場合はないのですか。お答え願ひいたします。

○寛政府委員 そういふ例も絶対ないとは申し上げられませんが、一般的に言つて証人の証言なり

あるいは国選弁護人の職務行為を原因としての加害行為といふことでありまして、そこには裁判が現に行われているわけでございますから、そういう意味からいつても早期にこれを確知し得る性質のものである、一般的な性質として申し上げた次第でございます。

○橋本(文)委員 ですから、除斥期間としての二年ではその保護に欠ける嫌ひがあるように思ひますが、いかがでしょうか。

○寛政府委員 これを除斥期間とするか時効とするかは、いろいろどちらも考え方があろうかと思ひます。ただ、除斥期間にいたしました法務大臣の裁定を申請するのに二年間、そこで裁定がありますと、これは国に対する債権といひましてそれからまた時効が三年進むわけでございます。それと、この場合の時効の中断といふような事由もちよつと考えられないわけでございますから、いろいろ条件等を考えてみますと、どちらが有利とも不利ともその断定はできないのではないかと。しかし、必ずしも時効にしてはいかぬといふ強い理由があるわけでもございませぬ。

○橋本(文)委員 では、この法案について最後なんですけれども、いわゆる給付基礎額六千円から一萬三百円、この範囲内で決まるわけですが、この裁定は法務大臣がするわけですね。この給付基礎額についていわゆる弁護士会の関与、これを設けるべきだといふ声がございましたね。今回の法案では日弁連は一切くちばしを入れることはできないとなつておりますけれども、査定手続といひますか、その点は弁護士会の方ではどのような見解を持つておつたのですか。

○寛政府委員 特に、法案が最終的に現在のような形で定まつてみますと、基礎額の裁定といひますか、六千円から一萬三百円、現行で言へばその間に相当幅があるわけではございまして。しかし、その幅の範囲内に定めるといふ点では自動的にとなつておつて、それ以上に実際の損害を見て査定するといふものではなからうといふことで、もしそういう形の立法になりますれば、当然日



係る不押なつ意向表明者で交付予定期間指定書を交付されているものから、指紋不押なつ意向表明前の登録事項について登録済証明書交付申請があった場合に、条件はついておりませうけれども、そういう条件のついた「以降確認終了」と記載した登録済証明書を交付して差し支えない。」こういう処理をしておるわけでございます。

この解釈をめぐって先ほど来いろいろな議論があつたわけでございますけれども、この問題の処理につきましては、私たちはそういう本人と決定的に同一人であるということを通じて確定をできない、したがって、確定しておる時期までのいろいろな資料というものはあるわけでございますから、そういうことについて明確にお知らせをする、そういう交付書を出すわけでございます。そのこと自体がどういふうちに各般の行政に運用されるかという問題はいろいろあると思ひますけれども、そういう処理をやつておることに伴ひまして、今事例で挙がつていふような事例につきましてそれぞれの官庁で御判断を願うというようにすることに相なるかと思つてございいます。そういうようなことが全く行われてないというような考え方ですべてとも新聞等の報道があるようでございますが、そういうことにはならないのではないだろうかということを私自身が話を承ったときに申し上げたというのが実際であるわけです。

○橋本(文)委員 先ほど小林局長と小澤委員とのやりとりを聞いておりました、大臣、要するに端的に言えば過去の証明なんだ、これからの証明としては機能しないという内容の議論がありました。それを聞いておりました、大臣は、ここに書いてあるような教育、医療、福祉、日常生活に支障がないのじゃないかと思はれるか、どう思われますか。さつきは過去の証明なんだという議論がありましたですね。現在を証明するものじゃないんだ。そうなりますと、教育、医療、福祉に重大な支障があるように思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○嶋崎国務大臣 私も、個々の具体的な事案について一つの判断、また具体的な他省庁の仕事の立て方とこの登録証明書との絡み合い、またその運用の仕方、そういう個別の具体的な内容についてはもちろん十分承知をしておらないわけでございますけれども、その運用の形の中でそれぞれの立場の行政を担当されている部面での確な判断が行われていくだろうと思つておる次第でございます。

○小林(俊)政府委員 一言つけ加えさせていただきますのでございますけれども、大臣があいまい御発言をなさつたのは、新聞であるいは私どもの受け取つた朝鮮総連の声明書において、今回の措置があたかも一たん指紋押捺を拒否すると登録済証明書を全く出さないといふふうに解釈したかのごとき記述がございましたので、その点について訂正をされたものと承知をいたしております。

訂正の点は二つございまして、まず第一は、説得期間中であつても押捺の拒否の意向を表明した者が既に登録された人間である場合、すなわち確認申請中の者である場合には過去の登録事項についての登録済証明書を提出します。これが第一点。第二点は、押捺を拒否した者であつても、三カ月なり何年かの説得期間を経てなお拒否したままやむなく指紋不押捺という朱記をした登録済証明書が交付された場合には登録済証明書も提出します。この二点が欠落しているように思はれましたので、この点を訂正するためにそういう御発言をなさつたものと承知をいたしております。

○橋本(文)委員 通達を拝見しまして、五ページの3「指紋不押なつ意向表明者に対する措置について」たくさん項目を分けて書いてあります。これを見て一番びっくりしたのは、三回説得してなおかつ押捺しない者については「写真の照合、原票の記載内容の点検及びその他の確認手段によつて同一人性の確認ができるかどうかを判断し、」こういうことがございまして、指紋を押捺しなくとも同一性の確認ができるんだというようなニュアンスがあるのですけれども、ここですべて具体的な

にその他の確認手段とは何を意味するのか、お答えください。

○小林(俊)政府委員 先生御指摘のページの(3)の後段に「その他の手段による同一人性の確認は、同一市区町村内に居住する情報に足りる保証人二名から同一人物である旨の陳述を得て行うものとし、保証人には登録済証明書の提示又は住民票の写しの提出を求めることとされたい。」とございいます。これが、その他の手段内容でございます。

○橋本(文)委員 「写真の照合」もう写真の照合という必ず言われることは、髪型あるいは年齢の三年、五年の変化、これで同一人の識別は困難であるといふようなことを言つておりますけれども、写真の照合、これは第一番目ということにけれども、これはいろいろ議論がありましようけれども、写真の照合は現実に行われていふところと思ひます。

それから、次の「原票の記載内容の点検」、これはどういうことを具体的に意味しているわけですか。

○小林(俊)政府委員 原票には二十項目の記載事項があるわけでございますが、それらの事項と、新たに確認のために提出された申請書の内容が適合しているかどうかということとを照合する、あるいは疑問があれば本人にその事項について質問をする。その質問に対する答えが、記載内容に照らして疑問を生じさせるものではないかどうかということとを点検するといったようなこととございいます。

○橋本(文)委員 三回説得して出頭させて、そして、いわゆる告発されて処罰されますよということとを言つて、それでもなおかつ押捺を拒否するといった場合には、こういうような写真の照合あるいは原票の記載内容の点検、それから保証人二名によつて本人の同一性を確認する。なぜこんな三カ月待たなければならぬのか、理屈の上では、すぐにもできるわけですね、やろうと思えば。つまり、三カ月たつてこういう確認手段方法をとるといふのであれば、その三カ月という根拠

は何なのですか。すぐでもできる、あるいは一年後でもできる。三カ月、三回目にした理由は何か。三回もやれば、仏の顔も三度ですか。こんなことできていふのでしようか。

○小林(俊)政府委員 この点については既に御説明したこともあるかと存じますが、現在の建前——現在ではございませぬ、この通達が発出されるまでの建前、その当時において有効であつた通達の本件に関する指示は、指紋押捺拒否といふた事実が発生した場合には遅滞なく告発するやうなということとございまして、ところが、実際に、特に昨年末あたりからの各市町村における対応の仕方を見てもおると、指紋押捺拒否事実が発生しましたときに、これに対して何とか法の定める義務、守つてもらふといふことを実現するために、説得の期間を置く、説得に努めるといふことが一般に行われております。そのために告発というものが留保されるといった事例が非常に多数に上つておるわけでございます。この実際の窓口の業務に当たる市町村の担当者の考え方は、こういった事実については重要な問題であるので直ちに告発ということをしないうでできる限りの説得に努めたい、そういう気持ちが非常に強いようございいます。

そこで、現在そのまま放置すれば有効な通達に反するといふ事態が続くことになりまして、一方また、説得を行つて少しでもその効果があるならば、違法状態というものを減少させることができれば、どういふ二つの考え方から、今回新しい通達で説得というものを制度化して、三カ月間は——まあ三カ月とは必ずしも書いてございませぬけれども、結果的には三カ月程度は告発がおくれども、それによつて説得が行われ、少しでもそれで違法状態が是正されるという望みがあるなら、それはそれで望ましいという観点からこういう制度を設けたのでございまして、一方において、その間においては告発はしなくとも結構ですということとを言つと同時に、また三カ月たつても何カ月た



う。五年間にそんなに極端に変わるわけではないです。そういうようなことであれば、指紋でやらなくても同一人性の確認は僕ではできると思うのです。だから、要するに運用面での改善をするのであれば、そういう形でもって幾らでもできるのではないかと考えるのです。

写真でやるのは角度の問題あるいは髪型の問題で変わってくるというけれども、多少金がかかるかもしれないけれども、国際的な不評を買うよりは、やむを得ないということでもって写真を徹底的に撮る、横から上から下から。そういうふうにするれば写真だけでも十分機能すると私は思うのです。だから、何回も言われているように指紋というものは別の意図があるのではなからうか、こういう議論に結びついてくるわけです。それがまたいわゆる人権問題にまで発展するのではなからうかと思うのです。その点で、今回の通達で、図らずも指紋によらなくても本人の同一性が確認できるといふ表現が出たものですから、この辺で本人同一性確認の手段、方法を真剣に考えていただきたいと思ひます。大臣から。

○嶋崎国務大臣 今、御提案になったいろいろな方法というのは、これは現実に問題を処理する場合になかなか困難を伴うということもあるわけでございますし、また窓口の仕事の処理の立て方というようなことから考えましても相当問題点があるのだからと思ひます。また、技術的にいろいろなことを検討するということについてもおのずから限界がある。また、将来の問題としては、いろいろな検討というものは時代の推移に伴って検討していかなければならぬと思ひますが、この大きな切りかえを前提にして、現段階ではこういう工夫しかないのではないかと判断をしたというのが事実でございます。

それから、いろいろな議論はありますけれども、回転式の指紋でなしに平面的な指紋にしておる、そのこと自身も、例えば犯罪捜査その他のことから少し隔離した感覚というものはつきり出したいというふうな、またそういうふうな受け取

つていただけるのではないかと。また、現に、過去においてもそういう感覚で外人登録の問題は処理をしてきている。今度の場合についても、いろいろと手続的に厄介な面もありましようと思ひけれども、そういうおそれのあるようなことについては法務省で的確な判断をしますから、いろいろな指示を求めていたきたいというふうなこともつけ加えて、少なくともそういう御心配というものを少しでも消すような気持ちで事柄を考えておるということも現実であるわけでございます。

そういう意味合いから、先ほど来申し上げましたように、指紋制度の運用についてはぜひこういう姿で運用させていただくということについて御理解をお願いしたいと思つておる次第でございます。○橋本(文)委員 いずれにいたしましても、説得に次ぐ説得を重ねて、しかも登録している人についてはいわゆる指紋不押捺という記載をつけての登録済証を出すという形でもって何かお茶を濁そうという感じがするのですけれども、本質的な問題が何ら改善されていない。逆に、告発をせよということがしきりに出てきますので、自治体については極めて厳しい内容の通達ではなからうかと思つておりますので、今後とも運用面の改善を期待して、質問を終わります。

○片岡委員長 三浦隆君。○三浦(隆)委員 初めに、大臣にお願いしたいと思ひます。

けさ方の件なんです、けさ方、理事会が開かれまして大変におくれをとりました。その理由は、大臣御承知のように、十四日は本日は法案の審議の日でありましたのにあえて例外的に一般質問に入りましたのは、指紋問題あるいは平沢問題がかかっていたからだと思ふに思つております。ということ、一般論ではなくて、少なくとも当日質疑するメンバーは決まっていたわけでありまして、その質問の一番中心事項である指紋の資料が質問しているさなかには全くわからない、それで夕刊を見たら大変大きく載っているというふうなことで、質問が勢いピント外れになつてし

まうという事態が起つてきたわけなんです。

国会はやはり国権の最高機関であり唯一の立法機関だといった場合には、より立派な法律をつくり、あるいはその法がどのように行政面その他で運用されているかも常々監視しながら、さらにまた法改正なり、よりよい法律をつくる方へと努力していかねばいかぬのだから、こう思つております。そのためには、国会でこうした法務委員会などが開かれますけれども、これは国会開会中であり、その他の諸要件を考えますと回数がおのずと限られておりますし、それぞれの持ち時間もまた大変制約されているとすると、一回一回の間というのは本当に貴重な質疑の時間ですから、最大限のよりよい資料をもとにしながら質問を行つていくのが当たり前のことだろうと思ふのです。

最近、憲法三十一条ですが、ここにアメリカ的なデュー・プロセス・オブ・ローといひましようか、適正手続事項を含めたいといふ説が有力になつております。法の内容が適正妥当ないわゆる価値内容を持つものであるということはもう当然のこととして、その法律がどういう過程でつくられているのか、あるいはまたその法律がどのように適用されているのかという手続的なことも極めて大きな問題に今なつておりますし、特に指紋押捺をめぐる外登法の課題は、この法があり、法そのものにも若干の問題が皆さんから言われておりますが、さらにその適用の問題でも大きく今話題になつていられるわけでありまして、しかも、通達の内容というものが質問内容に全面的にかかわると言つてもよい内容を持つております。しかも今日の大臣のお言葉ですと、この指紋押捺のむしろ緩和されたような一面だけの御発言があつたものですから、我々としては少しは前進したのかなと思ひながら、それでもまだこれでは不十分なんではないかという角度から質問をさせていただいたわけでありまして、結果的には、悪意からではなかったとは思ひました。けれども、結果的には行政による国会の軽

視につながつた件だと思ひます。こうした事例は何回も起こることとは思ひませぬけれども、今後のこともありますので、この際大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 さきの十四日の委員会、実はその直前まで閣議の判断を求め、あるいはその後のいろいろな整理に追われ、またそういうことを前提にしながらいろいろなことも考えてまいりましたのですけれども、どちらかというと非常に押せ押せの仕事の中で処理をしたという経過があつて、そういう意味では指紋押捺問題を含め、この問題が法務委員会でも非常に問題になつていふことを承知しておつただけに、手続の点で手落ちがあつたのはまことに申しわけないと思つております。私も、通例のこういう行政の運用的な問題でございますからという判断でこれを処理したわけでございますし、そういう点についてはまことに申しわけないと思つておるような次第でございます。

ただ、この問題の処理に当たりましては三つの問題がありまして、一つは法令改正の問題であり、一つはやり方の問題であり、もう一つは地方自治団体の方からいろいろな要望がありましてということと通達も出しますというふうなことを申し上げておつたわけでございますが、そういう細かい段取り、また、その説明の仕方に非常に不十分な点がありましたことを非常に反省しておるわけでございます。今後、こういうことがないよう、我々としても十分注意をして事柄を運用していかなきゃならぬというふうな思つておる次第でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○三浦(隆)委員 それでは、法案について質疑を続けたいと思ひます。

まず、今回の法改正の理由についてであります。法改正の必要とその要点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○寛政府委員 この法律案による改正の要点でございますが、国選弁護人がその職務を行い、また

は行おうとしたことによつて、国選弁護人またはその配偶者、直系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられた場合に、その被害者等に対して国において療養給付、傷病給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付または休業給付を行うこととするものでございます。

その必要性でございますが、御承知のように過激派の裁判を契機といたしまして、被告人またはその支援者と国選弁護人との間に裁判に対する対応あるいは意見の相違が見られ、その結果、双方が対立いたしますか、被告人側の方が国選弁護人に脅迫その他の害を加えることから、国選弁護人がその身体に害を加えられるおそれが生じた事例が多数発生したということから、刑罰法令の適正かつ迅速な適用、実現を図るためには、国選弁護人またはその近親者がその職務の遂行に關して被害を受けた場合に、刑事事件の証人及び参考人の場合と同様に国において一定の給付をすることが必要である、刑事裁判の適正かつ円滑な運用を図るために必要であるというふうに認められたらでございます。

○三浦(隆)委員 改正法案の提案理由の説明の中に、「いわゆる過激派裁判等を契機として、裁判所または裁判長によつて被告人に付された国選弁護人の弁護方針と被告人等の裁判への対応方針の相違等から国選弁護人がその身体に害を加えられ、または加えられるおそれが生じた事例も発生していることにかんがみ、こうあるわけです。そこで初めに、過激派裁判による国選弁護人に対する加害行為の事例はこれまで何件あつて、どういうことであつたのでしょうか。」

○寛政府委員 過激派裁判におきまして現実に身体、生命に害を受けたという事例の具体的な内容は、私も承知いたしております。ただ、過激派の裁判におきまして、被告人らに国選弁護人が意見の相違からいろいろ暴力といふか、暴力をもつて連れ出されるとか軟禁されるとかあるいは取り囲まれるというような事例はあつたようにございます。しかし、その当時はこういう法律

ももちろんございせんし、弁護士さん、やはり被告人との信頼関係というのがあるためかと思ひますが、その被害の申告ということになされておられませんので、実際の被害の詳細については承知いたしております。

○三浦(隆)委員 「過激派裁判等」とありますけれども、「等」というのは具体的にどのようなことだつたのでしょうか。

○寛政府委員 過激派裁判以外の一般事件におきましても、国選弁護人の弁護方針と被告人の裁判への対応が著しく異なつたような事件という趣旨でございます。

○三浦(隆)委員 今の答弁をお聞きしておりますと、わざわざ法改正してまで国選弁護人のことを入れることが今直ちに必要なのかどうかと思へるくらいに、現実には国選弁護人に対する問題というのはいくらも起つていないというふうに向へたわけですね。言うならば、国選弁護人に対する人権上の配慮というのは大変急やうだ。ほとんどの事件が起きていないのに対応できている。ところが、先ほど来繰り返して問題になつてゐる外国人の人権に対する配慮になりますと、いろいろとあるのだけれども、なかなか改正への手がかりが出てこないというところは、これはこの法改正の問題と離れなければならない、一つの大きな問題ではないか。いわゆる人権上の配慮をすることです。から決して悪いことではないわけ、この法改正に限らずいろいろとやつていきたいと思います。もう一つ、とするとするならば、外資法の改正の方もぜひとも並んでやつてもおかしくないのじゃないかというように私は思つております。なお、この件につきましましては、先ほど別室で理事の皆さん、個々に、インフォーマルにお会いしてゐる間に、また近いうちに指教集中の日にちをとりましようというところでございませうから、改めてまたその日に触れたいと思ひます。

から、国選弁護人に対する給付額を引き上げてほしい旨の主張を行い、法務省側は弁護人だけを特別扱いにして差を設けることに難色を示し、結論として、法務省はむしろこの際に見送つて、もう少し基本的に検討してやつた方がいいと法案提出を見送つた経緯がございます。

そこで、今回の法案提出に關連しまして、これまでどのようなことについて基本的に検討されたのか、このことについてお尋ねをいたします。

○寛政府委員 お尋ねの昭和五十七年三月二十六日の常任委員会、御指摘のような議事が載つております。ただ、その場合、法務省側から、さらに基本的な検討しようという点に加えて、日弁連の方からもそういう点についてさらにお互いに基本的に検討したいという御要望もあつて、双方一致してその後基本的な検討に入つたということでございます。その基本的検討と申しますと、給付額を引き上げてほしい、一言ではそういうことになりませんが、それをめぐりましては被害者の範囲あるいは財産的損害等の被害そのものの範囲をどこまで広げようかという点と、さらにはそれを国選弁護人についてすることとなりまして、立法形式も単独立法の方がいいというふうな日弁連の御要望があつたわけで、それらとさらに給付の基礎額等の金額も含めましてそれらの点を基本的な問題点としてその後数年間検討を続けたわけでございます。

○三浦(隆)委員 今の件で基本的に検討されて、結論は前進したわけですか。

○寛政府委員 今回御提案申し上げております法案の内容のような形で双方の合意に達したということでございます。

○三浦(隆)委員 内容はまた順次お尋ねいたしますが、昭和五十八年一月号の「自由と正義」によりますと、日弁連では、国選弁護人の被害補償に關連しましてこれまで単独立法を望んでいたと思われまふのに、今回この主張を撤回し、法案化に歩み寄つた理由はどこにあつたのでしょうか。

○寛政府委員 先ほど他の委員からの御質問にお

答えたところでございますが、単独立法となりますとそれなりの合理的な理由がなければならぬ、それをどこに求めるかということになりますと、この補償の性質等をめぐりましていろいろな議論があつたわけでございます。日弁連の方でも、あえて単独立法までしなくても納得できる内容で納得できる補償の範囲であれば早期立法の方が望ましいということ合意に達したということでございます。

○三浦(隆)委員 日弁連でも納得できると言われたわけですが、当該法案の規定によりますと、日弁連の願つた国選弁護人に対する給付額引き上げにつきましては特別の何の規定も設けていないわけで、そこで日弁連がなぜ納得しないのかというのがこの法案だけでは浮かんできません。思ふのです。そこで、法務省は国選弁護人に対する給付額の引き上げについて、当該法案とは別に何か日弁連との間の約束事項なりあるいは何らかの対案というものを明示したんでございせんか。

○寛政府委員 今申しました立法形式その他、あるいは補償の性質等から考えまして、やはり証人等と差を設ける合理的理由は見出しがたいということ日弁連の方も最終的に御納得をいたされたわけで、これを實際に引き上げるとかあるいは今後どうするということ日弁連との間で我々の方から法案にない対案というふうなものを示したというふうなことはございせん。

○三浦(隆)委員 先ほど質問しましたように、この法案が最初見送られたいきさつは、日弁連の方から弁護士の収入は高いから特段の配慮をしてほしいという御要望があつたようです。ところが、今御答弁いただきましたように特段の違いがないとなつて、この基本的な検討事項そのものは日弁連にとつてそれほど進歩した結論が出たとは思われなかつたわけでもない、どんなものでしょうか。

○寛政府委員 先ほど申し上げましたように補償ということでございますので、そう多く発生するとは思われなかつたわけでございます。したがしまして、発生しました事案については補償はできるだ

け手厚い方がいいということは一般論としては当然のことです。日弁連からの御要望もその意味で無理からぬことということで、私も三年間にわたりまして、単独立法が可能であるか、可能とした場合、どういふ理由でもってどういふ差をつけることができるかというようなことをいろいろ案をつくってお互いに検討を重ねまして、その結果、日弁連の方で最終的にこれやむを得ないという御納得をいただきまして、前進とかということではなくて、双方話し合いの上、これで早期立法を図るということで意見の一致を見たということでございます。

○三浦隆委員 次は、給付の実情についてお尋ねをしたいと思います。

初めに、法施行以来の実績についてお尋ねしたいと思います。

○寛政府委員 昭和三十三年でございますが、証人等の被害給付法が成立いたしましたから現在まで五件事例が発生いたしております。

一件は昭和三十三年の事例で、証人が軽便かみそりで切られてけがをしたという事案、次は昭和三十六年の事案で、やはり証人が顔面等を拳で殴打されて傷害を負ったという事案、あるいは昭和三十八年の事案では自己に不利な証言をした証人に対してその被告人が刑務所で刑期を満了して出所をした後に小刀で刺してこれを殺害したという事案、それから四番目は昭和四十三年、これも証人の証言中に被告人がボールペンで顔面を突き刺したという事案、最後は昭和五十八年の事案でございます、やはり証言中に被告人が手で顔面を殴打して傷害を負わせたという五例でございます。

○三浦隆委員 それらの証人等の被害の給付状況はどうなっておりますか。

○寛政府委員 最初の軽便かみそりで証人を切りつけたけがをさせたというのは療養給付二千七百五十四円でございます。それから二番目の顔面を拳で殴打したという事案は療養給付約千三百円と休業給付六千五百二十八円でございます。それ

から三番目、刑期満了後殺害したという事案でございます。これは昭和三十八年の事案でございますが、遺族給付として百二十万円、葬式等の葬祭給付が六万一千二百円、それから四番目昭和四十三年のボールペンで顔を刺した事案につきましては、療養給付三万五千円、休業給付一万九千八百円、それから五番目昭和五十八年の顔面を殴られた事案、これは傷害の程度は全治六日間でございます。療養給付が五千五百円となっております。

○三浦隆委員 今の給付の金額を聞きますと、どれもこれもみんな低いなという感じを受けたわけですね。例えば昭和三十六年の事例ですと顔面等を大変ひどく打たれて全治二週間というふうな傷を受けている。しかし、療養給付額は今言われま

したように約千三百円にすぎない。全治二週間ぐらいの傷を受けて千三百円というのです。昭和三十六年でございしますが、現在もしこれを同じ事例でやったら幾らぐらいになるのですか。

○寛政府委員 昭和三十六年の事案は療養給付でございます。療養給付と申しますのは、被害者が負傷して病院で治療が必要がある場合に国の方で指定した病院へ行つて治療を受けさせるといういわば治療そのものを現物給付するという場合と、その治療に要した費用を給付するという金銭による給付と二通りあるわけでございます。この場合は金銭の給付であろうかと思ひますが、これはいづれも傷害の療養に要した経費、実費でございます。現在ではそれより高い実費が要するかと思ひますが、実費であるという性質においては当時と今でも変わりはないかと思ひます。

○三浦隆委員 正確には療養給付が千二百九十六円、休業給付が六千五百二十八円とございしますが、これは一日当たりの金額ですか、全治二週間という十四日間での合計金額ですか。

○寛政府委員 休業した全期間でございます。○三浦隆委員 幾ら実費と言われても、千三百円にも満たなかつたり、あるいは六千五百円の費用というのは十四日で割つた日にはほとんど取るに足らない。これは大変に低過ぎるのじゃない

かというふうに思ふのですけれども、どうお考えでしょうか。

○寛政府委員 療養給付は実費でございます。昭和三十六年当時二週間、傷害の程度、内容にもよりますけれども、これで完治したものといひようがございせん。休業給付につきましても、やはり昭和三十六年当時、二週間でございます。この場合に基礎額がどの程度になりますか、当時は、全体的に低いか高いかということとは別として、そう低いものではなかつたというふうに考えております。

○三浦隆委員 現在、もし同じような事例が起こつたら休業給付は幾らになりますか。

○寛政府委員 その当時も給付基礎額というのは当然にあつたわけでございます。今先生御指摘のこの事例はその当時の給付基礎額の最高額、今でいいますと一万三百円に当たる最高額の六百円をもとにして計算されております。休業給付の計算方法といたしましては、給付基礎額掛ける百分の六十掛ける休業日数ということになっておりますので、現在これを約一万円としますと、十四日で十四万円の百分の六十、八万四千五百円になるのではないかと今うに考えております。

○三浦隆委員 先ほど六千五百円、十四日で割ると単純計算五百円にも満たないということですね。証言に立つてこれでは本当にとても合わないという気がいたします。

○寛政府委員 証人等の被害にたいして、証人が犯人により証言についての恨みを理由に殺害された事件が起つたわけですね。先ほど答へがございまして、これに對しましては遺族給付が百二十万円です。葬祭給付が六万一千二百円でありまして、これでは証人として証言協力をした代価としては本当にひどいなという感じがするわけですが、現在ならどのぐらいになるのでしょうか。

○寛政府委員 現在の遺族給付でございますが、現行法を適用いたしますとこれは年金になるわけでございます。昭和三十八年当時遺族給付は一

時金のみとなつておりまして、その後の改正により年金制度が導入されております。そうすると、現行法で適用してざつと計算いたしますと、年額が百六十四万三千二百二十円、これはその当該受給資格者が生存する限り年額としてこれだけのものが支給されるということでございます。それから葬祭給付につきましては六十四万四千四百円ということになり、必ずしも現行法を適用すれば低きに失するといふふうには考えておりません。

○三浦隆委員 年額百六十四万四千四百円といふ少ないかといふのは、生活の仕方にもよるでしょうけれども、やはり余り多いとはいへない金額、現在の世知辛い時代に生きていくのに、家族にとつては大変なことではないかといふふうに思ひます。言うならば結論としては極めて低過ぎるなという感じがございします。

○寛政府委員 次は関係法律との比較でございます。お尋ねしたいと思ふのですが、給付金額の算出の基礎となります証人等の被害についての給付に関する法律施行令第四、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令第五に言ひます給付基礎額と国家公務員災害補償法第四に言ひます平均給与額との差異についてお尋ねをしたいと思います。

○寛政府委員 御承知のように、国家公務員災害補償法第四では過去三カ月間の平均給与額ということになるわけでございます。それとこの給付基礎額といふものとを比較でございますが、国家公務員災害補償法の適用を受ける国家公務員につきましては、俸給表が幾つかございしますが、その中で相当多数に分かれております。したがいまして、公務員になつて間もない者と、それから三十年なり四十年なり勤めた人とは相当の開きがあるわけでございます。どちらが高いか低いかわからないことになりまして、国家公務員災害補償法の適用を受ける人の給与がどの程度であるかといふ

ことによつて高くなつたり低くもなつたりということになるかと思ひます。

○三浦(隆)委員 もう少し具体的にお尋ねをしたいと思うのですが、そうすると、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員にありましては、その平均給与額の算定に当たりましては、俸給のほかに俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当といふふうなものが加算されるようになっていくわけですね。私は、これだからこの人たちが高いと言つてゐるわけでは決してございません。こういうふうに出されてゐるわけですね。そこで働いてゐる一般職の職員の方が何年働いてゐるかあるいはどの程度の等級にゐるかによつて違ひがあるかと思ひますけれども、そうしたものを含めまして、管理職でない一般職の職員の平均給与額は現在幾らになつておられますか。

○寛政府委員 これは人事院の統計を見ればいかと思ひますが、人事院月報によりますと、昭和五十九年四月現在で行政職俸給表の(一)と(二)適用職員の平均給与月額、これは二十二万八千八百五十円、それから同時期の全職員、行政職(一)、(二)のみならず全職員の平均給与月額は二十四万五千九百十九円となつてゐるといふふうに人事院月報に登載されてゐます。ただ、この平均給与月額の場合には、俸給には俸給の調整額及び教職調整額を含むとありますので、それ以外の手当は含んでいないものによつてございます。

○三浦(隆)委員 そうすると、それを含ましたら幾らになりますか。

○寛政府委員 その点については、人事院等の統計にもございませんで、ちよつと正確には申し上げかねます。

○三浦(隆)委員 実は、それが知りたくて、こういう質問をいたします、人事院の方とよく打ち合わせされて、そして幾らになつたかお調べをいただきたいともう大分前に言つていたわけですね、

これは調べれば概算つくんじゃないかというふうな思ひのですね。それが無いと本当はこの法案の審議は進まないのです。高いか低いかにいふときに、今何を基準として高いか低いかにいふのにその額が決まつてゐなくて、論ずる以前の問題だと思ひます。私はこれは大変に大切な問題だと思ひまして、実は早目にお願ひをしておつたということにございます。

同じことで、恐らく管理職の平均給与額、これもわからないという事なんですか。

○寛政府委員 人事院の方でもちよつとわかりかねるということにございます。

○三浦(隆)委員 急に質問した場合にはわからないというの十分うなづけるのですけれども、十分なる期間を置いておいたわけですね、そこで人事院とよく打ち合わせして資料をいただいて、そして計算してほしいとお願ひしていたわけですね、それだと質問上ちよつと困るなという感じがなつてゐると思ひます。先ほど来言ひましたように給付基礎額と平均給与額というのはどちらも算定基準になつてゐるわけですね。ですから、その基準そのものもそれ、その働く立場によつて変わつてくるものならば、そこいら辺もぜひ知りたかつたと思ひます。

やむを得ませんので進みます。それでは、弁護士さんの昨年度における平均所得はどのくらいでしようか。

○寛政府委員 弁護士さんの所得につきましては、特に公表されてゐるというものもございませんで、正確にこれをつかむことはちよつと難しいかと思ひます。一つのよりどころをいたしまして承知しておりますのは、日弁連が発行されました「自由と正義」、これはちよつと古くて昭和五十六年でございますが、五十六年の「自由と正義」によりまして、昭和五十四年における弁護士の平均所得、これは課税前ということにございまして、これも東京地域とか各地域に分かれて、どういふ調査かは存じませんが調査結果が載つております。それによりまして、東京地域が七百六十万円、

大阪、名古屋地域が六百八十三万円、その他の高裁所在地は七百一十一万円、高裁不所在地の平均が六百十四万円といふふうになつております。

○三浦(隆)委員 これも大分前にお願ひしておきまして、税務署の方その他をよく御検討いただきたい。結局弁護士さんに限りませんが、税務署はお医者さんから歯医者さんから弁護士さんあるいは司法書士さん、平均大体全体はどのくらいだといふことをつかんでゐるわけですね。ですからその申告額が余り極端に低かつたりすると、平均の上下ならどうつてことはないと思ひますが、著しく平均よりも、例えば損失を招くような大変低い金額を言ひますと、これはおかしい、むしろよく調べなければならぬといふふうにお感じになるようですね。これはそうした自由職業の方でなく料理飲食店におきまして、食べ物屋さんその他、大変明細な記録が税務署にはございまして、テーブルが幾つ、何時から何時まで、働いてゐる人が何人ぐらゐる、そうするとこの店ほどの程度の収入があるといふおおよそのものをつかんでゐられるといふふうにお聞きしたので、きょうの法案審議ということでも国選弁護人のことをお尋ねしようと思つて早くからお願ひしておつたわけですね。ですから、それほど難しくなく、ちよつと電話でもいひからお尋ねになれば、国会の質疑といふことであれば教えていただけたんじゃないかと思ひます。個人のことを尋ねてゐるのじやなくて全体としての平均が幾らかということなんです。わからなければこれも飛ばすことにいたします。

○寛政府委員 弁護士さんの所得につきましては国税庁へも照会いたしました。弁護士さんの平均所得といふものは把握したいといふことで承知してないといふことにはございまして。国税庁で出しております統計年報等に載つておりますのは、弁護士、税理士、建築士等、そのほか公証人、司法書士、行政書士その他、いわゆる士法の何と士といふのが多数含まれて、そういう人たちが三万人ぐらゐるの所得合計額といふようなものが載つておる

わけにございまして、弁護士さんの平均所得といふのはちよつと把握が困難であらうかと思ひます。

○三浦(隆)委員 ですから、この法案が基本的なことを検討してほしいといふことで、法案が今まで延びてきた理由は、日弁連の皆さん方が、一般の人よりも弁護士の方が収入が高いんだから高いなりに何とか給付額を上げてほしいという要望だつたわけですね。ですから、一般の人よりどの程度高いかといふのを調べてみませんと法案の実際の審議にはならないわけですね、そこがわからなければなぜ弁護士の方が納得したのかもこれまたよくわからない。言うならば、わからないままこの法案の審議が終わつてしまふといふことではあります。ただ趣旨的にはいいことだから賛成するのはやさかでないといふことだけでありまして、中身的には余り深まつていかなかつたという気がいたします。

次に、国選弁護人の報酬についてなんです、最高裁の場合、以下簡易裁判所の間ではどのような違いになつておりますか。

○小野最高裁判所長官代理者 御承知のとおり国選弁護人の報酬額は刑事訴訟費用等に関する法律八条二項に「裁判所が相当と認める」ところによる。」「このいふふうになつてゐるわけにございまして、それぞれの受託裁判所の裁量にゆだねられてゐるわけにございまして。したがって、各受託裁判所では、事件の難易でございまして、か、弁護士がどのくらい活動したか、どのくらいの手前準備を要したか、あるいは法廷が何回開かれて、何回出頭されたかといふようなことをいろいろしんしゃくして相当の額を決める、建前はそういうふうになつてゐるわけにございまして。ただ、これは予算を伴うことにはございまして、予算の上でたゞいまのところ、地方裁判所が三開廷した場合といふことで予算単価として六十年度では五万三百円をいただいてゐるわけにございまして。そういうようなことがありまして、予算の適正な執行といふようなことを考慮いたしまして最高裁判所で一応の支給基準額といふものを参考に送付してお

ります。その支給額で申し上げますと、最高裁判所は五万八千五百円、高等裁判所が五万四千二百円、地方裁判所が五万三百円、家庭裁判所が四万九千五百円、簡易裁判所が三万六千円、こういうふうな基準額を定めております。

○三浦(隆)委員 今御答弁いただきましたように最高裁判所が六十年度では五万八千五百円、簡易裁判所では三万六千円ということで、簡裁の報酬は最高裁の約六二%でございます。こうした報酬額の差というのが、仮に簡易裁判所で国選弁護人が証言に立つてけがをした、最高裁で証言に立つてけがをしたというときに明らかな差がございますけれども、給付額の算定では同じになるものですか。

○寛政府委員 法案の趣旨をいたしましては、やはり被害を受けた弁護士さんの平均的な額と申しますか、その日常の収入というのを考えておりますので、最高裁あるいは簡易裁判所の国選弁護を受けた際に発生した事案でありまして、その人の通常、年間なら年間等を通じての収入を勘案いたしまして給付基礎額を決定するというところになるかと思ひます。

○三浦(隆)委員 次は、犯罪被害者等給付金支給法等の関係ですが、昭和五十八年度中に給付金支給の裁定を受けた事例は、被害者数にして二百十人、給付金総額にして六億七千三百六十五万五千八百四十八円になっております。単純に二百十人で割りまして平均を出してみますと、一人当たり約三百二十万八千円というふうになってくるわけですね。この場合には、何にもしていない、ただ道を通りすがりにばたつとやられた場合にそういうふうになっている。今度のこの法案で言うのは、証人として国のお役に立つというところでなっているわけですね。こうした金額を比べてみまして、どっちも高いとは思わないのですけれども、やはり今度の法案の金額は低いのではないかなという気がいたしますが、いかがですか。

○寛政府委員 犯罪被害者等給付金支給法の支給状況については、私も詳細は承知いたしておりますが、被害者が死亡した場合の同法による給付額は、一時金でございますが、最高で八百四十五万円というふうな、違っているかもしれません、承知いたしております。

同様に、被害者が死亡した場合における証人等被害給付法による給付額、これは給付基礎額のほかに扶養親族の有無、その人員によつて加算額がありますので、それによつて変わってくるわけがございますが、仮にその亡くなられた人に妻と子供二人がある、いずれも扶養親族である場合、いわゆる標準世帯における夫の死亡ということを決して計算をいたしますと、遺族給付年金の最高額が二百三十三万六千二百四十円ということになるわけでございます。これは年の年金でございます。

なお、年金を受けるべき遺族がないという場合には遺族給付一時金を支給するということがこの法律の建前でございまして、その最高額は三十三万円ということになっておりますので、今申し上げました犯罪被害者給付金の一時金八百四十五万円と比べて、決して低くないというふうなことを考えております。

○三浦(隆)委員 その低い、高いという感覚なんです、人の命をどう評価するかということで大分違いが出てくるかと思ひます。

次に、刑事補償法との関係なんです、これは憲法四十条の具体化だと思ひますが、この法では現在、無実の罪で仮に刑務所に入つていてそこで亡くなったとしますと、幾らですか。

○寛政府委員 刑事補償法によりますと、「死刑の執行による補償においては、二千万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。」ということになっております。

○三浦(隆)委員 私の読んだ本が古くて、私の本では千五百万円となつておりました、きつと改定されて上がったのだと思ひます。いずれにしても、この場合も、無実の罪を受けて、そのままだけで亡くなつて、仮に二千万としても、これまた人の命というものが大変安く扱われているなとい

うふうな感じがいたしますね。これは交通事故やなんかの場合とはちよつと違いますけれども、いづれにしても大変低い。こういう場合に、別途いわゆる国家賠償法やなんかでも、またさらに差額を政府に要求するということはできませんか。

極端に言えば、無実の人の場合にと有罪にする、いわゆる死刑その他に送る可能性すらあり得る。昨今の新聞にも載つていたところでありまして、女性が刑務所から出た後、時効が完成してから、私は実は真犯人を見つけたというふうなことを言う。じゃあ、なぜ発言しないかと言つたら、実は発言したら殺されるとおどかされたからだ、と、この二、三日前の新聞に載つていたと思ひます。そんなことがありますという、これはお金の問題ではなくて、証人に立つてくれないというそれだけのために、何でもない人があたら青春というか、ひどい目に遭つてしまふということをお我々としては人権擁護の立場から十分心していかなければいけないと思つております。

○寛政府委員 国家賠償法に定めております要件を満たす限り可能でございます。

時間でございますので、質問を終わります。

○小野最高裁判所長官代理者 特に基準というふうなものはございませんけれども、裁判で一般に考えられているところでは、要するに私選弁護人を選任するだけの費用がないというふうな解されているかと考えております。

○片岡委員長 林百郎君。

○三浦(隆)委員 仮に、特に具体的な基準がないとすると、人によつては可能性があり、人によつては可能性がなくなつてしまふという、裁量の幅がかなり出てくるのじゃないかという気がいたします。例えば生活保護を受けている水準の家庭とか、やはり何らかの客観的な基準というものが必要になつてくるのじゃないかなというふうに思ひます。特に貧困という概念も時代によつてかなり変動性を持つものだから、やはり何らかのものが無いと、ある人は気弱く、本当は余り持つてないのに無理してやられる方も出れば、片方は相当持つてゐるのに、厚かましく、貧困を理由にお願いますというふうなケースが出るかもしれないと思つております。

○林(百)委員 それによつて起きた事件の数ですね。殺人事件、傷害事件、それはどういう数字になつていますか。できたらこの十五年間の。

○鏡山説明員 昭和四十五年からどうだという御質問でございますけれども、実はその当時から極左事件全般についての統計はございせん。昭和四十五年以降現在まで、内ゲバ事件で殺人事件だとかあるいはゲリラ事件で殺人があつたとか、そういう特殊なものについては統計をとつておるわけでございますが、例えば内ゲバ事件にいたし

○鏡山説明員 私ども警察といたしましては、五流二十二派、三万五千人というふうに見ております。

言うならば、法そのものは結構なことだと思つておりますけれども、とにかく証人として国のために証言に協力するわけですから、この人たちがかなり優遇しませんと、一般に大変困る事態が多分起こるだろう。特に暴力団事件その他に絡んできますと、だれでも怖いですからね。そのことが

根総理は かえつて自民党に有利だ、浜田幸一氏は、これは自民党がにせ左翼暴力集団を泳がしてゐた、そこに責任があるのだ、こういうふうな自民党の幹部が言っているわけですが、大臣は思っていないのですから、そういうことをや

○藤原説明員　御質問の關係でございますが、このグリコ・森永事件の捜査につきましては、現在近畿の警察を中心に物に関する捜査とか人に関する捜査などを幅広く進めておりまして、お尋ねの報道があったことは承知いたしておりますが、特に発表したというものではございませんし、その報道が指摘しているところが必ずしも定かではございませんし、事件全体が現に捜査中の事件でございまして、内容に関することは差し控えない、こう考えております。

○林(百)委員　この発表の新聞によりますと「合

が出たかということについて警察ではお調べになりましたか。

○藤原説明員　その警察庁指定の第一一四号事件でございますが、非常に社会的に反響の大きな事件でございますが、各種のマスコミにいろいろの記事が載っておりますので、その関係について一々出所その他調べるようなことはとてもできませんので、いろいろとマスコミに出た問題については出所等について調べたことはございません。

○林(百)委員　とにかく極左暴力集団、にせ左翼暴力集団がこのように社会的な非難を受けておる

のに検査数が非常に低いというのは、これは一体どういうわけなんですかね。これは何か原因があるわけですか。

○鏡山説明員 私ども警察としても全力を挙げて捜査をやっておりますけれども、結果がよく出ないということも十分やっております。この種事件がなかなか進まないというのは、一つは非常に時間がかかるという問題もございます。要するに彼ら犯行をやる者が、例えばゲリラの場合ですとゲリラ事件をやる場合に時限装置なんかを使います。例えば昨年の九月十九日のあの政党内閣に対する放火事件にしまして、時限装置を使っております。

火が噴き出したときにはもう犯人たちはよに行つてしまつておる。それから犯人たちは眼鏡をかけたたりタオルを巻いたりしてなるべく自分たちの素顔を見せないようにしている。内ゲバのときも同じでございます。凶器に指紋がつかないようにするとか、あるいは計画的、組織的にやるために、なるべく人に見つからないような時間帯、それで相手だけが油断している時間帯、こういうのを見定めてやってくるということで、私どもが捜査いたしてもなかなか目撃者が見つからないという問題もございまして、それから現場に遺留された凶器等でございます。そこにつけてあるこの会社がつくったとか、それからその製造番号が何番というのをみんな削つてしまつてあります。もつと問題がございまして、内ゲバなどでは被害を受けた被害者側ですら私どもの捜査に全くと言っていいほど協力してもらえないというふうな事情がございまして、私どもの捜査は非常に困難をきわめておるわけでございます。

そういう中でも、各県それぞれのところでは捜査本部をつくりまして全力を挙げて捜査しております。中には八年、十年とかかつておりますけれども、徐々に検査もいたしておりますし、あるいは最近におきまして昨年の九月のものをやると今検査するということで、やはり時間がかかり

ましたけれども確実に極左暴力集団のそうした犯行というものを抑えていくということで全力を挙げておるわけでございまして。

○林(三)委員 成田事件で、トロツキストたちがしばしば事件を起こして、同僚の柴田議員も質問してありますが、十七、八件と言われております。非常に不安を感じておるわけなんですけれども、これは一体犯人が検査されているのですか。成田空港事件で犯人を挙げた例がありますか。

○鏡山説明員 ただいま申し上げました九月十九日の自民党放火事件も、これは成田闘争の関連でございまして、これは先ほど申しましたようにもう検査をしておるわけでございます。

今御指摘の、例えば成田の現場におけるゲリラはどうかということもございまして、これもこれにつましては、まだ非常に検査ができております。しかし、現場で成田闘争ということと極左暴力集団による過激な現地闘争が行われておりますけれども、その際においてはかなりの数の者を検査しております。

○林(三)委員 かなりの者というのは、何件のうち何件検査されているのですか。

○鏡山説明員 成田闘争をめぐって発生しました極左暴力集団による不法事案といひますのは、その検査人員でございまして、昨年中、昭和五十九年中には十四件、九十六人ということと、極左暴力集団総検査人員の大体三七％になつております。本年も、六十一年に入りまして本日まで十一件六十四人を検査しております。これは極左総検査人員の四四・五％になつております。

○林(三)委員 極左の犯罪の特徴として、自分がこういうことをやつた、あるいはこういうことをやるということをやつた、あるいはこういうことをやる責任の所在を表明しているにもかかわらず検査率が三十数％というようなことは非常に不可思議だと思ふのですけれども、それはどういふわけなん

○鏡山説明員 御指摘のように、極左暴力集団は、成田闘争をやるんだとか、あるいは犯行をや

つた後に記者会見とか、報道機関等に対して電話、機関紙等で自分たちがやつたんだ、こういうことを言つておるわけでございますけれども、このようなゲリラなどをやつておる者は、全くの非公然の組織でございまして、私どもの目の前から

は全く姿を消している、彼ら自分がお互い同士がペンネームで呼び合うという形式で縦の組織になつておるために、そういうような完全な非公然にいたしまして、例えばことしの一月九日には三重県警察が四日市中核派の秘密軍事アジトを摘発するとか、昨年、一昨年と、それぞれわずかずつてございまして、そういう秘密アジトを発見しております。まずこのアジトを発見すること

自分たちで犯行自認しているんだからもう少し捕まえられるんじゃないかということもございまして、この犯行自認にいたしまして、この内容を見てみますと、いずれも自分がやつたとか、それからだれだれがやつたというようなことは言つておりませんで、自分たちの組織がやつた

ということになりますと、現行刑法の個人責任主義の立場からいいますと、その自認声明だけでは、中核派だ、革労協派だということと関係者を捕まえるわけにいかないということになるわけでございます。ただ、私どもは、そういう犯行自認声明などがございまして、それをもとにしましてさらに捜査を進めていく、こういう状況でござい

○林(三)委員 何々派がやつたと言へば、その派の系統を警察はつかんでおるべきだと思ふのです。それからまた、記者会見までしているのにそれが捕まらないということ、どう考えても不思議だと思ふのです。普通の事案で、殺人なりあるいは傷害なり放火なりしておいて、記者会見しておるのに警察が捕まえないなどということ、これは異例だと思ふのです。

そこで、私は大臣にお聞きします。またもとへ戻るのが、要するに自民党の政府が、これはかつて反日共系学生だという見方もある、彼らの暴走が反動的に市民層を反対に回し、自民党の支持につながる作用を果たしている、何か共産党と関係があるようなことにとつて、そしてそれによつて市民層を反対に回し、自民党の支持につながるからこれは泳がせておいた方がいいんだという思想があるから、常識的に考えれば当然逮捕されるべきものが逮捕されないという理由があるということを我々は考えざるを得ないわけなんです。

記者会見をする、何々派がやつた、あの事件は我々がやつたと言つておるのに捕まらないというのですから。だから、今後絶対に政府としてはこういうことを行わない、あるいは泳がせ政策はとらない、また、中曽根総理やあるいは浜田幸一氏がこういうことを言つておるけれども、そういうことは絶対させないという約束ができますか。ともかくあなたの方の仲間が公然とこう言つておるのだから、あなたがこゝで弁解しても仲間が言つておるんじゃないやうに思ふ。現に総理大臣が佐藤内閣のときに言つておるのだから。

いいかげんなことじゃ済みませんよ。

○嶋崎国務大臣 今いろいろな御議論がありまして、けれども、過激派集団は不法事案を反復敢行をしておるやうなことでございまして、特に最近では火炎噴射装置やロケット弾等を使用して空港関連の諸施設を攻撃するなど、その手口は一段と悪質化しておるやうな意味で国民に非常に大きな影響を与えておるわけでございます。治安維持の上からもまことに遺憾至極のことであるというふう

うに思ふのでございまして。およそ自分たちの主義主張を貫徹するために暴力的な手段に訴ふる行為というのは民主主義国家にとつて絶対に容認し得ないものであると思つておるわけでございます。法務・検察当局としまして、今後とも警察等関係機関と密接な連絡をとつて、事態の解明と適正な刑罰権の実現のために全力を挙げてこの種

事案の防止、治安の維持に努力をしなければならぬというふうに思っておる次第でございます。また、そういうような考え方で対処しているわけでございますから、こういう事案に対して、それを泳がしておくとかあるいはそういう余裕のあるような対策を考えていく余地というのは全くないというふうに私は思っておりますし、またそういう気持ちでこの問題に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております次第でございます。

○林(百)委員 大臣、とにかくあなたの自民党の本部が放火されているのに、それで二人のトロツキストがやったということがわかつているのに、一人は捕まったが一人は捕まっていけないこととは、これは皆さんと何か深い関係でもなければあり得ないことだと思ふのです。だから、そういう点で法務大臣は十分に将来反省をすべきだと思ふわけですね。

次に、私は、都議選が近づいておりますので、公正な選挙をやるという意味で、非常に不法なことが行われていることについて警察当局にお尋ねをしたいのです。

実は、四月二十一日に都議選の演説会を行うというポスターを三枚張った。三枚張ったのが軽犯罪法にひつかかるということで、張ったと称する人を逮捕した。そこで四月二十五日に抗議の集会をやったところが、その自動車の窓ガラスを警察官の方が割って、で、警察官が傷害を受けたら、いやこれは公務執行妨害だということで自動車に乗った者を逮捕していった。これは四月二十五日に抗議集会をやって、五月十五日に強制の捜査をしてその自動車まで押収していった。ところがそのポスターを張ったという三人の家は共産党支持者であって、ちょうど留守だったので後でお宅へ張ったのは御迷惑だったのですかと云ったから、いや決して迷惑ではありません、張ったのだと云う結核です、告訴などはもつてのほかです、と云う言っているのに軽犯罪法で……。それだけならいいのですけれども、それを理由として、黙秘

権を行使しているということで共産党の港地区委員会の地区事務所を強制捜査をして、地区委員会の構成員名簿、それから地区党会議をやった議員の経歴書、そのほかいろいろの名簿を押収している。しかもその三人を逮捕するのは、明らかに後ろからついていって、もうあらかじめ逮捕する態勢を整えて、そしてこういう事態を行っている。その共産党の地区委員会の事務所をやっただけであって、今度はポスターの名義人である加藤和太利という、これも区会議員ですが、この家を今度は強制捜査して、それで奥さんの電話帳の名簿とか、あるいは茶封筒に入った名簿とか、あるいは支部長会議のレジメとか、要するに共産党に関するものは全部押収していつている。それで、このポスターの名義人の家から押収された茶封筒の中には党を支持してくれている方々の百二十名から百三十名の名簿が入っている。こんなことをどうして警察はやるのですか。ポスターはみだりに張ってはいけないということになっているのです。一体、警察は、御了解を得たのですかどうかというのを聞いたのですか。確かめたんですかね。それが一つ。

それから、軽犯罪罪といったらもう御承知のとおり、これは小便をするとか、つばを吐くとか、人にかみつくような犬を放すとか、そういうようなことであって、しかもその軽犯罪法の最後の条項には、いやしくも人権を侵害するためにこの法律を行使してはならないということまでちゃんと書かれてあるわけなんです。それにもかかわらずこういうことをやるということとは、これは明らかに共産党に対するあらかじめの弾圧を考えていたというよりほか考えようがないわけなんですけれども、これについてはどうなんですか。あらかじめポスターを張った人に対して了解を得たのですかどうかですか、あるいは党との関係はどうですかというのを確かめられたのですか。

○吉野説明員 お答え申し上げます。いろいろ申された中で事実関係が違っているところもござい

ますので、その点も含めて御説明申し上げたいと思ふのであります。

昭和六十年四月二十一日午前十一時十五分ころでありますけれども、愛宕警察署の管内でポスターを一枚個人の家の塀に張っているのを警戒中の愛宕署員が見つけまして、たゞいまお説の許可を得ているかどうかというのが問題でございますから、二人の男に聞いたわけでございますけれども、そんなことは答える必要はない、後からもう一つもりだというように言いつて逃げようとしたので、もうちょっと待てということに住所、氏名を聞いたところが、それまた言う必要がない、こういうことでございましたので、これは軽犯罪法とはいえ現行犯逮捕の要件に当たるわけでございますので、現行犯逮捕いたしましたというところがございます。後からその家の持ち主に聞きましたところ、もちろん承諾を得てない、こういうことでございます。

お尋ねの第二点は、日本共産党に対する計画的な弾圧ではないか、こういうお尋ねのようでありましたが、もちろんそういうことはございせん、たまたま警戒中に見つけて事件を送致したというところでございます。

○林(百)委員 それでは何で共産党の地区の事務所を捜査して、そして地区委員会のメンバーの経歴からそこにありました書類を全部押収していつたのですか。それは何もビラとは関係ないじゃないですか。明らかにこれは共産党を弾圧するため手段としか考えられない。

○吉野説明員 少し御説明申し上げないとそのつながりが出てこないわけでございますが、先ほどお答え申し上げましたビラ張り事件がございまして、その後日本共産党の方々が何度も大勢で愛宕署に抗議に参りました。それで問題のその日は四月二十五日でございますが、百五十名ほどの日共港地区委員会のメンバーと思われる人々が抗議と称して署へ押しかけられたわけでありまして、大変いろいろ交通の妨害にもなりますし、愛宕署としましては部隊を出して整理しておいたわけ

ありますが、この部隊の指揮官が愛宕署の警備課長であります、警備課長が見ましたところ、抗議集団を指揮しておった日本共産党の宣伝カーがございまして、それが違法駐車をしておりまして、そういうことでございまして、警備課長が車両のところへ参りまして、乗っております運転手に免許証の——その前に相当警告をしているわけですが応じないので、違反処理をしようと思ひまして免許証の提示を求めたところが、免許証は一人出したのでありますけれども、抗議集団の中から免許証なんか渡すなというような声が聞こえましたので、それを合図に運転手が助手席の方に移ったわけですね。それで、おりてきなさい、署で違反処理をするからおりてきなさいと言ったのですが、言うことを聞かないので、警備課長が車の前を回りまして、助手席の方に回りまして、少しあいておった窓ガラスから手を入れて、本人にさわったわけじゃないのですが、手を入れて、おりてきなさい、こうやっていったところが、突然抗議集団の中から飛び出してきた男が運転席に乗り込みまして、手を突っ込んでいることを承知をしておりながら急発進をして逃げてしまったわけでありました。この際に警備課長が負傷をいたしました。これは大変悪質な公務執行妨害事犯である、傷害事犯であるということで、これは捜査をする必要があるわけでございます。そういう必要から裁判所の捜査、差押令状をとりまして、日本共産党港地区委員会の捜査を行って被疑者の特定に必要な資料を押収したというのが実情でございます。

○林(百)委員 しかし、その抗議をしたのは、警察ではなくて道路上で抗議をしているわけでしょう。しかも、軽犯罪法のもとではポスター三枚張ったか張らないかじゃないですか。しかも、党の支持者のところに張っている。しかも、その張る人の後ろには警察がもうちゃんといっている。しか

も、軽犯罪法には「この法律の適用にあつては、

国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。」とあるんですよ。だから、これは明らかに共産党の弾

圧だということだ。共産党の人たちが集まって、警察のやり方はこの軽犯罪法の精神に反しているという抗議をしているときに、あなたの方の警察官が来て、そのとまづいてる自動車の窓ガラスを自分で割っているんですよ。それで自分の方が傷つ

てゐるんですよ。中に入っている運転手もそれで傷つてゐるんですよ。もとは三枚のポスターなんです。それで、名前を言わなかつたというけれども、刑事訴訟法で黙秘権が行使できるので

すから、そんなことのために共産党の事務所へ行って、共産党の地区委員会の経歴から党大会の代議員の名簿から、それからポスターの名義人の奥

さんのところへ行つて百二十名か百三十名もある名簿もつたり、あるいは電話帳まで押取るなど

ということは、共産党の弾圧と思ふなくてどう常識上で考えられますか。こんな大げさなことをしなければいけないのですか。警察はこの後始末をどうするつもりですか。我々の方は逆に警察を

傷害罪で告訴するつもりでおります。これは中にいる運転手さんの方が傷害を受けてゐるわけなんです。職権乱用で告訴するつもりです。い

ずれ裁判されたらと思ふけれども、しかしもとは三枚のポスターで、しかも党の支持者で前にもそこへ張つたことがあつて、私が留守だったもので

返事がすぐできなかったのかもしれないけれども、私はそんなのは張つてもらつて結構です、張つた人を告訴するなんてとんでもない話です、こ

うまで言つてゐるのですよ。その三枚のポスターのために共産党の地区委員会を、しかも十数名の警察官が行く、周囲には数十名の警察官が取り巻

う始末をつけるつもりですか。

○吉野説明員 先ほど来御説明申し上げておりますように、公務執行妨害事案として現在捜査中でございます。押収したもののから被疑者の特定を図つて鋭意捜査を続けてゐるところでございます。

捜査の内容につきましては、事柄の性格上答弁を差し控えていただきたいと思つてゐます。

○林(百)委員 もとはポスター、あなた、警察が自分でガラスを割つたのですよ、あなたよく調べてください。それで、自分のこのところへ傷を負つたのですよ。そのガラスの破片で中にいる者

も傷を負つたのですよ。警察官が自分で自動車のガラス窓を割つて、キーを渡さないからといつて、それで傷害を受けたのですよ。しかも、その

もとはポスター三枚の問題なんです。本来ポスターを張る場合は、あなた、本人の了解を得なければいけませんからとあらかじめ注意をしてからやるべきことなんです。そういうことも何もし

てない、そしてすぐ逮捕してゐる。それから、あなた方はそのときその張られた塀の持ち主に、これはあなたに断つて張りましたかどうかといふことを聞いてないのですよ。そんなことはあらかじ

め計画的に逮捕することを目的として、それで後ろからついていったといふことは間違いないじゃないですか。公正な選挙が行われるべき首都の都

議選で警察がこんな不公平なことを行ふなら、我々は警察に対して至るところで抗議をせざるを得ない。だから、どう始末をするつもりですか。

ポスターの問題をまずどうするつもりですか。その張られた人の家へ行って聞いてみましたか。これ、みだりに張つてはいかぬとあるのですよ。みだりであつたかどうかといふことは本人に確かめなければわからないじゃないですか。しかも、小便をしたとかつばを吐いたぐらいの軽犯罪法

で、共産党の地区委員会全体を包圍して党員の名簿を持つていくとか、あるいは地区党大会の代議員の名簿を持つていくなどという非常識なことを行えるはずはないじゃないですか。どう思いますか。

○吉野説明員 私どもには、警察はもとより中立不偏公正を要することを義務づけられておりますので、私どもとしては、政治的に何かをやるというつもりは毛頭ございません。要するに、犯罪があればこれを捜査するというところでござい

ます。

今回の事案も、いろいろおつしやつておられましたが、それを単純に実行したまででござい

ます。ビラ張りの問題につきましても、これは本人に確かめたかどうかといふことですが、被疑者の方ですね、この人たちに確かめたわけですか。子供さんじゃないので、許可を受けたかどうかと聞いたときに、そんなことを答える必要はないとか、

受けてないとかといふことを言つて逃げ去ろうとするわけですね。受けておれば、はつきりその場で言つていただければよかつたわけでありま

す。さらに、住所、氏名を聞いても名のないといふことであります。軽犯罪法違反で随分検挙して

おりますけれども、そのほかにも現場の指導、警告にとどめてゐるものが相当ござい

ます。それは許可を受けてゐなくても、その場で反省するなりあるいは住所、氏名を言つていただければ、指導、警告にとどめてゐるわけでありま

すが、今度のような場合大変悪質でございまして、なるほど軽犯罪法は「軽」といふ字はつきま

すけれども、みだりに不当な目的に使つてはいかぬといふことは十分承知しておりますけれども、一方では現存する法律でござい

まして、国民の卑近な道徳律を維持するという立派な目的もござい

ますので、これはやはり存在する以上、これを取り締まつていくというのが警察の責務であ

ろうといふふうに考へてゐるわけでございます。

○林(百)委員 この質問で終わりますが、あなた、ポスターを見てください、東京都にポ

スターは幾らでも張られてゐますよ。共産党の三枚のポスターだけ何でそんなに目につけるのです

か。それとみだりに張つてはいけないというのだから、被疑者は黙秘権があるのだから黙秘しま

すよ。そんなことは、あなた、刑事訴訟法で保障されてゐる当然の権利ですよ。だから、張られた方がみだりと感じますかどうかといふことを確かめなければい

かぬ。張られた方のことを確かめたかどうかといふことです。そこが事件の発端です。確かめていないでしよう。確かめていなければ、みだりかどうかわからないじゃないですか。

それは軽犯罪法が成立するかどうかかわらない。そんなことで共産党の地区委員会を捜査するなんていふことは、どんな弁解をしようと、政治的な意図を持つてゐることは言わざるを得ない。それでは張られた人のところに行つて確かめて、私のところに答弁してください。それはどうす

か。

○吉野説明員 これは二十二日の日にこの張られた人からとつた調書でござい

ますが、この中で明確に、私の所有し、管理する自宅のコンクリート

垣に共産党のポスターが張られたことについては許可して

おりません。こういうふう

に述べてお

ります。

それから「みだりに」といふことでござい

ますが、これはやはり承諾なしに他人の財産に、さうい

うどんなものであれ、紙を張りつけるというの

はみだりにといふふうになるのだからと思ひま

す。そういう解釈で執行したといふことでござ

います。

○林(百)委員 ちょっとおかしい。許可してお

らないといふことと、張られても、迷惑だ、私の方

はこれは迷惑です、告訴しますと言つてゐ

ます。それは党の支持者で、それで留守してゐたの

ですから、許可のしやうもないじゃないですか。

だから、どういふ事情だつたか。その後、私の方

は何も告訴などする必要はありません、私の方は

張つてくださつて結構ですと言つてゐるのです

よ。留守だつたかどうかといふことを確かめまし

たか。

それで私の質問を終わります。

○片岡委員長 時間が大分経過しておりますか

ら……。

○林(百)委員 どうも恐縮でした。

要するに、事後承諾をしているかどうかです。  
○吉野説明員 調書の中で明確に述べておられますけれども、留守ではございません。自宅におりました。

○片岡委員長 横山利秋君。

○横山委員 委員長初め同僚諸君並びに政府、国会議員の皆さんには、まことに御苦勞さまでございますが、今日かかる延長をいたしましたのは、いかに申すに、政府の責任でございますから、私は本法に二時間の予定しておりましたところ、あちらからこちらからというか、あちらだけだ、自由民主党の方からできるだけ時間を短くしてくれということでございます。抵抗いたしましてけれども、残念でございますが諸般の事情、皆さんの御努力もありまして、一時間ばかり本法案について質問をさせていただきます。

最初に、法案の提案理由にこういうことが書いてあります。「国選弁護人またはその近親者が、国選弁護人の職務の遂行に關して被告人もしくはその事件の被害者またはこれらの者の支援者等から身体または生命に害を加えられた場合に」と書いてある。ところが、法案の一条は「国選弁護人又はその近親者が国選弁護人の職務の遂行に關して他人から」と書いてある。法案には「他人から」と言う。他人ならば本人たち以外のすべての日本人、外国人です。提案理由には「被告人もしくはその事件の被害者またはこれらの者の支援者等から」と書いてある。これはどういふわけなんです。看板に偽りありだ。

○寛政府委員 提案理由には御指摘のように「被告人もしくはその事件の被害者またはこれらの者の支援者等」とありまして、第一条及び第三条には「他人」というふうになっております。この提案理由にありますが「被告人もしくはその事件の被害者またはこれらの者の支援者等」というのは、一条、三条に挙げられております加害者の例示でございまして、ですから、法律要件としては「他人」ということになるわけでございますが、提案理由でございまして、なぜこのような法案を御提案

申し上げるかという理由として、その加害者の典型的な事例といひますか、典型的に考えられる類型として今申し上げました「被告人もしくは」云々というものを加害者の例示として掲げておるといふに御理解いただきたいと思ひます。

○横山委員 寛さんは理路整然たるをもつて有名ですが、そういう答弁はないですよ。日本語を知つておるの、あなた。法律用語を知つておる。「これらの者の支援者等から」といふのは例示列挙だ。「等」です。「等」はそれらに類するものを等という。こちらの法案一条は「他人から」、本人たち以外なら全世界のすべての、十億の人がみんな対象になる。提案理由では例示列挙ですよ。その違いが、あなた、わかつてそんなことを言つておつてはいかぬ。大変申しわけない、これは提案理由の誤りでございまして、こゝでまた時間をとつてしまつと二時間になつちやうのです。

○寛政府委員 第一条、第三条は法律そのものでございまして、厳密に要件を掲げなければならぬといふことで、害を受けるとすれば本人以外の者、すなわち「他人」といふことでございまして、ただ、それを御説明申し上げるのにこういう人たちが被害を受ける事例が頻発しておるので、この法案をつくる必要があるといふことをいろいろ御説明する過程でそういう表現を使つておるといふに考えております。

○横山委員 それは説明にならぬ。例示列挙といふのは少なくともこういう人たちである。等がつくのはだれでもいいのじやない。それに類する人を等といふのだ。当たり前のことじやないか。こういうふうにして書いておいて、法案ではそういうような人たちはなくてあらゆる人から、こういうわけだ。私の言わんとすることは、あなた、わかつておるのじやない。わからぬの。わかつておつたら、大変恐縮でした、これは法案が正当でございまして言へばすぐ次に移るのです。

これは法案の中にこのように考えられるいろいろな加害者の事例をたくさん挙げまして、それで「等」とすると、またその範囲は不明確になりますし、いろいろな場合が考えられて、その場合にこれを厳密に定義するといふことは困難であろうかと思ひます。そういう関係で、法案の方は「他人」といふに表現し、提案理由の方はその趣旨を御理解いただくために「支援者等」といふふうに書いてあるものと考えております。

○横山委員 だから役人は嫌いだ。法務大臣、わかつたでしよう。私の言うこと。私の部屋へ来たら、いやそれは済みませんでしたとみんな言つておるのだ。一たんこういう公式のところへ出てくると、強弁をして率直に認めない。きようは法務大臣、私の追及に対して本当に御苦勞さまでと思ふ。理事会にまで出てこられてえらい申しわけなかつたと言われるのは見上げた態度だと思ふ。それに比べてあなたの部下の態度の悪いこと。本当にこれはちよつとまずかつたのですけれども、本当にこの趣旨でございましてからと言へば、私はすぐ次へ移れると言ふのだ。

法務大臣、どうですか。ちよつと見習ひなさいよ。——もういづく言いがたしか、大臣。それならそれでいい、私の言うことはわかつたと思ふから。

それから、次は三条です。三条で「供述をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、」これは「供述の目的で出頭し、」出頭し、」ははつきりしているのだが、「出頭しようとした」といふことは、本人の意思です。から、おれは行くつもりであるかつてもでないか、まだはつきりしないこともある。それを家へやつてきて、がたがたやつておん限るといふときには、まだ出頭しようとした意思もないかもしれぬ。供述をするつもりがなかつたかもしれぬ。しかし、加害者にしてみれば、あいつ供述しておれに不利なことをしやべるかもしれぬと思ふ。だから「しようとしたことにより、」といふこの文章が、後で非常に問題になると思ふのです。その点

はどうですか。

○寛政府委員 今、横山先生御指摘のように、やはり出頭しようとしたときといふことでございまして、その意思がまだ確定していない場合に、今後やるであろうと相手方と思つて、そのことによりまして害を加えた場合には、本法案のこの要件には当たらないといふ解釈にならうかと思ひます。やはり、証言あるいは出頭という国の司法、裁判に協力する行為そのものがまだそこにならなかつたこと、そのことによつてといふことでない、本件の被害の対象にはならないといふふうに解しております。

○横山委員 それで、僕は、この「しようとしたことにより」といふ言葉が問題だと思ふ。あなたは狭義に解している。私は広義に解釈する。本当は「若しくは出頭しようとしたこと」といふことは、客觀的にはそうわからない。あの弁護士は、あの証人は、あの参考人は法廷へ行つておれの悪口を言うに違ひないと思ひ込んでそこへ行くのですから。あるいは傍聴するだけで行つただけけれども、おれはやるに違ひないと思ひ込んでおん限つた、けがをさせた。しかし本人に聞いてみたら、おれは出頭しようと思つたのではない、ないけれどもおん限られたといふときは、これは適用できないのですか。

○寛政府委員 この法案では適用できないといふふうに考えております。本人の意思もさることながら、やはり本人の証言協力行為と申しますか、証言あるいは出頭という行為が外にあらわれないといふけがないのではないか。横山委員御指摘でございまして、段階を考えますと幾らでも広がつていきます。

例えば裁判所で証人決定をしなくても、どうせあの裁判になればあいつが呼ばれて行くに違ひない。本人はそのつもりもないし、そういう裁判所の決定も何もないときにやられた場合はどうかといふふうになるわけでも広がっていく。そうすると、やはりこの特別の補償というところパーでござい

ますが、補償する趣旨から考えても、司法に協力しようとする行為が外にあらわれる、本人の意思が、そういう出頭しよう、あるいは証言しようというところが外にあらわれた時点、簡単に言いますれば、証人に出頭しようとして家を出たこと、そこから始まるというふうに解せざるを得ないかと思ひます。

○横山委員 家から出なければいかに、家の中におつたんでいかぬぞ。そういうことは、これは広げれば切りがないと言つけれども、少なくとも例えは刑事事件に供述の対象となつたことによりくらいいいけれども、出頭しなければいかに、また出頭しようとした事実がなければいかに。それは寛さんに言わしてみると、行くつもりで家を出た、家におるときはだめだ、家を出てなければいかに。

それから、その次には、「当該証人、参考人若しくは国選弁護人又はこれらの者の配偶者、直系血族若しくは同居の親族」でなければいかにぬということですね。三条ですよ。そうすると、国選弁護人がそれじゃ弁護するということ、弁護士事務所へ相手がやつてきて、おまえはけしからぬと言ふ。そこで、先生ちよつと奥におつてちよつだいと言つてほかの弁護士なり事務員がかばう。それを、何をてめえと言つてぶん殴るわな。けがするわな。これはだめだね。それから、自宅の場合においても、自宅に相当なところなら同居人があるかもしれないわな。そういう者は該当しませんか。

○寛政府委員 結論としてはいづれも該当しないということになるかと思ひます。その理由として——その前に、本法の被害の対象は、先ほど来論議になつております本法の元というところですが、関連いたします警察官の職務に協力した者の給付法あるいは国家公務員災害補償法等、これは当該本人が害を受けた場合に限るわけですが、本法案ではそれを広げまして、本人並びに近親者というものを被害の対象として広げておるわけでございます。それはそれなりに理由が

あることと考へておるわけでございます。

しからば、これをどこまで広げるかということでございますが、この法律の目的からいって、そういう害を受けるおそれが現実に、一般的に見て多いと思われる人たちに、さらに当該国選弁護人と言へば国選弁護人の人が危ないといひますか、国選弁護人を引き受ける場合にどういふ心配をするかというその心配する範囲、害を受けるのではないかといつて心配する範囲がどこまでだろうかというその二つの点から考へるべきであらうかと思ひます。そうしますと、従来この法案の必要性が叫ばれましたところでもやはり当該国選弁護人本人並びにその近親者といひますか、特に同居の直系血族、同居の親族に対する自宅への脅迫電話とか脅迫状とかいろいろなものゝ来た状況から考へまして、これはそういうおそれがあるであらう。それから一方、当該国選弁護人の方も自分の親兄弟あるいは同居の親族、ここに言う近親者でございますが、それが害を受けるおそれがあるのではないかと、それが不安を感じられるとすれば、その不安を取り除くことによりまして円滑に、安心して国選弁護人の職務をやつていただくということになるわけでございます。そういうことから考へますと、同一事務所における同僚の弁護士さん、それは害を受けることが絶対ないとは申しませんが、暴れ込んで来た場合にはそういうこともあり得るかと思ひますが、一般的にそういうおそれが強いという範囲には入りにくい。それから国選弁護人の方が心配される範囲にも入らないのではないか。やはり親族として親近感を持ち、その害を受けることに不安を感じ心配をするというものは、ここに書いてございいますいゝゆる近親者、同居の親族、直系血族または同居の親族という範囲に限られる。刑法の親族相盜等の例にもござい

ますが、やはり日本で親族、身近な者といひますか近親者として一般的に考へられているのはこの法案に書いてある範囲ではなからうかというふうに考へております。

○横山委員 確かにあなたの言うように不安を感じ

ずるのは近親者です。けれども、そういう暴漢が来たときに手を広げるのは近親者ではありませんよ。むしろ従業員です、同僚の弁護士です。事務所へ来たら、先生前へ出ぬ方がいい、わしらがとめるぞと言つて本人よりも従業員、同僚の弁護士が手を広げる。そこで、そちらの方がびんと来られる場合の方が多い。自宅においても、やはり奥さんはまあええ、娘はええと言つて同居人なり従業員が手を広げる。だから、不安を感じるのには家族、本人であるけれども、被害を受ける可能性の方はそういう人たちではないと思ひます。今言つたような、しようとしたこと、それからその被害の実態等からいって、まあ横山提案に該当するけれども給付をしてやらなかつたという例はあるのですか。

○寛政府委員 従来この法律で給付をいたしました例は、午前中申し上げました五件でございまして、いづれも今御指摘のような案件ではなくて、証人そのものが証言中あるいは証言を根に持つて被告人が出所後にナイフで刺し殺したというような事例でございまして、特に今の御指摘のような点で給付をしなかつたというような事例はございしません。いづれにしましても、そういう場合はまだ現実には発生しておりません。現実には発生のおそれがどの程度あるかという考へのもとに、今申し上げましたようなところで線を引いていっているというふうには御理解願ひたいと思ひます。

○横山委員 今後あり得べきことが、私が指摘したことだと思ひます。

第四条の二項「証人等が加害行為を誘発したとき」「三項」「虚偽の陳述をしたとき」これは用語としてはわかるんだけど、実体論から考へると、証人が加害行為を誘発したというのは、あいつがああいうことをやりましてと言ふことではない、それを言つて回つては困るということなので、加害者にしてみれば、そういう本當のことを言つたことによつて加害行為を誘発するということになるのですか。そういうときには、証人等が加害行為を誘発したときには全部か一部を払つて

やらぬぞ、給付しないぞということですね。そんな「加害行為を誘発したとき」という文字がなぜ必要であらうか。

それから三項の、証人が、「当該刑事事件に関する重要な事項について虚偽の陳述をしたとき」全くうそ偽りを言へばそれは問題があるだろう、けれども、うっかりして間違ひ、思い違ひということも虚偽の陳述の中に入るであらうか。その間違ひ、思い違ひというときも全部または一部を給付しない、こういうことになるのですか。

○寛政府委員 まず、虚偽の陳述でございまして、これは解釈をいたしましてはやはり故意に虚偽の陳述をするということでございます。(横山委員「悪意ですか」と呼ぶ) はい。虚偽であるというものが虚偽のことを述べるといふことでございまして、思い違ひで述べたことは客観的事実に反しておつたということでは要件に当たらないということでございます。

もう一つ、誘発でございまして、当該行為者の責めに帰すべき行為の一つとして挙げられておりますが、これは証言でございましてから求められるままに自分が体験しあるいは自分の感想を率直に述べてそれで相手が腹を立てたといひましたも、これは別に非難すべき行為ではございせん。求められもしないのに相手といひますか被告人なら被告人を侮辱するようなことあるいは腹を立てさせるようなことをわざわざ言ふとか、あるいは証言を終わつた帰りにその相手を罵るとか必要もないのに相手をかつかとさせる、そういう行為をした場合を想定しておりますので、真実の証言、真実の実験した感じ等を述べた場合には、それはいかに相手が現実に腹を立てたとしても誘発したという場合には当たらないというふうに考へております。

○横山委員 とにかく、この文章は給付の基準に重大な影響があることであるから、私は、「加害行為を誘発したとき」「なんという言葉は本當は不必要ではないかと思ひますし、それから「虚偽の陳述をしたとき」というのは、故意に虚偽の



してもらっては困る。素人にわかりやすいように、私選弁護人は弁護人でいいんだ。弁護人があつてほかに国選弁護人があるというならわかるけれども、私選弁護人なんて、知っている人少ないですよ。勝手な自分たちの術語を使って、こう並べてみると、私選弁護人と国選弁護人と比べると、私選の方が程度が低いやつか。実際は私選の方が程度が高いんだ。私選弁護人、そうかこれはとろくさいやつか、国選は国が選んだで偉そうだな、それで金が安いなら、それは国選に決まっておるわ。そういう感覚で、自分たちが知っておることだけを難しい字を並べればいいと思つてゐるからいかぬと私は思うんだ。

それで、今の、各裁判所ごとにやつておるから最高裁としては私の知らぬことだ、そんなこと今私が言うわけにはいかぬ、横山代議士の言うことだと思ふけれども、私の方から通達を出すというわけにはいかぬ、こういうことか。

○小野最高裁判所長官代理者 実、刑事訴訟法が新しくできました際に、例えば逮捕状あるいは勾留状、その他のいろいろ裁判文書というものはどういう形のものが考えられるかということ、当初一応最高裁判所の方でひな形をつくりまして、参考として、一応自分たちで考えたものはこういうものだけれども各庁で応じてつくつてくださうということ、昭和二十三年、二十五年当時にな形を裁判文書について流したということとはございます。ただ、これは事柄が裁判文書でございまして、特にその選任照会書も各庁ごとに印刷というふうなこともありましてまとめておりますけれども、これは一つの裁判官なりが照会するそれだけの裁判事務にわたることではございまして、私どもでこれとやれというのではなくて、それだけの庁で工夫してやつていただくというようにしているわけでございます。

○横山委員 これは技術的なことですよ。私は、この間、名古屋弁護士会へ行つたり裁判所へ行つたりして、そんなに国選が多いのは何でだと言つていろいろ調べたときに、もう素人がびんと

きたのは、裁判所が国選を宣伝しておる、自動的に国選の方へ行くように誘導しておる。どのぐらいい銭使つておるんだ、二十五億使つておる。どのぐらいい返つておる、わからぬでよう聞いてくれ。聞いたけれども、あなた方返事ができぬ。それは少し考え直す必要がありまう。少なくとも私の言わんとするところは、税金で二十五億使うのだから、だれでも国選になるように誘導する、結果として誘導しているのだから、少しは国選制度について何らかの抑制なりあるいは指導なり、そういうことをすべきだと私は思うんだ。それについて見解はないか、こういう文書の書き方を含めて。

○小野最高裁判所長官代理者 自分で弁護人を依頼できるという人たちが弁護人を自分で選ぶというのとは当然であらうかと思ひます。ただ、実際の裁判の問題といつたしましては、必要の弁護を要するに弁護人がなければ開廷できないという事件が非常に多うございまして、一応、重大な罪といふことにはなつておりますけれども、現実には必要の弁護がどれぐらにあるかと申しますと大体八割が必要の弁護事件でございまして、弁護人を選任しなければ、結局は、裁判所で国選弁護人をつけなければいけないというふうなこともありまして、弁護人をつけなければ、結局、裁判所で後から国選弁護人をつける、そうしますと訴訟がおくれる、身柄拘束中の者である身柄の拘束期間が長くなるというふうなこともございまして、最初にそういうふうなことも書いておるわけでございますが、私も決して国費をむだ遣ひしたいといふふうな考えでいるわけではございません。その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

○横山委員 被告がそんなに累犯ではあるまいし、初めて入つた人が多いんだが、被告が弁護士を知つておるなどということはそんなにありはせぬですよ。それで、被告にこういう文書を出せば、そんなに安いなら国選、いいんだと思つちゃう。それで、あなた、弁護士を選任しなければならせんよ、あなたが知らないならこの地方の弁護士会へ依頼してあげますというのが第一でなければいかぬ。それは知らぬで、私は銭がないので、それならば国選を裁判所が指定いたします、これが第二ですよ。従的な問題です。その感覚がないではないかというのが私の意見です。これは時間がかかひせんから、その点について十分考へてもらひたい。

昭和六十一年五月十七日

それから国選弁護人の日当ですが、この表を見ますと、国選弁護人の報酬は、簡易裁判所が、五十九年度予算で、三万四千五百円、家庭裁判所が四万七千五百円、地方裁判所が四万八千二百円となつております。これは何日出廷しても一件当たりの単価ですか。

○小野最高裁判所長官代理者 これはあくまでも支給の一応の基準額ということでございまして、最高の場合は一応二日その他は三日ということが一応の建前になつております。

○横山委員 私の言ひたいのは、数年間、失礼ながら当委員会が裁判官の給料も上げた、検察官の給料も上げた、大したことでないにしてもいろいろ可決をした。国選弁護人の報酬はそれに伴つてちつとも上がつておらぬじやないの。戦後からずっと進んできて……（もうけ過ぎだよ）と呼ぶ者あり）国選弁護人の報酬をやつておるんじやないか、何を言つておるんだ。

○小野最高裁判所長官代理者 実、国選弁護人の報酬につきましては、私も毎年予算編成時期に非常に努力してまいつてゐるわけでございます。ただいま、最近上げてないではないかというお話でございまして、仮にたまたま持つております五十一年から六十年まで、これは裁判官、検察官はこの間たしか三回俸給のアップ率の据え置きということがありましたけれども、そのうちの公務員全般について据え置きがあつた五十八年度、

このときには弁護人のアップはいたしませんでした、そのほか私どもとしても最大の努力をしておるわけでございます。六十年年度予算につきましては四・四％のアップをさせていたございました。ここ数年、厳しい財政状況の中でございまして、けれども、私どもも最大の努力をし、また財政当局の御理解も得て、大公務員の給与改定率の少なくとも一％、それを上回る額はずつと上げてきているつもりでございます。

○横山委員 弁護士さんが法廷へ出た日、大体あなたが言つたように基準をつくつてやつておるけれども、期日外活動の実費、記録だとか謄写だとか電話代とか、そういう期日外活動については事務総長の通達があるという話でございまして、それが領収書だとか何とか言つてちつとも認められぬ、嫌らしいので余り出さぬということがあつたのですが、期日外活動の実費についてもう上げてやつたらどうですか。

○小野最高裁判所長官代理者 御承知のとおり、国選弁護人に支払われるものは旅費、日当それと報酬、こういうことになつてゐるわけでございます。して、いわゆる電話代とかあるいは交通費あるいは謄写というふうなものは、一般的には報酬の中に含まれてゐるというふうな考へてゐるわけでございます。

ただ、その中に、一般的には非常に軽微な場合が多いということでございまして、例えば格別謄写を要するというような場合には、それは報酬の中に謄写料も含めるのでございまして、税金の手当てというふうなこともございまして、うち謄写料幾らというふうなことでそれを合せて支給するというようなことでそれは加味して……（横山委員「勝手な解釈だ」と呼ぶ）いえ、そういうふうな実際に運用してゐるわけでございます。

○小野最高裁判所長官代理者 私の申し上げているのはそういう趣旨でございまして、一般的なものには報酬の中に含むというふうに解されておりますが、特別にそういうものが高くつくというような場合には特別な加味をするわけでございします。

ただ、単なる報酬といたしますと、それにも課税という面がございます。しかし、それは実費でございまして、特に膳料が高額だ、例えば十萬円払ったとか二十萬円払ったという例も膳料だけであるわけでございまして、そういう場合には報酬の中には含めますが、括弧して膳料幾らということを書くことによって、それは実費であるということによって課税の対象からも外れるというような措置をしておる、こういうことを申し上げておるわけでございします。

○横山委員 被疑者の国選弁護の問題について質問をいたします。

憲法の三十四条には「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されるときは理由を告げられること、直ちに弁護人に依頼する権利を与えてもらうこと、これは憲法です。ところが、御存じのように刑事訴訟法によって、私選弁護人については認められなくても、国選弁護人が被疑者については認められないという状況になっているのです。これは私は検討に値すると思ひます。

本年、法務省は躍起になつて最大の努力をいたしました。拘禁二法はこの国会に提出ができませんでした。拘禁二法は提出できないバックグラウンドになつてゐるのは、代用監獄、留置場で行われる自白偏重傾向、そういうものである。ああいうところではないか。二十四時間密室の中で弁護人も与えられずにぎゅうぎゅうやられて自白をする、そういう密室の調査、拘禁が問題である。したがつて、そこまで拘禁二法に対する抵抗の基盤があるわけですから、この際、拘禁二法をこれからどうなさるか知りませんが、憲法三十

四条を、被疑者に対する国選弁護人制度も設置すべきだと思ひますが、いかがですか。

○寛政府委員 御指摘のように、憲法三十四条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されるときは理由を告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を依頼すること、これができる。被告人が自らこれを依頼すること、規定されておるわけでございします。文面から明らかなように、憲法三十四条では弁護人の依頼権というものを規定しておるのに対して、三十七条では刑事被告人に関する規定として、みずから弁護人を依頼できないときは国がこれを付するといふふうに規定されております。したがつて、憲法上からは、被疑者にも国選弁護人を付すべきであるといふふうに憲法が解しているといふふうには考へておりません。

その理由としては、被告人の有罪、無罪を最終的かつ直接的に決するの刑事裁判の場でございますので、その場で防御権を十全に行使する上では弁護人の役割が特に重要であるといふことから国選弁護を受ける権利を保障したといふことで、憲法上は、それ以前の捜査段階での国選弁護といふことは定めていないといふふうに解せざるを得ないところであらうかと思ひます。

まあしかし、刑事訴訟法の立法論ということとまた別の問題でございします。刑事訴訟法上の立法論といふことになりまして、今、横山委員、自白偏重の防止といふことをお挙げになりましたが、自白偏重をしてはならない、自白を強要してはならないといふことはもう申すまでもないところでございします。

ただ、自白偏重を防止し、自白を強要しないといふことを徹底するためには、やはり裏づけ捜査あるいは科学的捜査の徹底あるいはその客観的事実に関する捜査を徹底的に行うといふこと、そして公判廷で十分な攻撃、防御の機会を確保すると

いうことが肝要であらうかと思ひ、直ちに被疑者に対して国選弁護人を導入すべきであるといふところに直接結びつくものではないのではないかと、いふふうに考へております。

なお、被疑事件について国選弁護人制度を設けるといふ立法論があることは承知いたしておりますが、職権主義的、合目的な捜査といふ現在のあり方を当事者主義的に改めるといふことで、現行の刑事訴訟法の根幹に揺れる問題でもございしますし、また、現実問題として、捜査のよう裁判手続と比較して格段な迅速性を要求される段階において、弁護士の地域的偏在から可能であるかどうかとあるいは国の財政能力との関係といふような現実上の問題もあるわけでございします。このように、解決すべき種々の難点がございしますので、私どもとしては慎重な検討を要するといふふうに考へております。

○横山委員 いつに似合ふぬ朗読をして、慎重な答弁を、材料を検討されたようであります。敬意を表します。

ただ、私は、三十七条で刑事被告人の国選弁護人の制度は書いてあるが被疑者については書いてないから、三十四条で依頼権は与えておるけれども、書いてないから必要はないといふ論理はいささか納得しかねるものでありまして、これが仮に私の言うように被疑者に対する国選弁護人制度ができたからといって、憲法違反にはならないです。それはあなたも納得してくれらると思ひます。今言われたように、自白偏重傾向を除去する唯一無二の手段だと私は言つてゐるわけではないのです。けれども、まあ政治的に考へてみて、この検討に一步を進めることがいろいろな意味においても必要な時期ではないか、こういうことを言うておるので、確かに刑事局長のおっしゃるようないろいろな問題があるといふことは私は認めますが、しかしながら、そういう問題を含めてこの問題は、今後の拘禁二法の進展と見合つて検討に値する時期に来ておると私は政治判断をするわけなんです。それをやつてくれたら拘禁二法を

通すと言つてゐるのではないですよ、いいかね。けれども、そういう示唆を与えてあげると言つておるのです。法務大臣、いかがですか。

○嶋崎国務大臣 捜査の段階に着手した時期から弁護士をつけるかどうかという判断の問題につきましては、今刑事局長から御説明がありましたように、非常に幾つかの条件があるんだろうといふに、私たちは思つておるわけでございします。しかし、いろいろそういう点についての多くの議論があるといふことは我々承知しておりますけれども、よくこの問題についてはひとつ実情を調べまして、検討を進めてまいりたいと思つておる次第であります。

○横山委員 同じ問題で、再審請求人への国選弁護権の問題があります。これはもう時間がございませぬから多くを申しませんが、刑務所の中に閉じ込められておる被告が再審請求するためにどのくらいの努力をするか、金がかかるか。再審開始になればそれはいいのです。いいけれども、開始になるまでの努力といふものは並み大抵のことではないことは容易に想像できることであります。だから、この再審請求人への国選弁護制度、それから家庭裁判所少年事件に対する国選付添人。それから、刑訴法三十七条、刑訴規則二百七十九条、未成年者、高齢者、雙眼者、心身障害者は任意的弁護事件でも裁判所は国選をやつておると言ふんだが、この扱いの問題等々国選弁護人制度について、この際政府としてはいろいろな角度から検討をすべきであると思ひます。いかがでしよう。

○寛政府委員 最初の再審請求段階における国選弁護の問題でございしますが、再審請求の性質が通常手続による確定判決を経たもの、手続である、その他性格がいろいろ異なるのか、これに国選弁護人を付するについていろいろ問題があるといふことは、横山委員十分御承知のとおりであると思ひますので省略いたしますが、社会党、共産党あるいは日弁連から提案されておりますいわゆる再審法改正案におきましては、国選弁護人制度に

関する提案が含まれていることは十分承知しております。そういう事情もございまして、私どもでも現在再審法改正問題を検討しておるわけでございます。この検討に当たりましては、この点も一つの重要な問題点として論議の対象としていくところでございます。

それから次に、少年審判中の少年に対する国選、これは言葉は国選付添人ということにはなろうかと思いますが、御承知のように昭和五十二年六月二十九日、法制審議会の会長から法務大臣に対する少年法改正に関する答申におきまして、その中に「弁護士である国選付添人の制度を設ける。」ということが挙げられておりますことは御承知のとおりでございます。これを受けまして、現在法務省におきましてはこの答申の線に沿って検討中でございます。

○横山委員 警察から来てもらっておりますが、以上の私の質疑の中における問題として、警察としては憲法三十四条による抑留、拘禁の要件、不法監禁に対する保障、あなたには弁護士を選任することができまう、あなたはなぜ拘禁、抑留をされたかという告知をしておるかどうか、これが一つ。二つ目は、弁護士の皆さんの話を聞くことも、被疑者になつて豚箱におる、会いに行つてもちつとも会わせてくれぬとか、まだ取り調べ中だからいかぬとかいうように、憲法三十四条における弁護権について障害をしておるという訴えが極めて多い。それから、先ほど私が言ったように、警察の留置場における自白偏重傾向、それが拘禁二法の審議の舞台裏での国民、国会内における留置場に対するいろいろな不信、そういうものが重なつて拘禁二法、留置施設法案は敗残の運命に遭つたといふことについての反省を含めて、御答弁を願ひたいと思ひます。

○中門説明員 お答えいたします。  
まず最初の弁護士選任権の告知についてでございますが、これはもう御承知のとおり刑事訴訟法第二百三条に規定がございまして、被疑者を逮捕し、または逮捕された被疑者を受け取つたときに

は、司法警察員は犯罪事実の要旨を告げ、弁護人を選任できるということを告知しなければならぬことになつておりまして、この規定を履行しておるところでございます。この際は、弁解録取書というのをとるようになっておりまして、その弁解録取書の中に弁護人についての被疑者の意向について記載をするようにいたしております。

それから、第二点目の弁護人の接見の問題でございますが、これにつきましては御承知のとおり刑事訴訟法第三十九条と規定がございまして、一般的に弁護人が選任されました接見を申し出てまいりました場合には、刑事訴訟法第三十九条第三項に、捜査のため必要があるときは接見の日時、場所、時間等を指定することができるようになつておりますが、そういうふうなケースはその指定を行いますし、また捜査のための必要との関連がない場合には接見をいたいただくというふうな措置をしておるわけでございます。(横山委員「そんなことは知つておる、実態はどうかということだ」と呼ぶ) 実態につきましては、個々のケースによりまして、事案によりまして異なるわけでございますが、ケース・バイ・ケースで処理をしておるわけでございます。

なお、三点目の自白偏重の問題でございますが、これも言うまでもなく、私も捜査をする場合に自由に偏重しないということは当然のことでございます。先ほど法務省の刑事局長も申されましたような物的な証拠からの事実の解明というのとあわせて、被疑者の供述につきましてもその任意性あるいは信用性の確保に最大限の配慮をとり取り調べを行うということで指導しているところでございます。

○横山委員 私の質問はこれで終わるのですけれども、今の最後の御答弁を聞いて、つくづく本當にそうなら——ここ数年、最高裁で死刑囚が再審開始になつたり無罪になつたり、本當に一世を聳動させる無罪裁判が続出した。裁判官も反省しなければいかぬ、検察陣も反省しなければいかぬ

が、一番反省しなければいかぬのは警察ですよ。警察がそういう反省もなくしてやつておるから拘禁二法は通らないのですよ。それをよく考えてもらわなければいかぬ。  
以上で質問を終わります。

○片岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。  
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)  
○片岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)  
○片岡委員長 近藤鉄雄君外七名提出、工場抵当法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤鉄雄君。

○近藤(鉄)議員 工場抵当法の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明申し上げます。  
近年、大規模にして、多チャンネル・多目的な有線テレビジョン放送事業の活動が活発化しており、地域の経済、社会、文化の発展に大きな役割を果たすものとして期待されているところでありまう。しかし、有線テレビジョン放送事業は典型的な装置産業であつて、その施設を建設、拡張、更改する際には多額の資金を必要としており、今後、有線テレビジョン放送が高度情報社会における重要な社会基盤として順調に発展していくためには、多大の資金が円滑に融資されることが必要であります。この法律案は、有線テレビジョン放送事業に工場抵当法による財団抵当制度を適用し、もつて有線テレビジョン放送の振興を図ろうとするものであります。

その内容は、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工場抵当法における工場とみなすこととしようとするものであります。  
以上がこの法律案の趣旨であります。  
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
○片岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。高村正彦君。

○高村委員 アメリカでは、CATVは衛星と結びついて大変な発展を遂げていると聞いているわけでございます。日本の中でも、難視聴の解消というところから都市型CATV施設の計画もどんでんできて聞いておりますけれども、今後日本においてCATVの将来性はどうかのかというところを、提案者でありこの問題について最も造詣の深い近藤鉄雄先生にお尋ねしたいと思ひます。

○近藤(鉄)議員 お答えいたします。

高村先生からも御指摘がございましたように、アメリカにおいてはCATVに長い歴史があるわけでございますけれども、特に非常な振興を見ましたのは、通信衛星を打ち上げられまして、その通信衛星のチャネルを利用して非常に多くの番組がアメリカ各地のCATV局に配給されることが可能になり、それがいろいろなソフトの開発と相まって世界で最もCATVの普及している国に今なっていると私も考えているわけでありまして。

日本におきましても、これも御指摘がございましたように、CATVは難視聴解消のための一手段として過疎山村地域にしかるべき番組を提供することが当初その目的であった場合が多かったわけでございますが、しかし、近年になりまして、いわゆる多メディアといえますか多チャネルといえますか、数多くのいろいろな放送の要求が都市を中心と大きくなりまして、そういった要求にこたえての都市型CATVが各地において漸次普及しているのが現状でございます。

そうしたことで、これからはますます、高度情報社会、ニューメディア時代を迎えまして、単に一律の放送、テレビではなしに、それぞれの地域の個性にに応じ、またそれぞれの嗜好、趣味に応じた形でCATVがさらに普及されることになると思ひますし、また一方、アメリカにおけるように通信衛星が今後日本で打ち上げられてきてそのチャネルの利用が普及してまいりますと、通信衛星のチャネルを使つてのCATVの番組提供が、これも漸次普及してくるというふうに考えるわけでありまして。したがって、私も日本におけるCATVはこれからさらに大きく発展するものであると考えております。

○高村委員 日本においても、現在でも四百万世帯ぐらいがCATVを利用している、地域情報ニュースの提供等に大変な役割を果たしているといわれていますが、地域文化の振興とか地域社会の活性化にどういう役割を果たしているのか、これから果たしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○近藤(鉄)議員 CATVに対する非常に大きな期待は、東京において見られる番組を地方において見ることができない、それをCATVを通じて自分たちも見たいという要望が一方であり、それは例えば放送衛星なんかを通じて全国に番組を供給できるわけでありまして、しかし、同時に、地域地域の特性に応じたニュースからいろいろな行事、そしてまた地域に合った文化的なものをCATVで見たたいという要望も並行して強くなつてくると私も考えておるわけでありまして。

そんなことで、単に全国一律の番組の提供ではなくしに、地域文化の振興から地域スポーツの振興、さらには地域における教育の振興、そういったものに対する強い要望を受けて、それぞれの地域ごとのCATVが多面的な発展をするであろうと私たちは考えております。そういった多チャンネル化と地域地域の個性に合った文化の振興といったものが地域の文化活動、そして経済活動の活性化に大きな貢献をするものであると私たちは考えております。

○高村委員 今の提案者の御説明によりまして、CATVというのは大変公共性があるものと理解したわけなのですが、CATVは公共性があるものだと今後考えていかなければいけないと思ひますが、この点についての郵政省のお考えについてお伺いしたいと思います。

○徳田政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、CATVというのは今後進展いたします高度情報社会におきまして極めて重要な役割を果たすことになるのではないかと、そのように考えておる次第でございます。したがって、公共性は極めて高いと私も考えておるわけでございます。そういう趣旨から申し上げますと、公共性にふさわしいCATVになるように郵政省といたしましては行政施策を講じていかなければならない。具体的には税制上の優遇措置を講ずるか、あるいは財政投融資を活用する、こういうようないろいろな措置を講じまして必要なる環境整備を図つてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

○高村委員 先ほど、提案者から、CATVも都市型になつて大規模、多チャンネルといった方向に進んでいるというふうなお話もあつたわけでございますが、その建設には莫大な投資が必要だと思ひますが、その資金借り入れの問題点というのを御説明いただきたいと思ひます。

○徳田政府委員 お答え申し上げます。現在、CATV施設全体を一括してこれに抵当権を設定するという制度がございません。したがって、CATVの施設を建設する場合、あるいは施設をさらに拡充する場合、あるいは更迭するような場合には、山林であるとか田畑であるとか家屋、こういうような経営者の個人財産を抵当に入れるとか、あるいはその経営者個人の信用を背景といたしまして融資を受けるというような状況にあるわけでございます。

実際にCATV施設を建設する場合には莫大な資金を要するわけでございますが、一例をちよつと申し上げますと、三万加入の施設で全体で四十四億円程度の資金が必要でございます。このうちほとんどは引つ張るケーブルの費用とその工事費でございます。このために一加入当たり大体十二万円の費用がかかります。したがって、三万加入ですと三十六億がその費用である。残りはスタジオの設備であるとかそのスタジオの建物あるいは土地、こういうものでございます。したがって、三万加入で四十四億という莫大な資金を要するわけでございます。

こういう資金調達のためにこれまで具体的にどういった事例があるかということでございますけれども、二、三の例をちよつと御紹介申し上げます。二、三の例をちよつと御紹介申し上げます。

○徳田政府委員 これは一万五千加入の施設の例でございますけれども、昭和五十五年にその施設を拡張するための工事資金といたしまして三千万円を中小企業金融公庫に借り入れの申し込みをいたしました。

たしたそうでございますが、公庫の方から、ケーブルとかあるいは増幅器、こういう施設は担保にならないというふうに言われまして、やむなく社長が持つておりました自宅を担保にしてお金を借りたという例がございます。

それからもう一つは、ちよつと規模の小さい三千加入程度の施設でございますけれども、こういう施設を最初に建設するときに、工事資金として一億円の資金を借り入れるために地元の信用金庫に申し込んだら、そうでございますけれども、同じくこのCATV施設というのは担保にできないということ、この会社の役員十五名の連帯保証によりまして社長と副社長の個人の担保を供しまして資金を借り入れた、こういう例がございます。

その他、担保物件がないために、せつかく借りようとしても資金の借り入れができなかつたという例もございまして。

○高村委員 先ほどからの提案者並びに郵政省の御説明によると、CATVは大変将来性があつて、地域文化の振興、地域社会の活性化に大きな役割を果たす、そういうことから公共性も大変あるのだ、そういうものが金融が受けられないために建設ができないという事例もあるということ、この工場抵当法の改正というのはまさに時に宜を得たものだ、こう思ふわけでございますが、この法案について政府提案をなせないのであるかということをお伺いしたいと思います。

○稲葉政府委員 御案内のとおりこの法律は明治三十八年にできた法律でございます。かなり古い法律でございます。その主な対象はいわゆる第二次産業と申しますか製造を中心とする工場というわけでございまして、このほかに、時代の進展に伴つて有線放送テレビのほかにいろいろ同じような取り扱いを要求されるものがあるのではないかと、この危険の念があるわけでございます。これは私どもの対応ができていないという面ももちろんあるわけでございますけれども、そういう見直しをするために政府提案をするすれば、相当の

時間をいただきたいというふうに考えているわけ  
でございます。一方では、こういう要請が非常に  
強いということもございまして、政府提案にはで  
きないけれども議員提案の形で今回の国会に提出  
された、こういうことだと考えております。

○高村委員 法務省自体も、議員提案されてこう  
いう改正がされることは好ましいと考えておられ  
るわけですか。

○稲葉政府委員 私どもとしては、今申し上げた  
ようにできるだけ全面的な見直しをしてやる方が  
法制的には望ましいというふうに思っております  
けれども、そういう御要望がある限りにおいてこ  
れを満たすということについてはいささかも反対  
するものではありません。

○高村委員 全体的な見直しができきれいな形  
ができないと必要でも政府提案はできないのだと  
いうことは、私自体はよく理解できないのです  
が、それはそれとして、工場財団抵当の適用範囲  
具体的にCATVの施設のどのようなものに適用さ  
れるのかということをお尋ねしたいと思えます。

○徳田政府委員 工場財団の範囲でございませ  
が、このCATVの施設の放送所というのがござ  
います。スタジオ等があるところ、ございませ  
が、この放送所の土地建物、こういう不動産はも  
ちろん該当するわけでございますけれども、さら  
にCATVの施設を構成いたしますスタジオ等に  
ございまして放送設備であるとか、あるいは各家庭  
まで引張つておりますケーブルでございましてと  
か、途中に増幅器というのがある入つてござ  
います。こういう機材類も全部含まれるわけござ  
います。

○高村委員 今、適用範囲についてお答えいた  
だいたわけですが、経済的にはどの部分に一番価値  
があるのでしょうか。

○徳田政府委員 スタジオ設備と各家庭までのケ  
ーブルと二つに分けられようかと思うございま  
すが、実際にかかる費用としてはケーブル類に  
大体八割ぐらいの経費がかかります。スタジオと  
かというところは全体の二割程度でございます。

したがって、従来の抵当権設定ができます土地、  
建物はほんの一部でございまして。抵当権の設定で  
きない線材類の材料と工事費、これが圧倒的な部  
分を占めておるということでございまして。

○高村委員 先ほど、難視聴解消から大規模、多  
チャンネル都市型CATVもどんどんふえる趨勢  
にあるというお話があったわけですが、現時点に  
おける都市型CATVの申請受理件数あるいは許  
可の状況といったことについて、わかつていた  
らお知らせいただきたいと思えます。

○徳田政府委員 お答え申し上げます。  
私も、通常、都市型CATVと申し上げてお  
るわけでございますけれども、必ずしも定義は明  
確ではございませんが、一応大規模なものとい  
しまして、一万端子以上の規模のもの、しかも多  
チャンネルのもの、多目的なもの、こういうよう  
なCATVを仮定いたしますと、こういう種類の  
該当するもので既に受理されております件数とし  
ては、現在全国で二十四件の申請がございま  
す。それから、この程度の規模のもので既に設置許可  
が出されましたCATVでございまして、現在東  
京の町田市で建設しようとしておりますインタ  
ナショナル・ケーブルネットワーク、ICN、こ  
ういふような施設を初めていたしまして、全部で  
九件のものが許可済みでございます。

○高村委員 見込みをちよつとお尋ねしたいので  
すが、申請されている都市型CATVは、工場抵  
当法が改正された場合に、この制度を利用して新  
たに金融を受けるという見込みが非常に強いと思  
われますか、どうなんでしょうか。

○徳田政府委員 先ほど大体の所要金額について  
御説明申し上げたわけでございますけれども、三  
万加入で約四十四億かかりますので一万加入でも  
十億から二十億ぐらいのところだろうと思いま  
す。そのような多額の資金を要しますので、抵当  
法が改正されましたならば、ほとんどの事業者は  
新しく施設をする場合にこの制度で融資をしてい  
ただくということになるのではないかとと思つてお  
ります。

○高村委員 CATVの施設の建設について、こ  
の法案によつて民間資金の活用がしやすくなる  
というわけでございますけれども、先ほど大変公共  
性があるものだという御説明があったわけですが、  
この法案以外の点で、CATVの育成策あるいは  
振興策は現在どういうことをやっておるか、将来  
どういふことをやりたいのかということをお尋ね  
したいと思えます。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、このCA  
TVは非常に大きな潜在性を秘めたといいま  
す。将来に非常に可能性を持ったメディア、施設  
であるわけでございます。したがって、今後  
進展する高度情報社会におきまして地域社会に密  
着した通信システムとして機能することが期待さ  
れておるところでございますので、郵政省とい  
まして、財政投融資を活用するとか、金融税  
制面の措置を講ずるとか、技術開発が進んでお  
りますので新しくそういう技術の基準の策定をする  
とか、実際にCATVの事業を始める場合に一つ  
の大きな問題として番組のソフトの供給上の問題  
がございまして、この円滑化を進めていくと  
か、CATVの施設を設置する場合の道路の占用  
許可の問題あるいは電柱共架の問題とかいった問  
題もございまして、これらについて関係の機関  
との協議を進めていくとかいうようなことで、必  
要な環境整備等を進めておるところでございます  
まして、今後ともこれらの施策を積極的に推進いた  
しまして、育成、振興に努めてまいりたい、そのよ  
うに考えておる次第でございます。

○高村委員 電電関係の整備法はもう既に施行さ  
れてしまつたわけですが、この附則第二項は必要ない  
のじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○近藤(鉄)議員 先生御指摘のとおりでございま  
して、私も、昨年来この工場抵当法の改正をお  
願ひしておつたわけでございますが、現在既に電  
電関係の法律は全部成立、施行されておりますの  
で、附則第二項の点につきましては後ほど修正を  
お願いしたいというふうに考えております。

○高村委員 懇切丁寧、明快な説明をどうもあり  
とうございました。

○片岡委員長 次回は、来る二十四日金曜日午前  
十時理事会、午前十時十分委員会を開会すること  
とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十七分散会

### 工場抵当法の一部を改正する法律案

工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の  
一部を次のように改正する。

第一条第二項中「放送法三調フ放送」を「放送  
法(昭和二十五年法律第三十二号)ニ調フ放送  
又ハ有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律  
第百十四号)ニ調フ有線テレビジョン放送」に改  
める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法  
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の  
一部改正)

2 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法  
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(昭和五十九年法律第八十七号)の一部を次の  
ように改正する。

第十三条のうち第一条第二項の改正規定中  
「又ハ」を「若ハ」に、「電気又ハ」を「電  
気若ハ」に改める。

### 理由

有線テレビジョン放送の事業の振興に資するた  
め、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所  
を工場抵当法における工場とみなす必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。





昭和六十年五月二十九日印刷

昭和六十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K